

## 決算特別委員会の記録

開催年月日	令和元年 10 月 16 日 (水曜日)
開催時間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 57 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	岸 本 小 泉 山 田 杉 崎 太 田 関 口 (議長)
欠席委員	なし
説明者	亀山福祉部長 内田福祉課長 原副主幹 千野主査 執行主任主事 鈴木福祉部参事 (兼) 高齢介護課長 仲手川副主幹 佐野主査 伊波主査 長谷川主査 石黒主任主事 三留保険年金課長 磯崎主幹 大平主幹 一島副技幹 松本主任主事 伊藤健康子ども部長 宮崎子育て支援課長 加藤副主幹 秋庭副主幹 野呂副技幹 伊藤保育・青少年課長 徳江副主幹 横山副主幹 亀井健康・スポーツ課長 今澤技幹 大山副主幹 嶺主査 門脇主査
案 件	(付託議案) 1. 議案第 49 号 平成 30 年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について 2. 議案第 50 号 平成 30 年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 3. 議案第 51 号 平成 30 年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について 4. 議案第 52 号 平成 30 年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 5. 議案第 53 号 平成 30 年度寒川町 (仮称) 健康福祉総合センター用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について 6. 議案第 54 号 平成 30 年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について
議会事務局	新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 鈴木主査

【岸本委員長】 おはようございます。決算特別委員会も2日目となりました。昨日は遅くまでの審査、ありがとうございました。

本日は、本来であれば、町民窓口課からの審査でございましたが、昨日町民部の審査が終わりましたので、本日は福祉部福祉課からの審査となります。残り3日となりますけれども、しっかりと皆様で審査していきまして、今後の決算、そして予算のための時間をつくっていききたいと思います。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

---

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日は、福祉部福祉課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

亀山部長。

【亀山福祉部長】 皆さん、おはようございます。昨日に引き続きよろしく申し上げます。

それでは、これより福祉部が所管いたします平成30年度一般会計及び4特別会計の決算の審査をお願いいたします。

まずは、福祉課が所管いたします一般会計及び(仮称)健康福祉総合センター用地取得事業特別会計になります。説明につきましては内田福祉課長が、また、質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 内田課長。

【内田福祉課長】 おはようございます。それでは、福祉部福祉課所管の歳入歳出決算について説明させていただきます。

決算書は、69ページから76ページになります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費から2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。説明につきましては、タブレット資料020福祉課一般会計令和元年寒川町議会第1回定例会9月第2回会議決算特別委員会説明(参考)資料、一般会計予算に基づきご説明させていただきたいと思っております。

タブレットをお開きください。2ページから33ページまでが一般会計の説明資料、34ページから40ページまでが参考提出資料で、資料1、寒川町の障害者の現状について、資料2、平成30年度自立支援給付費等決算資料、資料3、平成30年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達実績となっておりますので、よろしくお願いいたします。

タブレットの2ページをごらんください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉費総務費でございます。000101職員給与費でございます。福祉課14名と高齢介護課4名の給与、職員手当等及び共済費などの人件費の支出でございます。

3ページをごらんください。000201社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費でございます。主な内容としましては、報償費は、寒川町地域福祉計画推進会議を開催し、平成28年度からスタートした町の第3次地域福祉計画と町社協の第4次地域福祉活動計画を一体化した寒川町みんなの地域福祉つながりプランの進行管理及び30年度からの実施計画の確認を行いました。報償費は、16名の委員への記念品代等を支出したものでございます。旅費は、職員の普通旅費で5,924円、需用費は、消耗品費で参考図書代5万3,136円を購入したものでございます。

続いて、下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、決算書は41、42ページの14款県支出金2項県補助金7目交付金1節社会福祉費交付金の遺族等援護事務交付金は、需用費の消耗品費へ充当しております。金額は県の配分基準にて交付されるものでございます。

以下、各事業ごとの歳入説明におきまして、決算書のページと款項目節は記載のとおりでございますので、省略させていただきたいと思っております。

タブレットの4ページをごらんください。000301民生委員児童委員活動事業費でございます。報酬は、地域福祉のかなめとしての的確な相談、支援へつなげるため活動している民生委員児童委員の活動を推進するための経費で、主な内容としましては、民生嘱託員69名分の報酬及び民生委員を推薦する機関として民生委員推薦会を1回開催しましたので、その委員報酬でございます。旅費は、職員の普通旅費です。負担金補助及び交付金は、県が負担しています民生委員児童委員活動費と地区民生委員児童委員協議会活動費を町経由で協議会へ補助したものでございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節民生委員児童委員活動費等負担金は、民生委員推薦会委員報酬に1万1,200円、民生委員児童委員協議会補助金に448万7,890円充当しています。

タブレットの5ページをごらんください。000401社会福祉協議会補助事業費でございます。地域福祉活動の推進を図るため、さまざまな事業を展開している寒川町社会福祉協議会の事業費等の補助を行ったものでございます。平成30年度に行った主な事業内容といたしましては、地域における居場所づくりであるサロン活動や小中学校で障害者体験などの福祉教育事業、日常生活の資金管理を支援するあんしんサービスなど、権利擁護事業などを実施いたしました。

タブレットの6ページをごらんください。000501避難行動要支援者支援事業費でございます。需要費は、通知や返信用の封筒の用紙類の購入費等でございます。在庫の使用により執行はしておりません。役務費は、郵送料でございます。使用料及び賃借料は、平成28年度より避難行動要支援者名簿と地図情報が検索できるシステムを導入したパソコンを借り上げたリース料でございます。

タブレットの7ページをごらんください。000601行旅死亡人関係経費でございます。平成30年度は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき葬祭等を行った案件はございませんでした。

タブレットの8ページをごらんください。000701戦没者遺族等援護事業費でございます。需用費は、町戦没者追悼式への生花代、負担金補助及び交付金は、町遺族会への補助金と茅ヶ崎寒川被爆者の会への補助金でございます。扶助費としまして、原子爆弾被爆者見舞金12万円を支給いたしました。

タブレットの9ページをごらんください。000801福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉の増進を図る施設である福祉活動センターの建物の維持管理を社会福祉法人翔の会に指定管理委託しているものでございます。役務費は、建物保険料で、委託料は、指定管理者による維持管理業務委託でございます。

タブレットの10ページをごらんください。001001保護司会活動支援事業費でございます。社会を明るくする運動や保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図る保護司会の活動を支援することを目的とした経費で、主な内容といたしましては、茅ヶ崎地区保護司会及び寒川地域保護推進委員会への補助金を支出しております。

タブレットの11ページをごらんください。001201地域福祉基金積立金は、社会福祉の増進を図る事業の財源に充てるため、これを社会福祉基金として積み立てるもので、内容は利子でございます。残高につきましては、予算書の169ページ(11)社会福祉基金をご参照ください。

タブレットの12ページをごらんください。001601災害等見舞金支給事業費は、自然災害等の被災者に対し見舞金を支給し、福祉の増進を図るもので、入院治療1件、家屋の全焼6件、消火損害3件を支出いたしました。

タブレットの13ページをごらんください。001701(仮称)健康福祉総合センター用地取得事業は、(仮称)健康福祉総合センター用地購入費を償還するために(仮称)健康福祉総合センター用地取得事業特別会計へ繰り出したものでございます。平成31年3月償還分をもって完済いたしましたものでございます。

続きまして、障害福祉関係でございます。決算書は71ページから74ページでございます。

まず初めに、タブレットの35ページをごらんください。資料1、寒川町の障害者の状況について年度別、障害者別の手帳所持者数でございます。年度当初の4月1日を基準日としての集計でございます。平成31年度で見ますと、障害者総数のうち身体障害者が63.3%、知的障害者が17.9%、精神障害者が18.8%の割合でございます。全体としては年々微増している状況でございます。

次に、タブレット36ページの2、障害支援区分認定状況でございます。1年間に認定した障害者区分ごとの集計で、身体、知的、精神の計でございます。計の総数を見ていただくと、認定件数は年度により増減していますが、平成29年度の認定者が多いのは、区分認定が3年ごとに行われ、平成17年スタートの認定者が4回目の更新を迎えたことが主な理由でございます。

次に、タブレット37ページ、3、支給決定状況でございます。一番下の合計欄をごらんください。障害福祉サービスの利用を申請され、決定された件数でございますが、障害当事者の重度化や家族の高齢化に伴い増加傾向にございます。

それでは、タブレットの14ページにお戻りください。2目障害福祉費でございます。000101障害福祉事務経費は、障害福祉事業全般にわたる事務経費でございます。旅費は、事務担当者研修や認定調査等に伴う交通費でございます。需要費は、受給者用の用紙購入費や封筒などの印刷製本費でございます。役務費は、通信運搬費で、自立支援医療受給者証の郵送料でございます。委託料は、障害福祉総合システムの運用保守委託料でございます。使用料及び賃借料は、コンピューター借上料と有料道路通行料でございます。

タブレットの15ページをごらんください。0002障害者自立支援事業費01障害者自立支援給付事業費は、障害者総合支援法に基づく事業で、報酬は、障害支援区分認定審査会の経費として、審査会委員4人の報酬で、12回審査会を開催し、85件の認定をしております。報償費は、審査会委員の研修に伴う謝礼ですが、昨年度は実績はございませんでした。役務費は、通信運搬費として支給決定通知等の郵送料、手数料として、認定用医師意見書作成手数料及び自立支援給付費等支払手数料でございます。

次に、扶助費でございますが、別紙資料でご説明させていただきます。もう一度タブレットの38ページにお戻りください。平成30年度自立支援給付費等支払実績でございます。介護給付費は、障害者総合支援法により障害者とその家族等に日常生活の介護を中心とした援助を行うもので、居宅介護から施設入所支援までの8事業の経費でございます。

次に、②訓練給付費は、障害者の生活及び就労のための訓練を行うもので、共同生活援助は、グループホームで生活をされている方への支援費で、就労継続支援B型は雇用契約のない就労の場としての事業支援でございます。自立訓練の機能訓練は、平成29年度は対象者がおりませんでした。30年度は1名の方が対象となり、給付が発生しております。また、新たなサービスとして就労定着支援が加わり、8事業の経費でございます。

次に、③その他でございます。地域移行支援は、平成29年度は対象がおりませんでした。30年度は1名の方が対象となり給付が発生しております。計画相談支援は、サービス等利用計画やそのモニタリングを作成したときに作成事業所へ支払う給付費でございます。

④県の単独事業でございますが、地域で生活する知的障害者や精神障害者の自立生活を促進するため、グループホーム運営の安定化や重度障害者の介護加算など、県が上乘せして行っている事業で、県制度とともに助成したものでございます。

次に、⑤町の事業は、障害者等が円滑に外出することができるよう障害者等の移動を支援した移動支援事業、日中一時的に障害者を預かり、障害児者を持つ介護者の負担の軽減及び就労促進の立場から支援する日中一時支援事業、家庭において入浴の困難な重度の障害児者に対し、心身の機能維持向上及び家族の身体的労苦の軽減を図るため実施する訪問入浴サービス事業でございます。

⑥の児童通所事業につきましては、後ほどまた説明させていただきます。

タブレットの15ページにお戻りください。扶助費でございます。扶助費につきましては、ただいまご説明いたしました自立支援給付費の合計額と一致しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、下表をごらんください。全て扶助費への充当でございますが、歳入番号1番、細節障害者自立支援給付費等国庫負担金は、3億9,230万6,000円の充当で、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

歳入番号2番、細節地域生活支援事業費補助金は、719万1,000円の充当で、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1ですが、割落としがあり、国の予算内の配分で歳入されています。

歳入番号3番、細節障害者自立支援給付費等県費負担金は、2億1,148万614円の充当で、負担割合は歳入番号1番のとおりです。

歳入番号4番、細節市町村事業推進交付金は、751万9,000円の充当で、負担割合は2分の1です。

歳入番号5番、細節地域生活支援事業費補助金は、359万3,000円の充当で、負担割合は2分の1です。

歳入番号6番、細節障害福祉費国庫負担金過年度収入は、3,074万8,568円の充当でございます。備考欄、他充当先及び充当額は記載のとおりでございます。

タブレットの16ページをごらんください。000202補装具交付等事業費でございます。障害者の更生のために必要な補装具の購入、または修理を行った際の費用を支給したもので、扶助費として、補装具の交付及び修理96件分の費用を支出しております。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節障害者自立支援給付費等国庫負担金416万3,589円及び歳入番号2番、細節障害者自立支援給付費等県費負担金207万3,080円は、扶助費へ充当しています。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。

歳入番号3番、細節住宅障害者福祉対策推進事業補助金9万2,000円は、中軽度難聴児の補聴器で、同じく扶助費へ充当しております。補助率は2分の1でございます。他の充当先及び充実額は記載のとおりでございます。

タブレットの17ページをごらんください。000203療養介護医療費助成事業費でございます。医療と介護を常時必要とする障害者が、国で定める病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で介護を受ける場合、その医療分を給付するもので、役務費は、国保連等へ支払った事務手数料で、扶助費は8名分の医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節障害者医療費国庫負担金436万4,128円及び歳入番号2番、細節障害者自立支援給付費等県費負担金207万604円を扶助費へ充当してございます。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの18ページをごらんください。000204障害者虐待防止対策支援事業費につきましては、障害者虐待防止法に基づき、24時間365日障害者虐待にかかわる通報届け出の受理及び緊急時の一時保護のための居室確保という体制整備を図ることによって、障害者の権利擁護を図るもので、委託料は、居室確保のための体制整備の費用でございます。なお、案件は3件ございました。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節地域生活支援事業費補助金18万8,000円及び歳入番号2番、細節地域生活支援事業費補助金は9万4,000円で、委託料へ充当しています。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレット19ページをごらんください。000205更生・育成医療費助成事業費につきましては、身体障害者に対しその障害を除去、または軽減するために必要な医療を受けた場合の医療費等を給付するもので、成人対象の更生医療費助成事業費と児童対象の育成医療費助成事業とあわせて1つの事業と

しております。役務費は、手数料で、国保連等への事務手数料で、負担金補助及び交付金は、医学的判定の業務負担金でございます。扶助費は、7,605万3,855円でございます。対象となる方は46名でございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節障害者医療費国庫負担金及び歳入番号2番、細節障害者自立支援給付費等県費負担金は、扶助費へ充当しています。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの20ページをごらんください。0003地域生活支援事業費01相談支援事業費でございます。障害者本人、保護者、または介護を行う者等からの相談に応じ福祉サービスの調整や必要な情報の提供、助言を行い、障害者の自立を支援する事業でございます。主な内容といたしまして、共済費及び賃金は、非常勤職員として精神保健福祉士1名の社会保険料と賃金でございます。報償費につきましては、地域自立支援協議会委員13人分の謝礼を支出したものでございます。内容といたしましては、2,000円相当の記念品でございます。旅費は、職員の普通旅費、役務費は、手数料で、被後見人ご当人に手続きできるご親族等がおられない場合や財産がなく手続きできない場合に町で支出するもので、成年後見制度利用支援事業として6万7,670円支出いたしました。委託料は、委託相談支援事業を社会福祉法人翔の会、生活相談室すまいる及びNPO法人藤沢相談支援ネットワークゆいっとに委託し、実施したものでございます。扶助費の42万3,000円は、成年後見人への報酬でございますが、被後見人ご当人に財産がない場合など町で支出を行った2件分でございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節地域生活支援事業費補助金、歳入番号2番、地域生活支援事業費補助金は、上段の歳出のとおり各科目へ充当しております。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。

歳入番号3番、成年後見制度申立費返戻金5万6,830円は扶助費へ充当いたしました。これは、町長申立分で、裁判所の命により被後見人の財産から町に返却された分でございます。他の充当先及び充当額は備考のとおりです。

タブレットの21ページをごらんください。000302コミュニケーション支援事業費でございます。手話通訳者を設置及び派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を進め、福祉の向上を図る事業で、主な内容といたしましては、共済費及び賃金は、非常勤職員として設置手話通訳者1名の社会保険料と賃金で、福祉課窓口に通5日の勤務でございます。報償費は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の謝礼を支出したもので、主な派遣先といたしましては、医療機関、町主催事業でございます。延べ242件の派遣をいたしました。消耗品費は、要約筆記用のOHPフィルムやペンなどでございます。役務費は、手話通訳者等派遣事業に伴う保険料です。使用料及び賃借料は、設置手話通訳者が派遣先で利用した駐車場料でございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節地域生活支援事業費補助金及び歳入番号2番、細節地域生活支援事業費補助金は、上段の歳出のとおり、各科目へ充当しています。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。他の充当先及び充当額は備考のとおりです。

タブレット資料22ページをごらんください。000303日常生活用具給付等事業費につきましては、在宅の重度身体障害者等に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図っていくものでございます。役務費は、通信運搬費の郵送料で、扶助費はストーマ用装具、紙おむつ及びその他の日常生活用具188件を給付したものでございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節地域生活支援事業費補助金及び歳入番号2番、細節地域生活支援事業費補助金は、扶助費へ充当しています。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。他の充当先及び充当額は備考のとおりです。

タブレット資料23ページをごらんください。000304地域活動支援センター機能強化事業費につつま

しては、地域の実情に応じ、障害者の創作活動や生産活動の提供、社会との交流促進等を目的として実施しているもので、委託料は、町内にあります地域活動支援センターFの運営をNPO法人ともだちに委託したものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの利用に対する町民の利用者分を茅ヶ崎市との協定に基づき支出したものでございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節地域生活支援事業費補助金は、委託料へ充当しています。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。

歳入番号2番、細節市町村事業推進交付金は、委託料へ充当しており、補助率は県2分の1でございます。

歳入番号3番、細節地域生活支援事業費補助金は、委託料へ充当しており、補助率は歳入番号1番と同様でございます。

歳入番号4番、細節地域活動支援センター負担金は、茅ヶ崎市民が寒川町内の地域活動支援センターFを利用した場合の茅ヶ崎市からの負担金でございます。委託料及び負担金補助及び交付金へ充当しております。他の充当先及び充当額は備考のとおりです。

タブレット資料の24ページをごらんください。000305就業・就労支援事業費でございます。負担金補助及び交付金は、一般就労が困難な障害のある方に職業能力に応じた就労の場を確保し、職場定着を支援するための湘南地域就労援助センターを2市1町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の広域行政で行っているもので、これにかかる寒川町分の運営負担金を支出したものでございます。負担割合は人口割で、藤沢市59%、茅ヶ崎市34%、寒川町7%となっております。扶助費は、施設通所交通費助成95名分として325万3,710円、更生訓練費等給付事業5人分として7万3,560円を支給しました。なお、更生訓練費は最長2年間の支給でしたが、平成29年4月より新規受け付けを終了し、平成30年7月分をもちまして支給を終了しております。

ここで、申し訳ありません。タブレットのまた39ページと40ページをごらんください。資料3番、平成30年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達実績でございます。物品、役務、合わせて4件、調達先は、寒川町障害者事業所連絡会で、実績は合計で226万5,121円でございます。調達目標が220万円でしたので、目標を達成しております。

タブレットの40ページは、寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達品目の一覧になります。町内福祉事業所から調達できる内容の一覧でございますが、事業者等が限定されておりますので、なかなか調達が進まないのが課題であります。

タブレットの25ページにお戻りください。000306社会参加支援事業費につきましては、障害者の社会参加を促進するため、スポーツ教室の開催、スポーツ大会への参加支援、手話通訳者養成講座の開催、自動車改造費助成などの事業でございます。消耗品は、卓球の球の購入費でございます。委託料としては、手話講習会を町聴覚障害者協会に委託し、初級1、初級2コース全40回を開催したものでございます。負担金補助及び交付金は、障害をお持ちの当事者家族の団体や支援者団体が集まった寒川町福祉団体協議会への補助金です。1団体、肢体不自由児者親の会が30年度末での解散のため、30年度は補助事業は休止とのことで辞退されましたので、2万5,000円の執行残がございます。扶助費のうち、身体障害者自動車改造費等助成は、実績がございませんでした。福祉タクシー利用として103万3,500円の支出がございました。在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成するもので、59人から申請があり、2,067枚の利用がございました。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節まちづくり基金繰入金5万8,000円は、消耗品費へ充当しています。

歳入番号2番、細節地域生活支援事業費補助金及び歳入番号3番、細節地域生活支援事業費補助金は、委託料へ充当しています。補助率は国2分の1、県4分の1でございます。他の充当先及び充当

額は備考のとおりです。

タブレット26ページをごらんください。000307在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。委託料は、在宅重度障害者緊急通報システム委託料で、在宅のひとり暮らしの重度障害者に対し、希望に応じて緊急通報システムを設置し、24時間体制で緊急時の病気やけが等に迅速に対応する事業で、委託料として、緊急通報システム利用者1名分及び行方不明になるおそれのある障害児者の方をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に関係機関が連携して早期に発見、保護し、家族の不安をやわらげるため実施する事業である障害者のためのSOSネットワーク事業委託でございます。負担金補助及び交付金は、在宅重度障害者の生活環境の整備を図るため、既存住宅をその障害に適するように住宅改修する費用の一部を助成することにより、経済的負担及び障害福祉の向上を図る住宅設備改善費助成事業ですが、1件の申請があり、23万1,696円支出いたしました。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節市町村事業推進交付金2万2,000円は、委託料へ充当しています。負担割合は2分の1でございます。

歳入番号2番、細節在宅障害者福祉対策推進事業補助金11万5,000円は、負担金補助及び交付金へ充当し、負担割合は2分の1でございます。他の充当先及び充当額は備考のとおりです。

タブレットの27ページをごらんください。0004障害者医療費助成事業費01重度障害者等医療費助成事業費でございます。心身障害者の健康維持と福祉の増進を図ることを目的として、心身障害者が医療機関等で支払う保険診療の自己負担分を助成するものでございます。需用費の消耗品費は、医療証の用紙代、役務費の手数料は、医療費審査支払手数料の国保分、社保分を合わせた支払いをしたものでございます。扶助費は、対象となる1級・2級の身体障害者手帳、3級の内部機能障害の身体障害者手帳、A1からB1の療育手帳所持者、知的障害と認定された方のうち知能指数が50以下、1級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方の医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節重度障害者医療費給付補助事業補助金は、役務費と扶助費に充当しています。補助率は2分の1でございます。

歳入番号2番、重度障害者等医療費助成金高額療養費等返戻金は、本来保険者の負担する高額療養費の返還分で、扶助費へ充当しています。

歳入番号3番、細節重度障害者等医療費助成金過誤請求過年度返戻金は、過誤請求分の精算でございます。扶助費へ充当しております。他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの28ページをごらんください。0005障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業01障害福祉サービス等地域拠点事業配置事業費でございます。在宅の重度障害者等で障害特性により通常のサービスでは支援が困難な人や緊急的な支援が必要な人に、24時間365日対応できるように拠点事業所を配置し、サービス提供体制の整備を図ることを目的に、3市1町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及び鎌倉市の広域行政で、短期入所拠点事業所配置事業を行ったものでございます。内容といたしましては、寒川町分の運営費負担金を支出したもので、負担割合は人口割、登録割、利用数割で算出されております。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、細節市町村事業推進交付金でございますが、これは26万7,000円を充当しております。補助率は2分の1でございます。他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの29ページをごらんください。0007過年度国庫支出金返納金01過年度国庫支出金返納金につきましては、国庫負担金の過年度精算により生じた返納金でございます。

タブレットの30ページをごらんください。0008過年度県支出金返納金01過年度県支出金返納金につきましては、県支出金の過年度精算により生じた返納金でございます。

次に、決算書は73、74ページになります。タブレットは31ページをごらんください。5目000101



臨時福祉給付金給付事業費でございます。平成29年度実施済みの臨時福祉給付金の返戻金で、事務費といたしまして1,161万7,000円、事業費といたしまして2万4,000円を国へ返戻いたしました。

続きまして、決算書は75、76ページになります。タブレットの資料は32ページをごらんください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費000601児童福祉給付事業費でございます。役務費は、国保連等への通所給付費等支払運営手数料で、扶助費は、児童福祉法に基づき身体に障害のある児童、知的障害や精神障害のある児童に対し、日常生活や社会生活を営むために児童通所支援の給付費を支給したものでございます。

もう一度タブレット38ページの添付資料、平成30年度自立支援給付費等決算資料をごらんください。下になります⑥児童通所でございます。児童発達支援は、主にひまわり教室の利用に伴うサービス費でございますが、利用者が若干減少したため減となっております。放課後デイサービスにつきましては、利用者が増となっておりますので、増となっております。平成29年度と平成30年度の差は186万5,704円で、約1.4%の増でございます。

タブレットの33ページにお戻りください。平成30年度歳入決算の概要でございます。決算書は33、34ページになります。12款使用料及び手数料1項使用料2目民生費使用料3節社会福祉使用料の8万4,337円でございますが、これは、(仮称)健康福祉総合センター建設予定地を1月1日から3日までの間社会福祉協議会へ目的外使用での使用を許可しておりましたので、その行政財産使用料でございます。

以上で、一般会計決算の説明を終わらせていただきます。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。質疑をお受けいたしますので、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

太田委員。

**【太田委員】** それでは、何点かお伺いしたいと思います。まず初めに4ページ、民生委員児童委員の活動事業費の中で、委託報酬にかなり不用額が出ております。69名の方が30年度は民生委員さんとして活動していただけると先ほどお伺いしましたがけれども、30年度は何名ぐらい足りなかったのか、その足りない部分で全域をしっかり網羅できたのかお伺いしたいと思います。

2点目が6ページ、避難行動要支援者支援事業、こちらは各家庭に郵送して送り返していただくんだと思うんですけども、ここに自治会とか民生委員さんがかかわっていただきながら返送とかをされているのか、その辺の事務的などところをお聞かせいただけますでしょうか。

あと、全体的なんですけれども、給付事業が大変多いので、ここの部分はいたし方がないのかと思うんですけども、扶助費が、予算現額を見ると、当初予算に対して補正を組んでいるんだと思うんですけども、増額をされていて、けれども不用額が相当出ているという箇所が何カ所か見受けられます。金額にしても相当大きな金額になっていて、前年度と比較しても不用額がかなり出ております。今回特に全体的に不用額が多くなっているかと思うんですけども、その辺の予算の組み方、補正のあり方、その辺がきちんとできていたのか、扶助となると人の生身の部分なので、どうしても増減というのはあるのかと思うんですけども、不用額があまりにも多いのかと感じておりますが、その辺について30年度のご見解をお伺いしたいと思います。

**【岸本委員長】** 内田課長。

**【内田福祉課長】** 3点ご質問いただきました。1点目が、民生委員児童委員の欠員のことでございますが、30年度につきましては、4名の欠員でございます。予算につきましては、定数という中で予算組みをさせていただいておりますので、その分4名欠員の分が執行残として残っているというところでございます。この地区につきましては、隣接区域の民生委員さん、また地区の役員さん含めて回っていただくというか、担当していただくような形で行っておりますので、そこについては、何

とか民生委員児童委員活動としてはクリアできているのかと思っております。

2点目につきまして、絆プランでございます。事務手続きといたしましては、1月に新しく対象とされる方、高齢のひとり暮らしの方ですとか、お持ちになった担当の方につきましては、福祉課でリストアップさせていただいて、返信用封筒をつけて郵送でご通知をさしあげております。それについて新しく返送されてきた方につきまして、5月をめぐりに自治会及び民生委員児童委員の皆さんにそれぞれ担当するところについての全ての名簿をつくり替えるという形でお渡ししているという形で、その発送とか返戻について直接民生委員さんや自治会の方々がかわるといったところはないんですけれども、年間を通じてそういった活動というのをやっていますし、気になる方がありましたら、こういう制度なのでということで、登録していただくような声かけをさせていただいているところでございます。

3点目の扶助費の見込みでございます。委員にその中でもご指摘いただいたとおり、この部分につきましては、例年過去の伸びの見込み、前期と後期の見込みもありまして、そういったもの、あるいは過去の伸び率とか、過去の利用状況、現在の利用状況というのを勘案して、当初予算で足りなくなってきた部分について年度途中での補正をお願いしているところでございます。見込みについては、なかなか正確な数字というのは、結果としてどうなるのかというのは読めないところもありますので、足りなくなってしまうとは困るという中で、財政当局等にもお願いしながら補正を組んでいるというところがありますので、個々それぞれ自立支援給付、あるいは重度医療費、児童福祉費等につきましては、どうしても最終的には残が出てしまうというような中で、例年そういった積算をさせていただいているとご理解いただければと思います。

以上です。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず、民生委員の4名減というところで、今年度また改選があると思えますけれども、お一人の持ち分が随分違うところもあると思えますので、なかなか手がいらっしゃらないというご苦労されている部分は大変多いかと思えますけれども、高齢化社会、またひとり親家庭等々がいる中で大変重要な役目を果たしていただいているので、民生委員さんに対しては、なるべく定数に足りるように働きかけしていただければと思います。

あと、避難行動要支援者の支援事業に関しては、わかりました。1月に新しい方に発送して、送り返されてこない方に対する対応はどのようになっていますでしょうか。そのままなのか、そのフォローがあるのかどうか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

あと、3点目の全体的な不用額、これは扶助費で、足りなくなつてはいけないということは、私も十分承知しております。特に障害のある方とかは、ここの部分はすごく大切な部分だと思うので、ただ、もう少し圧縮ができないものなのか、全てを足すと相当な額になるんです。なので、この辺の見込みを見ながら、難しいところではあると思えますけれども、全体の予算の中から見て、あまり不用額が出ないような範疇でぜひ今後やっていただければと思いますので、ここは要望で結構です。2点、よろしく申し上げます。

【岸本委員長】 内田課長。

【内田福祉課長】 まず、1点目の民生委員児童委員の欠員の話でございますが、確かに12月1日が全国一斉改選の時期でございますが、現在も新しい民生委員さんの選出について、担当を含めて一生懸命町内を回っているところでございます。昨年度4名欠員だった地区につきましては、新たな12月1日の改選の中で埋まるのかと思っております。ただ、そのかわり別の地域での欠員というのが今現在もまだありまして、結局4、5名のところが12月1日でまた欠員の状態でスタートするというような形でございます。毎月推薦会と委嘱は国、県は対応していただいておりますので、何とか年度内

に新年度では定数で始められるように鋭意努力しているところとご理解いただければと思います。

もう一個、避難行動のところですか。返事のない方につきましては、1度過去の分も含めまして再勧奨という形で送らせていただいております。毎年何度も来ると、来られる方についても、何だという感じで、感覚がなかなか重く受けとめていただけないということもありますので、毎年という形は難しいんですけども、数年に1回は再勧奨を続けていくことと、民生委員さんに地域を回っていただく中でお声かけしていただくというような形を引き続きとらせていただければと思っています。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 今、太田委員さんからの質問、私もここを1点だけ質問したいと思ったんですけど、民生委員児童委員の関係なんですけど、69名で4名不足していたということで、課長の答弁の中で、他地区の方々がその分を補っていただいて、活動していただいたということでしたけども、正直、負担が大きいというような声はあった、そちらにも届いていると思うんですけども、我々にもそういう声が届いています。一斉の改選があるということで、その地区に関しては予定の方がいるということですけど、またほかの地区でなるということの中で、12月1日まで鋭意人数確保に向けての努力はするかなと思うんですけども、なかった場合、また民生委員児童委員さんに負担をかけるようなことになっちゃうんですね。負担の割合が非常に大きいというような声があるんですけども、その辺について12月1日以降の件に関しても、もしそろわなかった場合の対策、また原因は当然わかっていると思うんですけど、その辺も詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

【岸本委員長】 内田課長。

【内田福祉課長】 12月1日一斉改選のときまでに間に合わなかった、空白区域が出てしまった地区につきましても、引き続き地域を回りながら対象となる方について推薦していく努力をさせていただきたいと思います。委嘱につきましても、12月1日を過ぎても月に1回、毎月1日の委嘱ということが可能でございますので、それが1月1日になるのか、2月1日になるのか、3月1日になるのかというのはありますけれども、鋭意それについては空白がなくなるように地域を回りたいと思っております。ただ、昨今なかなか人材の、こういう地域にこういう方がいるという情報が私ども福祉課になかなか入ってこなくて、この人はどうだろうということをお聞きして何うと、なかなか受けていただけないということもございます。また、正直どなたでもいいのかという話でもありませんので、適任の方、あの人がいいだろうという中で空振りが多いんですけども、そういった中でも、その地域の中で見つけられるように、また正直、その地区でなければ、自治会が一緒であれば、隣接する区域であれば、隣の自分が住んでいなくてもいいだろうという中で、範囲を広げて人材は今探しているという状況もございます。そういったところでもございまして、情報があれば教えていただければと思っておりますので、努力はさせていただきますということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 よく事情はわかります。ただ、課長が今言ったとおり、誰でもいいというわけにはいかない部分もたくさんあるので、非常に苦慮しているのだと思うんですけども、ただ、負担がさらに続いていくということはあまりよろしくないですし、そういった話が伝われば伝わるほど、お断りする方が増えてしまうという懸念もあるんですけども、お断りする方はどういった理由かというのが、もしわかりましたら、せっかく例えば自治会の中でこういう人がいいとか、ある方からの紹介でこの人がいいんじゃないかというようなことで行ったところ、断られてしまうケースがあるということで

すけども、その辺はどうお考えでしょうか。

【岸本委員長】 原副主幹。

【原副主幹】 民生委員につきましては、確かに負担が増えているところは、まことに申し訳なく思っているところでございます。そこで、断られる原因というのを考えておるんですけども、今、委員がおっしゃったとおり、民生委員は大変だというようなイメージがついてしまっているようなのが現状でございます。ただ、おやめになられた方、それから今やられている方は、大変なこともあったけど民生委員をやっているよかったですという声もたくさん聞いている状況です。ですので、今後はやめられる方も続けられている方にも、民生委員はそんなに大変じゃないというイメージから変えていくような話を今しているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 すばらしいいい考え方です。私ども議員も、さまざま人と接する機会がありますから、そういった点では我々も気をつけて、そういったいい方がいらっしゃったら、紹介できるような形をとっていきたいと思いますが、不足するようなことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、資料の16ページ、補装具の交付事業なんですけど、これに関して96件ということなんですけど、これに対しては必要な方に対するの充足というのはされているのかどうかというのをまずお聞きします。

それと、あと31ページの臨時福祉給付金なんですけど、これは事務費の返納ですか。臨時福祉給付金を給付する給付事業の対象の事務費なので、給付対象者に対しての人数にあわせて、実際の実績に対しての返納なのか、臨時福祉給付金がちゃんと皆さん必要な方に回っていたのかというところの確認、それと次の32ページ、児童福祉給付、これの不用額の内容をもう一度お願いします。

以上です。

【岸本委員長】 内田課長。

【内田福祉課長】 3点いただきました。補装具につきましては、足りているのかということでございますけれども、補装具につきましては、今使っていただいている方が修理が必要だというような形で申請される場合と新たに補装具として、多いのが聴覚の補聴器と車椅子が必要になってしまったとか、義手、義足が必要になってしまったという部分になるんですけども、そういったものにつきましては、医師の診断書をつけていただいて申請していただくというような形をとっておりますので、必要な方には適切に届いているかと考えております。

2点目の臨時福祉給付金につきましては、平成29年度に終了した事業でございます、その精算が平成30年度にずれ込みといいますか、国の精算が平成30年度になったということで、平成30年度に返戻したということでございます、全額国庫補助で行った事業でございますので、先に国からお金をもらって事業を運営した残金ということでございます。事務費につきましては、繰り越してきた部分は多かったという部分と、事業費につきましては、国で繰り越したものは先にして事業費、いわゆる給付金として支払うようにというようなお話がありましたので、ぎりぎりきっちりの金額で精算できたというところでございます、これは既に平成29年度で終わった事業が、平成30年度に国から確定の通知が来て、平成30年に返済したという部分でございます。

【岸本委員長】 千野主査。

【千野主査】 児童福祉費の不用額についてのご質問なんですけど、昨年30年度中の4月から11月ま

での間、放課後等デイサービスというサービスがあるんですけども、こちらの伸びが前年に比べて113%という伸びが実はあったんです。このものを見越して12月以降も伸びていくであろうという形での予測を立てて、こちらは補正予算を組んだところなんですけど、最終的にはその後利用が落ち着きまして、伸びとしては106%で落ち着きました。というところのある程度のサービスの利用が11月までのものと年度後半での伸びがそれほど伸びなかったというところでの不足といいますか、執行残になっているのが実際のところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 臨時福祉給付金と児童福祉給付の件はわかりました。あと補装具ですけど、申請があった方にはちゃんと充足されているということですけど、どうしても細かい部品とか、いろいろあると思いますので、ちゃんと対応をしていっていただきたいと思いますので、これは意見として。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 それでは、2点お伺いさせていただきます。まず、18ページの障害者虐待防止対策支援事業費でございますが、平成30年度におきまして、支出済みとして37万7,950円で、こちらは体制整備を行ったとありますが、今回システムでどの程度虐待が把握できたのかというのは、先ほど3件とお伺いいたしましたけど、その後このシステムというのが一時保護のための居室確保等というところまで含まれているかと思うのですが、居室確保に関して実際にスムーズにつながっていったのかどうかというところをまず1点お伺いしたいのと、続きまして、21ページのコミュニケーション支援事業費、これは手話通訳者さんですか、そちらかと思いますが、こちらは支出済みとして436万8,522円、今回この金額で242件の派遣があったというご説明がありましたが、依頼に対して確保ですか、派遣は充足できたのかどうかという件についてお伺いいたします。

【岸本委員長】 内田課長。

【内田福祉課長】 2件いただきました。1件目が、虐待防止の部分でございまして、虐待通報といたしましては、私どもも担当職員、私以下障害福祉担当の主査級以上を中心としまして、日直、あるいは警備室にも電話番号を登録させていただいて、夜間もし何かあれば、こちらに電話につながるような体制をとらせていただいております。通常の昼間であれば勤務時間であれば、勤務時間帯での連絡があるというふうになっておりまして、平成30年度の3件につきましては、特に居室の確保は1件だけございましたけれども、それについては、委託している事業所さんにいったん預かっていただく形で対応させていただいております。平成29年度についても1件、居室確保ということで委託している事業者さんに対応していただいたという案件がございます。それと、コミュニケーション支援の手話通訳者の件でございますけれども、確かに障害者差別解消法というところもございまして、手話の依頼の件数というのは増えております。町事業等での講演会、あるいは説明会等での依頼という部分もありますし、聴覚障害者の方から、医療機関にかかるときにお医者さんの内容を聞きたいので一緒に派遣をお願いしますというような形での依頼が増えてきております。高齢化している部分はありまして、医療機関というのが増えてきているというのが実感として、体感としてはあるところでございますが、今のところは登録されている手話通訳士の方々の対応で何とかなっているというところでございますが、確かに正直なところ、このままいくと足りなくなるということも当然考えられるのかと思っておりますが、なかなか新たな通訳士の方というのは育ってこない、そういった部分で手話講習会も行っているところでございますが、通訳士になるためには数年いろいろ勉強していかなくちゃいけないし、町の手話講習会を修了した後、今度は県の講習会を受けて、試験を受けてというようなハードルが高いものですから、手話通訳士になられて活動していただく方が少ないというところで、現

在は寒川町は登録している方につきましても、7割ぐらいは町外の方で、近隣の茅ヶ崎市、藤沢市、海老名市等の方が寒川町に登録していただいて、寒川町の聴覚障害者の方の対応していただいているという実態がありますので、そこは今後課題だと感じております。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 まず、障害者虐待防止支援で、居室確保が1件あったともお伺いいたしました。こちらは制度自体のシステムを踏まえて、総合的にほかのところとも当然リンクしていくので、総合的に考えていくべきだと思うんですが、平成30年度において、この事業の中から見えてきた問題点ですとか、そういうところというのは一体どういったものがありましたでしょうか。

続いて、コミュニケーション支援なのですが、今いろいろとご説明をいただきまして、実際登録されている方の7割が町外の方というお話もありましたが、町内を見てもみると、手話の例えばサークル等も、菊和会さんが活動をされておりますが、町として手話通訳者の育成に対して取り組み支援状況、こういったものは一体どんな形でされているのでしょうか。その2点をお伺いいたします。

【岸本委員長】 千野主査。

【千野主査】 まず、虐待に関するものなんですが、今見えてくる課題といたしますが、今現在私どもで居室確保として一時保護できる施設というのは、町内には当然入所施設がございませんので、町外の施設にお願いしているところなんです。その施設は、基本的には身体障害の施設という形になっておりますので、虐待を受けられた方が身体障害の方であれば、特段問題なくその施設という形になるんですけれども、例えばそれが精神の方だとか、知的の方となると、その施設で受けることが難しいということが出てくる可能性は実はあります。そういったところで、そういった方々が安心して一時保護として受けられるような施設だとか、そういったところとも協定だとか委託契約みたいなものも今後は考えていかなければいけないのかと思っております。

そのほかは、今ところ実際に虐待を受けましたという通報の後に、一時保護施設へのつなぎだとか、そういったものは、昨年29年、30年と、比較的警察とか、そういったところとの連携もうまくいまして、スムーズに移行という形ができておりますので、その他では特段課題は今のところ感じておりません。

以上です。

【岸本委員長】 内田課長。

【内田福祉課長】 コミュニケーション支援の手話通訳者の件でございますけれども、菊和会の利用とかというご意見をいただきました。確かに寒川町内に菊和会という手話サークルさんがございまして、活動していただいております。その中から町に登録していただいて手話通訳士として活動している方もいますし、菊和会さんの中でも資格を持っている方というのが、全員が全員ではないと聞いておりますので、その資格をとるまでのハードルは高いというところがございます。町としましては、先ほどご説明させていただきました手話講習会を1年間通してやらせていただいております。前期と後期という形で分けさせていただいております。県に行くまでに寒川町でやっているのが初級コースの1と2、中級コース、上級コース、4コースを半期ごとに、ですから、そこを通過するまでには丸々2年間かかる、町としましては、なかなか回数を増やすという形ができないので、やらない期間もあります。初級1をやったら、次、後期は上級コースだったので、半年待って翌年になって初級2をやる、中級コースをやるとかという形になって、2年間ですつといく形がなかなかできなくて、3年間かかってしまうとか、どうしてもその間お話しはさせていただいた菊和会さんに入ったりして、いろんな手話をずっと使い続けてくださいというお話はさせてもらうんですけども、そこで間があいちゃうと、その次のステップに行かないで、そこでとまってしまうという方も出てきますし、そこは難しいのかと。かといって、講習会の数を増やしていくというところについても、今町の聴覚

障害者協会さんを通じて手話講習会を開いていただいているんですけども、協会さんもこれ以上の回数を増やすことは難しいという中では、回数を増やしていくというところは難しいですし、募集をかけたところでも、定員をオーバーするような募集だったら回数もということもあるんですけども、初級コースですと、定員をちょっと下回るぐらいの感じでお集りいただけるんですけども、中級、上級になると、定数については下回るような状況もありますので、なかなか増やしていくというのは難しいので、私どももジレンマを感じている課題だと感じているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切り、次に移ります。

次に、福祉課の担当の（仮称）健康福祉総合センター用地取得特別会計の説明を求めます。

内田課長。

【内田福祉課長】 それでは、（仮称）健康福祉総合センター用地取得事業特別会計の歳入歳出決算の説明をさせていただきます。決算書は151ページから154ページでございます。タブレットの資料は021福祉課（仮称）健康福祉総合センター用地取得事業特別会計でございます。

タブレットの2ページをごらんください。平成30年度事業費別歳入歳出決算の概要になっております。1款公債費1項公債費1目元金001町債償還元金01町債償還元金でございます。歳出の償還金利子及び割引料7,762万5,292円は、（仮称）健康福祉総合センター用地購入費の償還元金でございます。下段の歳入番号1番、1款繰入金1項1目1節一般会計繰入金細節一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、7,762万5,292円を充当しております。

タブレットの3ページをごらんください。1款公債費1項公債費1目利子0001町債償還金利子01町債償還利子でございます。歳出の償還金利子及び割引料69万9,323円は、（仮称）健康福祉総合センター用地購入費の償還利子でございます。下段の歳入番号①1款繰入金1項1目1節一般会計繰入金細節一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、69万9,323円を充当しております。

続きまして、決算書の159ページをお開きください。（仮称）健康福祉総合センター用地取得事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額7,832万5,000円、歳出総額7,832万5,000円、歳入歳出同額となっておりますので、差引額がゼロ円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も差引額と同じゼロ円となっております。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。ご案内のとおり、平成30年度3月をもって完済したものでございます。

以上で、（仮称）健康福祉総合センター用地取得事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【岸本委員長】 なきようであれば、以上で福祉部福祉課の審査を終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。再開を10時35分をお願いします。

---

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解きまして会義を再開いたします。

それでは、福祉部高齢介護課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 続きまして、福祉部2つ目になります高齢介護課が所管いたします一般会計及び介護保険事業特別会計となります。説明につきましては鈴木参事が、また質疑につきましては出席

職員で対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは最初に、福祉部高齢介護課所管の一般会計分、老人福祉の決算についてご説明をさせていただきます。最初に決算書から、85、86ページ、87、88ページをごらんください。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費でございます。予算額10億7,424万2,000円のうち高齢介護課が所管いたします事業の予算額につきましては、保険年金課が所管いたします0007健康診査事業費、また0009後期高齢者医療事業特別会計繰出金を除く5億8,259万5,000円で、支出済額につきましては5億6,058万451円で、執行率は96.22%となっております。

それでは、タブレット030高齢介護課一般会計をお開きください。提示させていただきました決算特別委員会説明資料一般会計の事業別歳出決算の概要に基づきましてご説明させていただきます。

表紙に続きまして2ページ目をごらんください。シルバー人材センター支援事業費は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営補助と県シルバー人材センター連合会負担金で、主な支出科目につきましては、負担金補助及び交付金で、そのうち県シルバー人材センター負担金は6万円でございます。シルバー人材センターにつきましては、高齢者の就業機会の拡大と社会参加と生きがい増進に努めるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立された団体でございます。事業といたしましては、除草清掃、ふすま、しょうじ、網戸の張り替え、植木の剪定などの事業を行っております。年度末現在の会員数につきましては、男性196名、女性71名、合計で267名でございます。事業の受注実績につきましては1,173件で、就業実人員につきましては、請負が184名、派遣が68名を加えまして252名でございます。

続きまして、3ページをごらんください。敬老事業費は、高齢者に対しまして敬老祝金を支給することにより敬老の意をあらわし、長寿を祝福し、あわせて福祉の増進を図ることを目的としてございます。敬老金につきましては、100歳の方6名に3万円分を、99歳の10名の方に1万円分を、88歳の165名の方に5,000円分を、それぞれ寒川町共通商品券を贈呈したものでございます。支出科目につきましては、100歳の方への町長訪問の際の花束代と、扶助費につきましては敬老祝金の共通商品券購入費でございます。

続きまして、4ページをごらんください。高齢者生きがいづくり等支援事業費は、町シニアクラブ連合会やその下部組織である単位シニアクラブの運営及び育成費でございます。支出科目につきましては、シニアクラブ連合会への補助金でございます。シニアクラブ連合会は、年度末現在単位クラブが15クラブで、総会員数につきましては、708名となっております。こちらの財源は、決算書47、48ページの上段から3段目、14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金の在宅福祉事業費補助金の45万9,000円を充当してございます。

続きまして、5ページをごらんください。旧措置者等利用者負担軽減事業費は、既にホームヘルプサービスを利用している低所得者の障害高齢者であって、介護サービスを負担することが困難な方2名につきまして利用者負担を助成するもので、支出科目につきましては、役務費は、利用者審査支払手数料、扶助費につきましては、利用者負担の軽減措置費でございます。

続きまして、6ページのふれあいセンター運営経費につきましては、高齢者の趣味や文化活動等を通じて、社会参加や地域の交流を通して介護予防の推進を図るため設置されたふれあいセンター施設の維持管理経費でございます。支出科目の需要費修繕料につきましては、昨年台風21号におけるふれあいセンター屋根破損による緊急修繕と太陽光発電のランプの交換修繕、また役務費につきましては、建物の火災保険料で、委託料につきましては、施設管理運営委託料、また償還金利子及び割引料につきましては、行政財産目的外使用料の駐車料金の算定誤りによる返納金でございます。こちらの



財源につきましては、番号1につきましては、決算書49、50ページの19款諸収入4項1目7節雑入のふれあいセンター内に設置してあります自動販売機の電気使用料と番号2は、神奈川県町村会の建物共済保険から屋根緊急修繕の2分の1をいただいたものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。高齢者在宅福祉サービス事業費は5事業に分かれ、1つ目につきましては、ひとり暮らしの老人緊急通報システム事業、ひとり暮らし高齢者の緊急事態に対し迅速な救援態勢がとれるように機器を貸与する事業で、年度末現在の貸与件数につきましては13件でございます。緊急搬送に至ったものにつきましては、1件でございました。2つ目につきましては、寝たきり老人等戸別じん芥収集事業につきましては、寝たきりの高齢者などで家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な世帯に対しまして、家庭ごみを集積所まで運搬するとともに、安否確認を行う事業でございます。利用者数につきましては37名でございます。3つ目のひとり暮らし老人等給食サービス事業費は、おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯、また日中独居などに栄養バランスを考慮した昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に安否確認を行う事業でございます。利用件数につきましては、3月末で30名でございました。4つ目に、寝たきり高齢者等おむつ代助成事業費です。在宅で常時紙おむつが必要とされる高齢者の方を介護している世帯に対しまして紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業でございます。常時おむつを必要とする介護世帯で町民税額が5万円以下の世帯で、負担額につきましては2分の1、また月額上限5,000円と定め、利用者数につきましては61名でございました。最後に5つ目の生活管理指導短期宿泊事業につきましては、身体には、自立の高齢者でございますけれども、一時的に擁護する必要があるものに対しまして、養護老人ホームの短期間の宿泊を提供することにより、日常生活を支援することを目的とする事業で、利用者は2名でございました。

続きまして、8ページをごらんください。湘南広域社会福祉協会負担事業費は、藤沢・茅ヶ崎・寒川の2市1町で管理運営しております養護老人ホーム湘風園の運営費負担金で、内訳といたしましては、施設整備にかかる経費や人件費の補助経費、新館建設費借入金元金返済額、また法人の運営費が含まれてございます。負担額につきましては、藤沢市が60%、茅ヶ崎市が34%、寒川町が6%でございます。

続きまして、9ページをごらんください。老人保護措置事業費につきましては、老人福祉法第11条に規定しております養護老人ホームの入所措置費でございます。支出科目の報償費は、入所判定委員会の謝礼で、役務費につきましては、入所措置費負担金口座手数料、また扶助費につきましては、老人ホーム入所措置費でございます。こちらの財源の番号1は、決算書31、32ページの11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金の老人保護措置費負担金は、入所者からの負担金525万328円で、歳出予算の20款扶助費に充当してございます。

続きまして、10ページをごらんください。老人福祉事務経費は、老人福祉事業を担当する職員の事務経費で、支出科目につきましては、職員の普通旅費でございます。

続きまして11ページをごらんください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険法第124条に基づきまして、介護保険事業特別会計の保険給付費地域支援事業費事務費や低所得者負担軽減分などを一般会計から負担割合により繰り出したものでございます。支出科目につきましては、全額繰出金でございます。職員給与費と介護保険事業運営上の事務経費等につきましては、全額町の負担となっております。こちらの財源といたしましては、低所得者保険料軽減分として国が2分の1、県と町が各4分の1の負担割合で、番号1につきましては、決算書35、36ページの下段の13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金と番号2につきましては、決算書39、40ページの中段にございます14款県支出金1項県負担金1目民生費負担金3節老人福祉費負担金の低所得者の保険料軽減負担額が一般会計に、国、県の補助金を歳入予算として

計上してございます。

続きまして、11ページをごらんください。過年度分の国庫金等返納金につきましては、備考欄のとおり、前年度地域介護福祉空間整備等施設整備交付金にかかる返納金と平成29年度低所得者保険料軽減負担金の返還金でございます。こちらの財源の番号1につきましては、決算書49、50ページの19款諸収入4項1目雑入2節民生費雑入の地域介護福祉空間整備等補助金返還金でございます。

以上で、高齢介護課一般会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。それでは、質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 シルバー人材センターなんですけど、会員数が男女合わせて267名ということなんですけど、これに関してよく言われるのが、登録したとしても、なかなか仕事がやりたいけどできないという方がいらっしゃるといことも聞くんですけど、そのあたりの実情というのはどうでしょうか。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 シルバー人材センターの関係の会員数並びに就業率でございます。就業率につきましては94.4%、また派遣につきましては49.4%でございました。就業延べ日数につきましては3万1,976日でございます。受注件数につきましては、先ほどご説明したとおり、1,173件でございました。

まだ仕事の関係でというお話がありました。こちらの回答ができていなくて申し訳ございません。就業率の94.4%というところで、実は会員数が少し減ってございます。こちらの原因につきましては、就業がこれまでの定年延長で65歳から70歳に引き延ばされるということで、会員数につきましても、65歳以上の方の会員数が増えていないというところで、先ほど申し上げましたけれども、就業率につきましては、昨年29年度につきましては92.5%、30年度については94.4%で、逆に就業率につきましては、会員数が減った分ではないんですが、上がっている、そういう状況がございます。

以上でございます。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 就業率の件です。定年延長とか、いろいろあって、会員数は減っているけど、それでも94%と約5%ほど就業できない方がいらっしゃるのは実情かとは思いますが、いろんな話を聞きますと、仕事の内容にどうしてもマッチングがなかなかできないという方もいらっしゃると思うんですけど、それと申し訳ないです。会員の話なんですけど、たしかシルバーさんに登録するのに登録料がかかったのかと思うんですけど、その辺の関係で、登録料を払っても仕事がない方も実際、単純にこの計算からいくと5%ほどの方は登録されても仕事がないということみたいです。実際登録料というのは幾らでしたか、確認します。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 年間で2,000円でございます。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 今のシルバー人材センターについてお伺いたします。主な30年度の人数等はわかりましたけども、あと就業率もわかりましたが、主な仕事の内容、こちらをお聞かせいただきたいと思えます。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 先ほど申しましたけれども、請負委任の業務が94.4%とお話しさせていただきました。こちらの仕事の内容につきましては、除草清掃、ふすま、網戸等の張

り替え、また内職が含まれてございます。また、昨年度から町からの仕事の中で高齢介護課の納付書の封入作業も含めていただいているようなところでございます。仕事につきましては、先ほど申したとおりでございまして、新たな仕事の発見というところで、シルバー人材センターに投げかけを行っているところでございます。

以上でございます。

【小泉副委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 新たな仕事の発掘というか、投げかけている、昨年度からも始めた事業もあるというようなお話がありましたけども、3月の予算委員会でもさまざま同僚議員から質問がありましたけども、シルバー人材センターの方々のスキルを生かした、人生経験も社会経験も豊富な方々が多いかと思うんですが、そういった方々を生かす仕事というの、もっともっとあるんじゃないかと思うんです。民業圧迫までいってはなかなか困る場面もあるかと思うんですけども、一億総活躍社会の中で、シルバー人材センターの役割というの非常に大きいのかと思うんですけども、地域課題の解決のための仕事というのもあるんじゃないかと思うんです。町としてのいろんな課題解決のために、シルバー人材センターの会員の方々に活躍できる場面というのは、もっとあると思うんですが、投げかけはもちろん内容に関してはシルバー人材センターで決定するんでしょうけども、そこは町としてもっと活用というか、やっていただきたいものというのがあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事(兼)高齢介護課長】 今、町の作業の中で道路のへこみ等でシルバー人材センターも常温というものを使いながら補修の作業も新たな事業として展開させていただいております。また、空き家対策の今後につきましては、都市計画と調整しながら、空き家の周りの除草とかを今後新たな事業として展開していただきたいというところで、今現在はシルバー人材センターの中で検討していただいているところです。ただ、現状なんですけれども、除草、植木の剪定作業につきましては、その作業員の人数が足りなくて、今作業期間を延期していただいているような状況もございまして、実際のところシルバーとしては一生懸命やっただけなので、こちらとしても新たな事業については展開をお願いしているところでございますが、人手がないというところが、こちらとしては耳に入っているところでございます。

以上でございます。

【小泉副委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 さまざま考えていただいているということなんです、町の中で各課、例えば高齢社会の中で買い物支援とか、道路もそうなんです、そういったソフト面の中で活躍していただける場面というのが町の課題としていろいろとあるんじゃないかと思うんですけども、その辺を町の担当課とシルバーさんと連携をしっかりとさせていただいて、こういうことをシルバー人材センターでやれないかという、さまざま各課とも連携しながらやっていただくということもぜひ研究していただきたいと思っております、いかがでしょうか。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事(兼)高齢介護課長】 今、委員からお話いただいた件でございまして、実際のところ今現在動き始めているところでございまして、高齢者が高齢者を支援するということで、地域包括ケアシステムの構築の中の1つとして、生活支援がどのくらいできるのかというところで、担当の者とシルバーの職員と協議を進めているところでございます。できる限り早目に取りかかれるような形をとりたいと思っておりますけれども、現状進めているとご理解いただければと思います。

以上でございます。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 3人目にして、また同じシルバー人材センターのことでお伺いしたいと思います。今2人の委員からのさまざまな課題等々の中でご答弁いただきましたけれども、いろんな仕事の開拓とか、さまざまあると思いますけれども、シルバー人材センターも、長年設立されてきてからたった中で、少しずつ当初と変わってきているのかと、役割が、そのような気もしています。そういった中で、そもそも役員というんでしょうか、理事の皆様のそういった体制というのは、設立以降どういった変化が起きているのか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 理事のメンバーの構成でございますけれども、学識経験者並びに商工会、自治会、民生委員さん、またそれぞれの剪定班、植木班と除草班と、あと広報等を配布する班、そういう形で、メンバー構成については当初から変わっていないと思います。当初の構成のメンバー表につきまして手元にございませんで、お答えはできないんですが、現状はそのような構成で理事会を行っているところでございます。

以上でございます。

【小泉副委員長】 太田委員。

【太田委員】 そうしますと、シルバー人材センターの会員の方の中から理事とかというのが選ばれて、その方たちが運営されているということになると思うんですけれども、その方たちが新たなシルバー人材センターのあり方というのを積極的に展開しようとしているのかどうか、いろんな努力はされていると思うんですけれども、その辺を1点お伺いしたいのと、実は今年度の予算の中でもさまざまな課題が出た中で、5月に会派でシルバー人材センターの先進地に視察に行っていました。そこはトップの方が入れ替わって、本当に画期的な取り組みをされて、例えば女性だけのファッションショーをやってみたり、派遣の仕事をしっかりと確保して、かなり高い単価で派遣に送り出しているとか、あとは会員の方たちが率先して役員について、その中をいい意味で改革しながら、新たなシルバー人材センターのあり方を見出して、大変成功している鹿児島市のシルバー人材センターなんですけれども、規模はかなり違いますけれども、その取り組みをお伺いしたときに、こういったやり方もあるんだということを感じて帰ってきました。いろいろな目先のところを開拓していく、一つひとつ細かいところを開拓していくということもそうなんですけれども、もう一度シルバー人材センターそのものの運営のあり方というのを抜本的に変えていく、なかなか難しいのかもしれませんが、そういったところも必要なのではないかと思います。鹿児島市のトップの方は、全く違う畑の方が理事長について、いろんな発想でやられてきて、大成功して、かなりの視察受け入れをされているようですけれども、特に女性の活躍が目覚ましく、生き生きとされていました。私たちも駅まで帰りに送っていただいたんですけど、それも役員のシルバーの方が送っていただいたりして、道中いろんな話をさせていただきましたけれども、すごくやりがいがあるというお話を生き生きとしてされていましたので、シルバー人材センターそのもののあり方、役員体制も含めて、1度検討されてみてはいかがかと思っておりますけれども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 太田委員さんのことは大変参考になると思います。寒川町のシルバー人材センターにつきましては、女性会員が男性会員の2分の1以下というような状況でございますので、もう少し女性会員も一律に増やせるような形も検討しなければならないと町側も考えてございます。先ほど杉崎委員からお話がありました生活支援の関係につきましては、女性部で今

ヘルパーの養成みたいなものも含めて検討を進めているところではございますので、こちらをもう少しシルバーにもプッシュしながら、できるだけ女性の会員数を増やしながら進められるように検討したいと思っております。

以上でございます。

【小泉副委員長】 ここで傍聴の申し出がありましたので、許可してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【小泉副委員長】 それでは、入室まで少々お待ちください。

(傍聴者入室)

【小泉副委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。さまざまな角度でご努力されていることは十分認識しています。その中でさまざまな現状があることもわかっていますので、ただ、皆さんがさらに生きがいを持って、また自信を持って高齢社会の中を生きていけるような大きな1つのよりどころだと思っておりますので、生活支援も女性の方たちがチラシをつくって、わかりやすいように配布したり、そういうこともしておりました。なので、もっと多分シルバー人材センターの皆さんが表に出て、受注して、仕事としてやっていくということもそうですけども、シルバー人材センターというものを背負って、こういうことをやっていますというところのアピールというのも、ファッションショーを通して見せていたりしているので、シルバーだけれども気持ちはゴールドみたいな感じで、鹿児島市はそういったコンセプトというか、キャッチコピーもつくっておりましたので、もう少し皆さんが自信を持って生活、また活動できるような体制をつくれればいいのかと思いますので、また、私たちも言うだけではなくて、こういったものができるのではないのかということも含めて提案もしていきたいと思っておりますので、研究していただければと思います。

【小泉副委員長】 岸本委員長。

【岸本委員長】 私は、4ページの高齢者生きがいづくり等支援事業費についての質問をさせていただきますが、シニアクラブ連合会に出席をしているということで、15クラブ、合計710名の方が老人クラブで活動されているところではございますけれども、今高齢化率が上がった中で、この人数が多いか少ないかというものは町としてどのようにとられているか、まずその点について質問させていただきます。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事(兼)高齢介護課長】 高齢者がだんだんと伸びていくところで、シニアクラブの会員数が停滞しているようなところがございます。本来ならもう少し会員数も伸びなければいけないのかと思っている状況で、こちらにつきましても、事業展開をもう少し事務局と協議をしなければならぬと町側としては思っております。

【小泉副委員長】 岸本委員長。

【岸本委員長】 そうなんです。私もある老人クラブの方とお話したときに、会員を紹介してくれと言われたことがありまして、仲間を増やしたいと、もともと老人クラブの意義というのは仲間づくりだったりとか、生きがいとか、その中で健康増進であるとか、社会活動をしたいという中で、同世代の仲間ともいろいろやっていきたいということをおっしゃっていたんです。そんな中で、自分たちでは限界があるというところで、町としての増やすような展開といいますか、平成30年度、今年度に向けてでもいいんですけども、何か新しい展開の支援であるとか、具体的な施策というものを考えていたかどうか、その点についてお聞かせください。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事(兼)高齢介護課長】 シニアクラブにつきましても、自分たちが仲間を見守る

ような活動ができないかというところで、友愛活動というものが、この前ですが、先日県の職員が見えまして講習会を行ったところでございます。仲間づくり、そして社会貢献も含めて、シニアクラブも、県のシニアクラブ連合会からもそのような講義が受けられたという中で、こちらについては、会員相互の見守りみたいな形で事業を展開したいという話でございましたけども、本来ならば、もう少し高齢化率が上がっているところでございますので、実際会員がもう少し増えていくのも本来であるのかと思っているところでございます。こちらにつきましては、もう少し会員それぞれの相互の仲間づくり等につきましても、役員会並びに会長等にも協議を進め、広げていきたいと思っております。

【小泉副委員長】 岸本委員長。

【岸本委員長】 ただ、こういった方々は、やりがいがあったりとか、今後も年を重ねた中でも社会とつながっていききたいという方々がいるというのは本当に頼もしいことですし、宝かと思っております。そういうところで、今後は高齢介護課だけで会員を増やす施策でなくて、例えばですけど、自治会のOB、協働文化さんとつながるとか、先ほども福祉課が言っていましたけども、民生委員とか、OBの方々とか、そういった他課との人材の共有といいますか、そういったものやっつけていかないと増えていかないのかと思います。誰も知らないところに入って行くよりは、誰かがいるから入っていくというようなつながり、つなげられるような、そのような施策を打ってあげればいいのかというのが私の提案なんですけども、その他について他課との連携で今後この人数を増やすような施策を考えていくような、またそのようなことを取り上げていくような考えがとおりかどうか、最後にお聞きいたします。

【小泉副委員長】 亀山部長。

【亀山福祉部長】 ご提案、ありがとうございます。他課との連携につきましても、当然これまでもいろいろ協力体制を組みながらやってきておりますけども、こういった時勢でございます。高齢者が増えてきていますので、引き続き強化してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

【小泉副委員長】 それでは、ほかになれば、ここで質疑を打ち切ります。

続きまして、介護保険事業特別会計について執行部の説明をお願いいたします。

鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 介護事業の特別会計につきましては、数字の訂正がございましたので、更新ボタンを押していただくようお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、引き続きまして、高齢介護課が所管いたします介護保険事業特別会計の平成30年度の決算についてご説明させていただきます。説明につきましては、タブレットの031高齢介護課介護保険事業特別会計をごらんいただきますようお願いいたします。決算特別委員会説明資料、介護保険事業特別会計の事業費別歳出決算の概要でご説明させていただきます。

それでは、2ページをごらんください。決算書につきましては、141、142ページです。

1款総務費につきましては、2ページから6ページにわたります。1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費につきましては、介護保険担当の12名分の人件費でございます。こちらの財源につきましては、番号①、決算書につきましては137、138ページの上段の7款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金1節職員給与費等繰入金と番号2番につきましては、決算書は同ページ中段の8款1項1目繰越金の前年度繰越金につきましては、職員給与費繰入金分の前年度分の繰越分を現年度分につきまして財源充当するとともに、番号3番、9款諸収入3項雑入1目1節雑入につきましては、再任用職員の社会保険料でございます。

続きまして、3ページをごらんください。介護保険運営事業事務経費につきましては、介護保険事業運営のための事務経費でございます。支出科目の報酬につきましては、介護保険運営協議会委員の報酬、旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費消耗品につきましては、窓口説明用のパンフ

レットなどの購入費、印刷製本費につきましては、被保険者証印刷の不用額につきましては、入札による執行残でございます。役務費につきましては、被保険者証等の郵送料や国保連合会専用回線使用料と国保連合会の共同処理手数料でございます。委託料につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修と認定支援システム改修の委託料、また使用料及び賃借料につきましては、介護保険システム及び住基システムのコンピュータ借上料、負担金補助及び交付金につきましては、情報提供システム県町村情報システム、介護保険指定機関等管理システム等の負担金でございます。こちらの財源の番号①につきましては、決算書では133、141ページの下段、3款国庫支出金2目国庫補助金、4目事業費補助金1節事業費補助金のシステム改修費補助金と番号2番につきましては、決算書は137、138ページの中段、一般会計繰入金の4目その他一般会計繰入金2節事務費繰入金で、番号3番につきましては、決算書は同ページ中段の繰越金の前年度繰越金につきましては、事務費繰入金分の前年度分の繰越金分を現年度に財源充当するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。2項徴収費1目賦課徴収費の保険料賦課徴収事務経費につきましては、介護保険料の賦課徴収にかかわる費用でございます。支出科目の需用費印刷製本費につきましては、納入通知書、窓付き封筒代等で、不用額については入札による執行残でございます。役務費につきましては、納付書等の郵送料と口座振替にかかる手数料で、不用額は、見込件数よりも少なかったための執行残でございます。委託料は、コンビニ収納代行委託料と納入通知書封入処理委託料でございます。こちらの財源番号1につきましては、一般会計繰入金の事務費繰入金で、決算書は137、138ページの下段、また番号2につきましては、同ページの9款諸収入1項延滞金及び過料1目1節第1号被保険者延滞金でございます。

続きまして、5ページをごらんください。3項1目介護認定審査会費の介護認定審査会経費は、介護保険の要介護・要支援認定の申請を受けた場合に、認定調査員が本人と面接調査をし、主治医の意見書を添付の上で認定審査会に諮ります。そして介護認定審査会にて審議をし、その結果を通知するための経費でございます。支出科目の報酬は認定審査会の委員報酬で、開催件数につきましては、56回の予定でございましたけれども、有効期間の延長等の改正がございまして更新申請が減少したため49回の開催となりまして、減額となっております。また、報償費につきましては、委員の内定者研修の受講謝礼で、10名を予定したところ1名となったための不用額でございます。旅費は、審査会委員の費用弁償と普通旅費、需用費の消耗品費は、プリンタのトナーカートリッジと審査会録音用のICレコーダーの購入費、役務費につきましては、認定審査結果通知書の郵送料でございます。こちらの財源の番号①は、決算書137、138ページ中段の一般会計の事務費繰入金でございます。

続きまして、6ページをごらんください。決算書につきましては141、142ページの最下段から次ページをごらんください。2目認定調査等費の認定調査等経費につきましては、要介護・要支援認定申請による介護認定審査会経費以外の認定調査等の事務経費で、支出科目の共済費につきましては、認定調査員の社会保険料、賃金は、認定調査員5名分の賃金、旅費は、認定調査員等の研修の旅費と認定調査の交通費でございます。需用費消耗品費につきましては、認定調査の用紙代と洗濯洗剤及び手洗い石けん、また印刷製本費は、認定結果通知書の封筒代、医薬材料費につきましては、訪問時に使用するアルコール除菌ティッシュ代でございます。役務費につきましては、主治医意見書依頼書の送付と受取人払等の郵送料の通信運搬費並びに主治医意見書の作成手数料でございます。委託料につきましては、県外の施設に入所されている方の調査委託料、使用料及び賃借料につきましては、調査時の病院等の駐車場料金と有料道路通行料でございます。不用額につきましては、調査件数が見込みより少なかったことによる執行残でございました。こちらの財源の番号①は、決算書は137、138ページの中段、一般会計繰入金の事務費繰入金と、番号2も、同ページ中段の9款諸収入3項1目1節雑入の認定調査員の社会保険料の個人負担分と県から依頼の要介護状態等の審査判定に対する委託料分

でございます。

続きまして、7ページをごらんください。2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費の介護サービス事業費は、介護保険法第41条ほかの規定により、要介護1から要介護5までの方の介護保険給付を行ったもので、サービス内容等につきましては、この後平成30年度介護保険事業の状況の中で詳しくご説明させていただきます。支出科目につきましては、全額負担金補助及び交付金でございます。こちらの財源の番号①につきましては、決算書は133、134ページの上段、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年分特別徴収保険料と番号2は、同じく2節現年度分普通徴収保険料と番号3番につきましては、3節滞納繰越分の普通徴収保険料でございます。番号4は、3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年分と番号5番は、2項国庫補助金3目調整交付金1節現年分調整交付金でございます。番号6番につきましては、最下段の5目介護保険災害臨時特例補助金1節現年分は、東日本大震災の被災により町内にお住いの方の保険料の補助でございます。番号7番につきましては、決算書135、136ページ上段の4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年分で、番号8番につきましては、5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金の現年度分で、番号9番につきましては、一般会計繰入金の1目介護給付費繰入金の現年度分と番号10番につきましては、決算書137、138ページの上段の5目低所得者保険料軽減繰入金の現年度分と番号11番につきましては、2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金で、番号12番につきましては、繰越金の前年度分繰越金につきましては、介護給付費繰入金前年度繰越分を現年度分に財源充当するものでございます。保険給付費では、居宅給付費と施設給付費とに分かれ、居宅給付費につきましては、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費につきましては、国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。なお、国は調整交付金を含む割合でございます。残りの50%につきましては、被保険者分となり、居宅、施設ともに65歳以上の1号被保険者につきましては23%、40歳から64歳までの第2号被保険者につきましては27%と設定されてございます。

続きまして、8ページをごらんください。決算書につきましては143、144ページをごらんください。介護予防サービス事業費は、介護保険法第53条ほかの規定によりまして、要支援1・2の方の介護保険給付を行ったもので、サービス内容につきましては、先ほどの介護サービス事業費と同様に後ほどご説明させていただきます。支出科目につきましては、全額負担金補助及び交付金でございます。不用額につきましては、見込みを下回ったものによる執行残でございます。こちらの財源につきましては、番号1は、決算書133、144ページ最上段の保険料の現年度分特別徴収保険料と番号2は、現年度分普通徴収保険料でございます。番号3は、国庫負担金からの介護給付費負担金の現年度分と番号4番につきましては、現年度分調整交付金で、番号5番につきましては、支払基金からの介護給付費交付金の現年度分と番号6は、県支出金からの介護給付費負担金現年度分で、番号7につきましては、一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分で、番号8番につきましては、決算書が137、138ページの最下段にあります諸収入の2目1節第三者納付金でございます。

続きまして、9ページをごらんください。2項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料につきましては、介護保険法第176条の規定により介護報酬を請求するときに作成される明細書、いわゆるレセプトの審査手数料でございます。ここで先ほど更新させていただきましたので、件数については4万4,252件分となっております。支出科目につきましては、全額役務費手数料でございます。不用額につきましては、審査件数が見込みを下回ったことによる執行残でございます。こちらの財源は、前段の介護予防サービス事業費の番号3、国庫補助金の現年度分調整交付金と番号8の雑入の第三者納付金を除いた6科目と同一のものでございます。

続きまして、10ページをごらんください。3項1目高額介護サービス等費の高額介護サービス事業費は、介護保険法第51条の規定によりまして、要介護認定者にかかる介護サービス費の利用者負担額



が高額な世帯に対し所得に応じて高額介護サービス費を支給して、利用者負担の軽減を図るものでございまして、4,568件でございました。支出科目につきましては、全額負担金補助及び交付金でございます。こちらの財源につきましては、1から6につきましては、前の事業の審査手数料と同様でございますので、省略させていただきます。

続きまして、11ページをごらんください。高額介護予防事業費は、介護保険法第61条の規定によりまして、要支援1・2の方に対する利用者負担額の軽減を図ったもので、22件分でございます。こちらの財源番号1から6につきましては、前段の高額介護サービス事業費と同様でございますので、こちらも省略させていただきます。

続きまして、12ページをごらんください。4項1目高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、介護保険法第51条の2の規定により、先ほどの高額介護サービス費のほかに医療保険と介護保険を利用されている方で、医療費と介護サービス費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分について、介護保険該当額を高額医療合算介護サービス費として支給し、負担軽減を図ったもので、こちらにつきましては238名分でございます。支出科目につきましては、全額負担金補助及び交付金でございます。こちらの財源番号1番から6番につきましては、前段の事業費と同様ですので、省略させていただきます。

続きまして、13ページをごらんください。高額医療合算介護予防サービス事業費は、介護保険法第61条の2の規定によりまして、介護予防サービス費を利用されている方の医療費合算による負担軽減を図ったもので、対象者は1名でございました。こちらの財源につきましても前段と同様ですので、省略させていただきます。

続きまして、14ページを、決算書につきましては143、144ページをごらんください。3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、制度改正により平成29年からの新しい総合事業の開始によりまして、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護の総合事業移行に伴い、保険給付費から地域支援事業費に移行したものでございまして、年間の利用件数につきましては、訪問が1,038件、通所が1,501件でございます。支出科目については、全額負担金補助及び交付金でございまして、こちらの財源につきましては、番号1につきましては、保険料の現年度分特別徴収保険料と番号2につきましては、現年度分の普通徴収保険料でございます。番号3番につきましては、国庫負担金からの介護予防事業等交付金の現年度分と番号4番につきましては、現年度分の調整交付金、また番号5につきましては、保険者機能強化推進交付金、番号6は、支払基金からの地域支援事業交付金の現年度分でございます。番号7番につきましては、県支出金からの介護予防事業交付金の現年度分、番号8番につきましては、一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分、番号9番につきましては、現年度の繰越金でございます。地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、国が25%、県が12.5%、町が12.5%で、国は調整基金を含む割合で、残りの50%は保険給付費と同じに第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%でございます。

続きまして、15ページをごらんください。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、こちらも制度改正に伴い平成29年度から項目立てをしたものでございまして、要支援1・2の方の保険給付費の介護予防計画給付費から支出した分を地域支援事業に分けたもので、年間利用件数につきましては1,412件でございました。こちらの財源につきましては、番号1は、保険料の現年度分特別徴収保険料と番号2は、現年度分普通徴収保険料でございます。番号3につきましては、国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分と番号4番につきましては、支払基金からの地域支援事業交付金の現年度分、また番号5は、県支出金からの介護予防事業交付金の現年度分、番号6は、一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分でございます。

続きまして、16ページをごらんください。2項1目一般介護予防事業費の介護予防事業費につきま

しては、高齢者の生活の質の向上や介護予防のための講座関連の費用で、誰でも会場に集まれば参加できる元気はっけん広場や地域の集いの場に介護予防の専門知識を持った講師を派遣する介護予防講師派遣事業、こちらの参加者につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。支出科目につきましては、報償費につきましては、介護予防事業を選定するためのプレゼンテーションの審査委員の謝礼で、不用額につきましては、介護予防講座開催時の要約筆記者の謝礼が、今年度は支出がなかったための執行残でございます。需用費の印刷製本費につきましては、介護予防事業対象者への通知用の封筒代で、不用額は入札による執行残でございます。役務費は、対象者充ての郵送料、委託料につきましては、介護予防事業の委託料で、不用額は29年度からスタートした介護予防教室講師派遣事業で、当初の見込件数を下回ったための執行残でございます。こちらの財源は、前段の事業費の番号1から6まで同一ではございますが、番号3の後に番号4として、国庫補助金の6目1節保険者機能強化推進交付金の現年度分が加わり、それに伴って番号が1つずつ変更になってございます。

続きまして、17ページをごらんください。3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業費の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が必要とされている中で、寒川町地域包括センターを運営するための委託料でございます。南部、北部の公民館で平成27年度からは月1回の出張相談を開始し、28年度につきましては月2回、29年度からは毎週1回といたしました。また、新しい総合事業の中で要支援1・2の方と認定介護を受けなくてもよい比較的軽い症状を持ちの方で訪問介護と通所介護の2つのサービスのみをご希望の方につきましては、地域包括支援センターの職員が面談の上、厚生労働省からの基本チェックリストを活用し、事業該当者として認定されると2つのサービスを受けることができることとなりました。相談件数は記載のとおりで、支出科目につきましては、委託料でございます。こちらの財源の番号1番につきましては、保険料の現年度分特別徴収保険料と番号2につきましては、現年度分普通徴収保険料でございます。番号3は、国庫支出金からの2目包括支援事業等交付金の現年度分と番号4番につきましては、県支出金からの2目包括支援事業等交付金の現年度分と番号5番につきましては、繰入金からの3目包括支援事業等交付金の現年度分と番号6番につきましては、繰越金の前年度繰越金でございます。地域支援事業費の包括的支援事業任意事業費につきましては、国が38.5%、県が19.25%、町が19.25%で、第1号被保険者が23%で、第2号被保険者の費用負担はございません。

続きまして、18ページをごらんください。2目任意事業の任意事業費は、町内の介護施設の利用者の疑問や不安を受け付け、介護サービス提供事業者と町との橋渡しを務めていただく介護相談員や成年後見制度にかかる費用と家族介護教室等の委託事業を実施してございます。支出科目につきましては、報償費は、介護相談員の謝礼と家族介護教室の開催時の講師謝礼、旅費につきましては、介護相談員の研修旅費の費用弁償と成年後見申立提出時の普通旅費、また需用費の消耗品費につきましては、認知症サポーター講座用の中学生養成講座副読本の購入費、また役務費につきましては、成年後見申し立ての費用と福祉用具住宅改修理由書の作成手数料と相談員の損害保険料でございます。委託料につきましては、徘徊老人のためのSOSネットワークの委託料、使用料及び賃借料につきましては、町ホームページに掲載の「これって認知症？」という簡易チェックサイトの使用料、また扶助費につきましては、成年後見制度の利用の申立費用や報酬の支払いが困難な方に対しまして費用の扶助を行う成年後見人報酬費用扶助でございます。こちらの事業費の財源更正につきましては、前段の番号6の繰越金を除いた諸収入の雑入を加えたものでございます。

続きまして、19ページをごらんください。決算書は145、146ページをごらんください。3目在宅医療介護連携推進事業費の在宅医療介護連携推進事業費につきましては、平成25年度から茅ヶ崎市と共同して行っている在宅医療介護連携推進事業を実施するための負担金で、平成29年6月から茅ヶ崎市

保健所内に事務局を置き、在宅ケア相談窓口を開設してございます。支出科目につきましては、負担金補助及び交付金で、茅ヶ崎市への支出になってございます。財源につきましては、前段の番号⑥を除いた番号1から5までの財源更正につきましては、22ページの地域ケア会議事業費までの4事業の歳入科目が同一でございます。

続きまして、20ページをごらんください。4目生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業費は、高齢者が住みなれた地域で継続して生活していくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスを地域の実情に即した基盤整備を図るために、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、生活支援コーディネーターを配置いたします。支出科目につきましては、報償費は、推進会議の委員の謝礼と生活支援コーディネーターを配置するための委託料でございます。こちらの特定財源も前段の事業費と同一でございますので、省略させていただきます。

続きまして、21ページをごらんください。5目認知症総合推進事業費の認知症総合推進事業費は、新しい総合事業の包括的支援事業の枠組みの中で認知症施策の推進の充実を図るために、認知症初期集中チームを結成し、認知症地域支援推進員を配置いたしました。支出科目につきましては、報償費は、認知症初期集中チーム会議のサポート員の謝礼と認知症地域支援推進員を配置するための委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、チーム員研修費の参加がなかったための執行残でございます。こちらの特定財源も、前段の事業と歳入科目は同一でございますので、省略させていただきます。

続きまして、22ページをごらんください。6目地域ケア会議推進事業費の地域ケア推進会議事業費は、新しい総合事業の包括的支援事業費の枠組みの1つで、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ民生委員児童委員協議会や介護サービス事業者連絡会や社会福祉協議会など多職種協働による会議を開催し、個別事例から地域支援ネットワークの構築とケアマネジメントの支援、地域課題の把握などから、今後の高齢者保健福祉計画などの施策形成に役立てることとしてございます。支出科目の報償費の謝礼の執行残につきましては、会議開催回数の減によるものでございます。こちらの特定財源も前段の事業費と歳入科目が同一でございますので、省略させていただきます。

続きまして、23ページをごらんください。その他諸費1目審査手数料の審査支払手数料は、こちらも新しい総合事業の開始により新たに項目立てしたもので、要支援1・2の方の総合事業の訪問介護と通所介護を利用された分の審査支払手数料でございます。これまでの保険給付費から地域支援事業費に移行したものでございます。こちらにつきましては、審査件数につきましては3,951件でございました。支出科目につきましては、役務費の手数料でございます。こちらの財源と15ページの介護予防ケアマネジメント事業費と24ページの高額介護予防サービス費相当事業費は、同一の財源でございましたので、省略させていただきます。

続きまして、24ページをごらんください。2目高額介護予防サービス費相当事業費の高額介護予防サービス費相当事業費は、前述と同様に、これまで保険給付費で支出されたものが地域支援事業費に変わったもので、訪問介護と通所介護の2つのサービス費の自己負担が高額な世帯に対しまして、介護保険料の段階に応じて負担の軽減を図る事業でございます。該当者は6名で、支出科目は、負担金補助及び交付金からの支出になってございます。特定財源につきましては、前段と同一でございますので、省略いたします。

続きまして、25ページをごらんください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支出はございませんでした。

続きまして、26ページをごらんください。決算書は147、148ページをごらんいただきたいと思います。4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金の介護給付費準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費の増による保険料の不足の際に充当するために基金

に積み立てておくもので、支出科目は積立金でございます。30年度の基金残高につきましては、4億4,269万8,254円でございます。こちらの特定財源の番号1は、繰越金の前年度繰越金でございます。

続きまして、27ページをごらんください。5款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合において、金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うためのもので、30年度につきましては、借入れは行っていませんので未執行でございました。

続きまして、28ページをごらんください。6款諸支出費1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金の第1号被保険者保険料還付金につきましては、30年度分以前の介護保険料過誤納還付未済の111名124件分で、27、28、29年度中の資格喪失等による保険料の還付金でございます。主な原因としては、死亡、転出等によるものでございました。こちらの財源番号1につきましては、繰越金の前年度繰越金でございます。

続きまして、29ページをごらんください。2目償還金の介護給付費過年度分の返還金につきましては、30年度の国庫支出金、県支出金などを精算したところ、残金が生じたため返納したもので、支出科目は全額償還金利子及び割引料で、内容につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。こちらの財源番号①繰入金の事務費繰入金と番号2は、前段と同じ繰越金の前年度繰越金でございます。

続きまして、30ページをごらんください。7款1項1目予備費につきましては、6款支出金の介護給付費過年度分の返還金に充用いたしました。

31ページからの平成30年介護保険事業の状況につきましては、決算書の説明の後にいたします。

それでは、続きまして、決算書につきましてご説明させていただきます。決算書は158ページをごらんください。介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額32億6,940万7,000円、歳出総額30億2,684万5,000円、歳入歳出差引額につきましては2億4,256万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額につきましては2億4,256万2,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございませんでした。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。引き続き、決算特別会計提出資料の平成30年度介護保険事業の状況について、タブレットはそのまま31ページからごらんください。説明は、介護保険担当の仲手川副主幹よりいたしますので、よろしくお願いいたします。

【小泉副委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 では、引き続き平成30年度介護保険事業の状況について、31ページ以降の資料について説明させていただきます。めくっていただきまして、32ページをごらんください。このページでは、30年度末平成31年3月末時点での認定者数等について掲載させていただいております。全体として見ますと、昨年同時期と比べますと102人の増でした。全体の人数をもとにしますと、要支援1・2及び要介護1の比較的軽度と言われる認定度の方は909人で、全体の47.9%でした。また、要介護2及び3の中度と言われる認定度の方は547人で28.8%、要介護4及び5の重度と言われる認定度の方は441人で23.3%でした。

寒川町では、軽度と言われる方の割合が多い傾向でございましたが、平成30年度末は、昨年度同時期と比べ軽度で3ポイントの増でした。一方、中度と言われる方が3ポイントの減でした。実数での増減は軽度で103人の増でしたので、年間の増の要因としては軽度の増と見られております。

次の3つの表については、介護サービスを利用した人を大きく3つのサービスグループごとに介護度別に利用者数であらわしています。おおむね3月の利用者数を集計したのになります。最初の表は、居宅サービス、自宅にいて介護サービスを利用した人数になります。こちらは利用者全体が1,577人でしたので、そのうち1,087人の利用で全体の68.9%に当たりますので、大半の人が自宅にいながらのサービスを使っている、また自宅から通いのサービスを利用しているということがわかると思ひ

ます。

その次は、地域密着型サービスで、地域密着型認知症対応型デイサービスやグループホーム、そして平成28年4月から定員が18人以下のデイサービスがこちらに区分が移ってまいりましたので、そういったサービスを利用した方になります。寒川町の人が基本的に利用できる地域密着型サービスとつくサービスを利用した方の人数になります。

その次の表は、施設介護サービス費になります。またその次の表は、施設区分ごとに介護度別に利用した人数をあらわしたものになっています。施設サービスの利用者につきましては、昨年度は利用者数に対して20%でしたが、今年度は19.4%と0.6ポイントの減でございました。

32ページが一番下の表につきましては、介護度別に利用者数と未利用者数をあらわしたものです。未利用者数につきましては、一番上の認定者数から居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者数を差し引きしたもので計算しております。そのためマイナスという表記も出ております。月の中で複数のサービスを利用している人もいますので、延べ人数という形でのご理解をお願いしています。

軽度、中度、重度という区分で見ますと、要支援1・2及び要介護1の軽度の人は、利用者数が596人で、認定者は909人でしたので、65.6%の人が利用していると見られています。また、中度の方につきましては、認定者547人のうち利用者が573人でしたので、認定されたほとんどの方が介護サービスを利用していると考えられます。

要介護4及び5の重度の方につきましては、認定者441人のうち利用者408人でしたので、92.5%の方がサービスを使っている、また全体としては83.1%が利用していたと見られております。介護サービスにつきましては、利用される方がご自身の体の状態、あとは家庭の状況、住んでいるところなどの状況を考慮して、ケアマネジャーさんがその方の生活を続けていくために必要、適切なサービスを考え、ご提案し、利用される方、場合によっては家族、親族の方の理解を得てサービスを使っていたくこととなります。介護認定を受け介護度がついても、必ずしも全員が介護サービスを利用しているという状況にはありません。介護サービスを使わずに生活をするという方もいらっしゃいますし、福祉用具の購入補助を使ってその用具を利用して生活すれば、何とか生活が維持できるからそれでいいというような方もいらっしゃいます。

続きまして、33ページをごらんください。このページでは、介護サービスごと、介護度別に介護給付費として給付した実績を表にしています。上段には件数、下段には給付額となっています。毎月国保連合会を通して請求があったものを積み上げた年報のもとデータを表にさせていただいております。施設介護サービス費が一番下にあるかと思うんですけども、こちらの特養、25番、介護老人福祉施設の分なんですけども、原則として現在は新規の方は介護3以上ということになっています。それ以前に使っている方というところで特例もございまして、要介護1、2もありますが、基本は介護3以上ということになっていますので、介護度の高い人の利用が多い現状です。全体としては24億8,408万9,377円で、29年度が総額で23億7,778万9,365円でしたので、増減としては1億630万9,012円の増でした。

続きまして、34ページをごらんください。こちらのページでは、介護保険の3施設、いわゆる特別養護老人ホーム、老健施設、介護療養型医療施設やショートステイを利用する方について、お食事代と住居費については基本は本人負担が原則です。しかし、低所得と言われる方については、負担軽減を行っておりますので、補足給付費とも言っておりますが、その給付の状況についてまとめたものでございます。総額は6,083万7,685円、一番右下の数字になりまして、29年度が5,958万2,735円でしたので、増減としては125万4,950円の増でした。

次に、35ページです。この表については、居宅介護、いわゆる在宅での介護サービス費について介

護度別の平均給付額を出したものです。昨年度から一部所得の高い人について2割負担が増にされておりますが、特にその1割、2割、今現在は3割も出ているんですけども、そこは考慮せずに単純に給付額を受給者数で割っただけの数字になっておりますので、割り引いて見ていただければと思います。居宅介護サービス費については、介護度別に介護保険が使える上限額というものがあります。単純な数字の多寡で利用が多い少ないという見方はできませんが、保険者が寒川町の利用者で、介護度別に平均どのくらい給付しているのかというものを出したものになっています。

おめくりいただきまして、36、37ページが引き続きの表になっております。こちらにつきましては、今年度令和元年6月時点の保険料の段階別要介護度別のサービス利用件数、給付額、サービス未利用者数をあらわしたものになります。サービス利用につきましては、先ほど申しましたように、居宅サービスと施設サービスと地域密着サービスの3つに分けてございます。保険料段階につきましては、町で決めている10段階で表にしてあります。この表につきましては、国保連合会の審査後、保険給付費で割ったもので直近の月のデータということで、経年でわかるようにということで、毎年6月分としてまとめて参考資料としてつけさせていただいております。

以上で、平成30年度介護保険事業の状況の資料説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。それでは、質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、資料の6ページなんですけど、認定の調査なんですけど、29年度と比べて申請件数は増えているわけなんですけど、それに対して判定の人数が減っているわけなんですけど、介護認定の制度が変わったりしてこういうことになっていると思うんですけど、実際よく言われるのが、介護を受けたいんだけど審査に応じて受けられないという方がいるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの見解をお伺いします。

それと、あと次の7ページなんですけど、見込みが減っているわけなんですけど、このあたりの要因というのがあればお聞かせください。

以上です。

【小泉副委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 先ほどありましたが、認定の有効期間につきましては、変更させていただきまして、今まで支援1や支援2の方、介護1の方、介護2の方につきましては、認定の有効期間が12カ月を最高とさせていただいたんですけども、こちらのデータや国の指標から、平成29年度から支援1から全ての介護度の方に対して、12カ月が最高だったんですけども、24カ月まで延長させていただきました。その間の変更申請などは受け付けておりますし、有効期間を延長したことによる住民の皆様、申請者の皆様の不都合はないと判断させていただいて、審査件数が減っております。また、先ほどもう一点ということで、ご質問がありました介護申請をされたけれども、非該当になられてサービスが受けられないというお話があったんですけども、町では、認定調査と、あと認定、介護保険の主治医意見書をもとに認定審査会を開かせていただいて、そちらで例えば非該当が出た方でも、意見書や調査票の特記事項の中から審査会委員の読み取りで、非該当から介護状態を上げて認定を出ささせていただいている場合がありますし、非該当を受けられた方でも、先ほどの総合支援事業が始まっていることもありまして、総合支援事業でのデイサービスやヘルパーさんの使用を結果通知の際に一緒に手紙をつけさせていただきまして、非該当の方も例えばヘルパーさんやデイサービスが使えるような方向性でご案内はしております。

【小泉副委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 では、2つ目のページ7、介護サービス費の見込みより減っている要因は何か考えられますかという問いにお答えしたいと思います。こちらにつきまして、平成30年度から第7次の計画期間という形になっております。寒川町の介護認定につきましては、比較的他市等に比べると低い状況にありました。ただ、平成29年度から28、29、このあたりで今までよりかなりきついカーブで認定度が上がってきた現状がありました。それを見ながら今回第7次の見込数を立てておりましたところ、そこから現実には30年度、思ったほど認定の度合いが上がってこなかったというのが現実としてございます。また、先ほど私が30年度の状況の説明でも申し上げましたが、寒川町は、認定を申請して介護1とか2から始まる方が多いことがあったんですけども、最近はもっと手前、要支援1・2というところからスタートする方も多様な状況になってきております。そういったところもありまして、このサービスは7ページと8ページをセットで考えてみていただきたいんですが、7のほうが介護1から5の方、8ページが介護予防サービスの要支援1・2の方になりますので、8ページを見ていただくと、要支援1の方は執行率が上がっているというところから、そういった内容が変わってきたものかと私どもでは考えております。

以上です。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 介護認定の非該当の方でも審査意見書などで対応している、それもしっかりと丁寧な対応をされていていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上でいいです。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方、挙手をお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 何点かお伺いしたいと思います。平成30年度で始まった認知症初期集中支援チーム設置によって、30年度はどういった効果が出たのかをお聞かせください。今さまざまな事業の展開の中で、要支援1・2の方が3ポイントアップ、介護2から3の方が3ポイント下がったというようなお話がありました。地域支援事業を行う中で介護予防のいろんな展開をしていく中で、こういった効果があって、こういう介護度が下がる、軽くなる、そういうところにシフトしてきているのかどうかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

あと一つが、地域包括支援センターですけれども、29年度から1週間に1回、ランチとして南と北でやっていたと思っていますけれども、30年度の利用状況です。町役場の中にも本体っていうんですかね、1つあって、ランチとして南部、北部があると思っていますけれども、この利用回数のそれぞれのバランスをお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉副委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 まず、認知症初期集中支援チームの効果ということですが、今始めまして1年半ほどたっておりますが、相談された方につきまして、認知症サポート員をはじめとして保健師、認知症地域推進員など、多職種でかかわらせていただいております。それに伴い援助の方向性が広がるとともに、その方が適切に安心して、認知症になっても地域で過ごせるような援助方法、例えば介護サービスへの移行や医療機関での受診などにつなげているケースがあります。あと、例えばご本人の了承が得られなかったりして、介護サービスや医療機関に適切につながらなかった方に対しましても、認知症初期集中支援チームの支援というのは大体6カ月と決まっておりますが、それが終わった後でも、保健師や地域包括支援センターの職員が、その方との信頼関係ができていますので、その方のお宅に伺ったり、またその方からお電話がかかってきたりして、継続的に援助ができていると考えられております。

以上です。

【小泉副委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 2点目の要介護、要支援1・2の方が増えて、要介護度1から5が減っているというところで、重度化防止になっているのではないかとご質問だったと思うんですけども、こちらにつきましては、我々は、要支援1・2で食いとめるような形で介護度1・2にステップアップしないように、こちらとしては、もくろみというわけじゃないんですが、これが十分生かされているのかという気はするんですが、統計までとってはいないような状況でございますので、今後はそういうところも視野に入れて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

【小泉副委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 3つ目の地域包括支援センターについて、出張相談等のバランスはどのような状況かというご質問だったかと思えます。包括支援センターの相談件数なんですけど、30年度は6,347件が電話ですとか、来ていただいたりというものになっています。そのうちの出張相談につきましては、南部、北部合わせて718件で、大体11%ぐらいの件数です。29年度につきましては同じような数字で、全体で5,646件でした。同じく出張相談が、このときはとても多かったんですけど、761件で13%ぐらいの割合になっています。回数も増えているんですけども、包括支援センターの方も時々お宅の訪問に行ったりすると、ここでやっていますというようなチラシ、また私どもが6月に本算定をしたときにも、包括支援センターがあります、出張相談がありますというチラシも入れさせていただいて、PRには努めているところです。できるだけ役場まで来なくても近くのところでご相談体制をとることでやらせてはいただいておりますが、30年度はちょっと減っているんです。実は南部で少し減っているというような状況がございました。午前中と午後とで、午前中は相談で、午後は軽い体操などをしながら介護予防でもしましょうというメニューを包括支援センターの職員が工夫してやっていただけたところなんですけども、バランス的には大体10%程度が出張相談を使っただけしているというのが現状でございます。済みません、お答えになっているかどうかわかりませんが。

【小泉副委員長】 太田委員。

【太田委員】 そうしましたら、1点目の支援チームの設置による効果というところは、わかりました。認知症の方々が住みなれた地域で最後までしっかりと自分らしく生活していけるような体制を30年度に初めて設置して、まだ1年半ですけれども、継続して利用者さんの思いに寄り添ってしっかりとやっていただければと思います。これは意見として結構です。

2点目の介護予防等の元気はっけん広場ほか、お父さんのためのアンチエイジングとか、いろんな形でやっていただきながら、介護度を上げないような取り組みをいただいている、その中で、私としては、要支援1・2が3ポイント上がって、介護2から3が下がっているというのは、移行しているのかと捉えたんですけど、ちょっと違うんですね。利用者さんが全体的に増えている中でそういった形なのかということがわかりました。なるべく軽い段階でとめていただけるような政策を打っていただきたいと思えます。

ただ、1つ、今やっている健康管理センター、そういった中で、ご自分で足がなくてなかなか行けないという方の声が入ってきているので、そういった方たちの足の確保というのは何か政策的にあるのか、1点お伺いしたいと思います。

それから、3点目の地域包括のランチの部分ですけれども、10%程度が南北で利用があるということが、30年度若干下がったとはいえ、10%前後の利用があるということがわかりました。今後の展開としては、このまま南部の出張相談で終らせていくのか、発展的に常時設置していくのかということのお考えがあるのかお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉副委員長】 鈴木参事。



【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 2点のご質問でございました。1点目の介護予防事業の関係で、参加するために足の確保はあるのか、交通手段の確保でございます。こちらにつきましては、元気はっけん広場をスタートさせていただいて、実際のところコミュニティバスに乗り切れないというようなことも都市計画課から連絡がありまして、倉見方面から来ていただいている方々が乗り切れなかったというところで、こちらにつきましては、逆に都市計画課で臨時便を出していただいたという経過がございます。町といたしましては、コミバスを活用し、また実は地域で講師を派遣するという事業、介護予防講師派遣事業の展開を始めたところでございます。こちらにつきましては、それぞれのグループでつくっていただいて、地域に講師を派遣するというところで、近くの地域集会所、地区集会所等で開催して、また町で負担し、専門の講師を派遣する事業でございますけれども、こちらの展開をもう少し元気はっけん広場とつなげるような形で、地域にそれぞれで出向いてできるような、それぞれの団体の育成というのも含めて、元気はっけん広場については展開を始めているところでございます。ですので、今後地域で呼べばやってくれるというところを根づかせるものとして、今後はもう少し力を入れていきたいと思っております。現在のところにつきましては、交通手段にこちらで予算どりするということにつきましては、町ではまだ考えてございません。

2点目につきましては、包括支援センターの今後の展開でございます。ランチの活用が今のところ昨年度よりか今年度のほうが少なくなっている南部の地域の現状もでございます。こちらにつきましては、週1回の相談を増やすとか、そういうものを含めて、今後の展開につきましては、件数が増えていけば職員も配置しなければならないと思っております。ただ、現状ではまだそこまで至っていないので、南部、北部につきましては、老人福祉センターという名前もでございます。ですので、有効活用ができればいいと思っております。今後については、まだ正式にランチとして決定しているところまでは行き届かないというような状況でございます。

以上でございます。

【小泉副委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。1点目の元気はっけん広場等々の地域への拡大、そういったところは、行きたいけれども、逆に北部の方は割と行きやすいですけれども、東部ルート、ああいう方たちは1回寒川駅で乗り継がないと行けないんです。なので、ちょっと不便な部分があって、行きたいけれどもというお声が多少あったりするので、逆にそういった形で地域に出向いていただいて、それを拡大していただくことで、また高齢者の方の元気な部分にプラスされていくのかと思うので、そこに既に着手されているということですので、もう少し皆さんに周知していただくとか、育成に力を入れていっていただければと思います。

地域包括のランチの件ですけれども、わかりました。南部のほうが若干減っているというところでしたので、いずれにしても週1回両方に相談室があるということは、地域の方にとっては大きな相談のよりどころだと思いますので、とはいえ、まだまだどこに相談していいかわからないという方も多く、お問い合わせを個人的にいただく場面がございますので、あわせてまた周知もしていただいていると思いますけれども、いろんな場面でもまたチラシ等を配っていただきながらやっていただきたいと思います。今後の動向をしっかりと見ていきたいと思っておりますので、答弁は結構です。ありがとうございます。

【小泉副委員長】 ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で、福祉部高齢介護課の審査を終わりにいたします。

それでは、再開は1時30分といたします。暫時休憩といたします。

---

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解いて会義を再開いたします。

福祉部保険年金課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

亀山部長。

【亀山福祉部長】 福祉部、最後になります。保険年金課が所管いたします一般会計、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計となります。説明につきましては三留課長が、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしく申し上げます。

【岸本委員長】 三留課長。

【三留保険年金課長】 それでは、福祉部保険年金課所管の平成30年度一般会計の決算についてご説明いたします。説明に当たりましては、決算特別委員会説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。決算書は71、72ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。タブレット資料は040保険年金課一般会計の2ページをごらんください。国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。これは一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、決算額は3億5,244万97円でございます。不用額については備考に記載のとおりでございます。詳細につきましては、この後の国保特別会計でご説明させていただきます。

下表をごらんいただき、この繰出金の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の37、38ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険者支援分、歳入番号③、決算書の39、40ページの県費による保険基盤安定負担金の保険者支援分とともに交付されます。これは、保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を国が2分の1、県及び町が4分の1を負担するものでございます。歳入番号②県費による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、一定所得以下の世帯を対象として保険料を軽減した場合に交付され、その減額相当分の4分の3を県が、4分の1を町が負担するものでございます。

決算書は73、74ページ、3目老人福祉費でございます。タブレット資料は3ページをごらんください。健康診査事業費であります。後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進のために健康審査を実施いたしました。需用費については、問診票や受診券の印刷製本費、役務費では、問診票などの通信運搬費、国保連合会への審査支払手数料の手数料、委託料では、医師会に対する健康診査委託料でございます。健診の受診率につきましては36.38%で、2,032人が受診いたしました。

下表をごらんいただき、健康診査事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の49、50ページの広域連合高齢者健康診査事業費補助金は、医師会等への委託料に充てており、1人1万円の補助でございます。

次に、タブレット資料4ページをごらんください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。これは一般会計から後期高齢者医療特別会計へ事業費を繰り出すもので、決算額は4億2,221万9,151円でございます。詳細につきましては、この後の後期高齢者医療特別会計でご説明させていただきます。

下表をごらんいただき、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の39、40ページの後期高齢者医療基盤安定制度負担金は、一定所得以下の人に対して保険料を軽減した場合に交付され、その減額相当分を県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

次に、決算書は73、74ページの4目国民年金費でございます。タブレット資料は5ページをごらんください。年金事務は、日本年金機構藤沢年金事務所と連携しながら、国からの法定受託事務の業務を進めております。年金制度の普及や制度の理解を深めるため、窓口での相談や広報紙での啓発及び保険料免除申請や学生納付特例の手続きを行っております。職員給与費でございますが、給料、職員手

当等共済費については、課長を含む職員3名分の人件費でございます。

下表をごらんいただき、職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の39、40ページの国民年金協力連携事務費委託金は、法定受託事務に付随する事務などに交付され、事業全般に充てております。歳入番号②国民年金特別障害給付事務事務費委託金は、任意加入期間中に発生した障害給付事務に対して交付され、事業全般に充てております。歳入番号③国民年金事務費委託金は、法定受託事務に対して交付され、本事業に充てるほか備考欄記載の事業に充てております。

続いて、タブレット資料は6ページをごらんください。年金事務経費であります。国民年金の事務にかかる経費でございます。旅費については、説明会等出席のための普通旅費、需用費では、主に事務用品ファイルほか、役務費では、年金事務所等事務連絡用の切手代、使用料及び賃借料では、年金システム借上料でございます。

下表をごらんいただき、年金事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書39、40ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てるほか、備考欄に記載の事業に充てております。

タブレット資料は7ページをごらんください。国民年金推進事業費であります。窓口対応業務のための臨時職員1名分の賃金でございます。

下表をごらんいただき、国民年金推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書39、40ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てるほか、備考欄に記載の事業に充てております。

最後に、決算書47、48ページ、19款諸収入3項貸付金元利収入1目高額療養費資金貸付金元利収入でございます。タブレット資料は8ページをごらんください。こちらは、被保険者に貸し付けをした高額療養費資金に対する償還金収入でございます。収入済額は39万円でございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしくお願いたします。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。それでは、質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 3ページの健康診査事業なんですけど、これらの説明で後期高齢者の健康診査ということで、受診率が36.3%ということなんですけど、受診率がちょっと低いと思うんですけど、ここに関してどういう理由で低かったのかというのをまず伺います。

【小泉副委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 健康診査の受診率が下がっているのをどのように認識しているかというご質問でよろしいですか。おっしゃるとおりで30数%、ほかの市町村の平均よりは上回ってはいるものの、少しずつ下がってきていることに関しては、あまりいいことではないとこちらも捉えております。対象者は75歳以上ということなので、基本的には対象者は増えるという流れに乗っていますけれども、高齢者健診の対象については、施設に入っていらっしゃる方とか、要するにそもそも除外している対象者の方というのがいらっしゃいます。ですが、受診率の低さに関しては、今まではそれほど受診率を向上していくというような流れが、当事者でも、こういう社会の流れでも、なかなか高齢者の健診に関しては、受診率をどうして伸ばす意味があるのかということが実は整理されてこなかった部分です。その意味づけがされたのが昨年12月でありますので、これからは高齢者健診も、高齢者お一人お一人がその先の健康を手に入れるための生情報ということで、担当課においても、あと高齢者ご自身についても、受けることがどんなにいいかという働きかけは必要であろうということで、この数字を見ながらも、低いのはよくないということと、それについてどう考えるかというあたりは、このような整理の仕方を今しております。

以上です。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 昨年からはまったということで、これはいろいろ検討されているということですが、健康診査なんですけど、これで受診するのに個人の負担というものがあるのかどうか、お聞きします。

【小泉副委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 健康診査の自己負担額についてお答えいたします。75歳以上で行っている健康診査については、どの方も自己負担はいただかない形で従来実施しております。

以上です。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切らせていただきまして、引き続きまして、保険年金課の特別会計の1つ目、国民健康保険事業特別会計の審査に移りたいと思います。個々の特別会計について執行部の説明を求めます。

三留課長。

【三留保険年金課長】 それでは、引き続き、平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。先に参考資料として、タブレット資料は44ページから載っております国民健康保険事業状況につきまして、国保の加入状況などをご説明させていただきます。内容につきましては、過去5年間の国民健康保険事業概要で、今回は平成26年度から平成30年度までをまとめております。タブレット資料041国民健康保険特別会計の46ページ目をごらんください。

資料上段の1、国民健康保険加入状況でございますが、表頭として左から年度、町の状況、国保の状況、国保加入率の順に表示しております。平成30年度につきまして、国保世帯数は前年度比3.32%減で6,666世帯、被保険者数は4.15%減で1万829人と、社会保険加入や後期高齢者医療保険への移行等により減少しております。国保世帯数は前年度より229世帯が減少しておりますが、町の全世帯の約31%は国保に加入している状況であります。

次に、タブレット資料47ページをごらんください。2ページの下段、5、保険料の推移になります。こちらは保険料現年分の推移と収納率を記載しております。平成30年度の収納率は92.75%で、前年度に比べ0.31ポイント増加しております。

続きまして、3、4ページには歳入の決算状況を、5、6ページには歳出の決算状況をそれぞれ記載しております。歳入歳出については3カ年分を掲載しております。なお、平成30年度から県が財政運営の主体となったため、歳入歳出ともに科目が変わっておりますが、基本的には実施している事務内容に変更はございません。

7から12ページにつきましては、医療の給付状況を記載しております。給付の状況でございますが、被保険者全体の医療給付の費用額は、被保険者数の減により減っており、1人当たりの費用額も減っております。また、13ページには、高額療養費や出産育児一時金と葬祭費の状況を、14ページには、保険料率及び賦課限度額の推移、財政調整基金の状況を、15ページには、国民健康保険運営協議会の開催状況を記載しております。16ページ以降につきましては、参考といたしまして、県より提供されました29年度決算での県内の比較状況となっており、医療費や特定健診受診率、国庫・県費等の歳入の状況、保険料及び保険料の賦課方式や期割回数状況を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

それでは、国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。決算書は115、116ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。職員給与費でございますが、給料、職員手当等共済費については、担当職員8名分の人件費でございます。下表をごらんいただき、職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、

決算書の111、112ページの職員給与費等繰入金でございます。この繰入金は、給与費のほか国保の事務経費に要する費用を一般会計より繰り入れるもので、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

次に、タブレット資料は3ページを、国民健康保険運営事業事務経費は、国保事務に関する事務経費でございます。旅費については、研修や会議出席のための普通旅費で、需用費では、国民健康保険関係法令例規集等の消耗品費、高齢受給者証の印刷製本費、役務費では、被保険者証等の郵送料、負担金補助及び交付金では、システム改修分担金でございます。

下表をごらんいただき、国民健康保険運営事業事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書109、110ページの特別調整交付金は、医療適正化の実施により交付され、本事業に充てるほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号②職員給与費等繰入金は、本事業に充てるほか備考欄記載の事業に充てております。

続いて、タブレット資料は4ページをごらんください。診療報酬明細書共同電算委託事業費は、県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理する費用でございます。下表をごらんいただき、事業費の特定財源でございますが、歳入番号①特別調整交付金、歳入番号②職員給与費等繰入金は、本事業に充てているほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は5ページをごらんください。2目連合会負担金国保連合会負担金につきましては、国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者が共同で国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立された公法人である国保連合会の安定した運営を図るための負担金で、保険者が均等に負担する保険者割と被保険者数に応じて負担する被保険者割でございます。下表をごらんいただき、国保連合会負担金の特定財源でございますが、歳入番号①の職員給与費等繰入金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は6ページをごらんください。2項徴収費1目賦課徴収費国保料賦課徴収事業事務経費は、国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務経費を支出いたしました。賃金につきましては、臨時職員1名分の人件費で、需用費では、封筒の購入代や納付書、メールシーラーなどの印刷代、役務費では、納付書、督促状の郵送料と口座振替事務の手数料、委託料では、コンビニ収納代行の業務委託及び納付書の封入委託料、使用料及び賃借料では、コンピュータシステムの借上料、負担金補助及び交付金では、財務会計システム共同利用負担金でございます。下表をごらんいただき、事業費の特定財源でございますが、歳入番号①の職員給与費等繰入金で、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は7ページをごらんください。3項1目運営協議会費国保運営協議会運営経費につきましては、委員9名分の報酬と会長研修の旅費でございます。下表をごらんいただき、国保運営協議会運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①職員給与費等繰入金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

決算書は117、118ページ、タブレット資料は8ページをごらんください。2款保険給付費でございます。保険給付費につきましては、国保特別会計の約7割を占めており、被保険者数の減少、高額薬価の改定などにより、保険給付費は昨年より1億6,938万7,000円ほど減少しております。1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費については、一般被保険者の疾病及び負傷に対し保険給付を行いました。決算額は28億8,635万4,937円で、前年度より1億959万4,450円の減となっております。下表をごらんいただき、一般被保険者療養給付費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は109、110ページ、普通交付金を本事業のほか備考欄記載のとおり他事業に充てております。

タブレット資料は9ページをごらんください。2目退職被保険者等療養給付費でございます。退職被保険者等の疾病及び負傷に対し、保険給付を行いました。決算額は1,228万96円で、前年度より3,363

万5,600円の減額となりました。退職者医療制度は平成27年3月末で廃止され、被保険者が減ったことによる減でございます。下表をごらんいただき、退職被保険者等療養給付費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書109、110ページの普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は10ページをごらんください。3目一般被保険者療養費でございます。一般被保険者の疾病、負傷に対し療養の給付を受けない者の費用及び医療用装具の保険者負担費用の支給を行いました。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①の普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は11ページをごらんください。4目退職被保険者等療養費でございます。一般被保険者と同様の経費でございます。下表をごらんいただき、特定財源は、歳入番号①の普通交付金で、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は12ページをごらんください。5目審査支払手数料でございます。医療機関が診療費を請求する額について国民健康保険団体連合会に委託審査してもらうための費用を支払いました。レセプト審査は全件実施しており、件数は19万9,672件でございます。レセプト審査による効果額は1,126万2,000円でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①の普通交付金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は13ページをごらんください。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費でございます。一般被保険者の一部負担金が所得段階等に応じ一定金額を超えた場合、現金、または現物給付し、被保険者の負担軽減を図りました。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①の普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は14ページをごらんください。2目退職被保険者等高額療養費でございます。一般被保険者と同様の経費でございます。決算額は268万575円、前年度より約674万円の減額となりました。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①の普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は15ページをごらんください。3目一般被保険者高額介護合算療養費でございます。一般被保険者の医療保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給いたしました。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①の普通交付金を本事業のほか備考欄に記載の事業に充てております。

タブレット資料は16ページをごらんください。4目退職被保険者等高額介護合算療養費でございます。一般被保険者と同様の経費でございます。支出はございませんでした。

続きまして、タブレット資料は17ページをごらんください。3項一般被保険者移送費とタブレット資料18ページの退職被保険者等移送費でございますが、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があり移送された場合に現金給付されるものでございます。一般、退職者ともに支出はございませんでした。

タブレット資料は19ページを、決算書は119、120ページをごらんください。4項出産育児諸費1目出産育児一時金でございます。被保険者が出産した場合、出産児1人につき42万円を支給いたしました。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の111、112ページの出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金総額の3分の2を法定で繰り入れるものでございます。

タブレット資料は20ページをごらんください。5項葬祭諸費1目葬祭費でございます。被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に5万円を支給いたしました。財源につきましては、一般財源でございます。

タブレット資料は21ページをごらんください。3款国民健康保険事業納付金1項医療給付費分1目

一般被保険者医療給付費分につきましては、県が負担する県内市町村の保険給付の財源とするために県へ納付するものでございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の109、110ページの保険者努力支援分は、保険料の収納率や保険事業等の実績に基づいて交付されます。歳入番号②特別調整交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号③県繰入金2号分は、保険料収納向上対策や医療費適正化対策の取り組みに対して交付され、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号④、決算書の111、112ページの保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号⑤保険基盤安定繰入金保険者支援分でございます。歳入番号⑥財政安定化支援事業繰入金は、高齢者が多いなど市町村の責めによらない理由による国保財政の影響を勘案して算出されております。歳入番号⑦一般会計繰入金は、障害者の医療費助成等の町単独事業の実施により、国庫負担金の減額分を一般会計から繰り入れるものでございます。歳入番号⑧国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため積立額を確保しつつ、保険料上昇抑制のため活用するものでございます。

タブレット資料は22ページをごらんください。3款国民健康保険事業納付金1項医療給付費分2目退職被保険者医療給付費分につきましても、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするため県へ納付するものでございます。

タブレット資料は23ページをごらんください。2項後期高齢者支援金等1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、タブレット資料は24ページの2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。

タブレット資料は25ページをごらんください。3項3目介護納付金分につきましては、国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの方の分で、介護保険制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。

タブレット資料は26ページ、決算書は121、122ページをごらんください。4款1項共同事業拠出金1目その他共同事業拠出金については、退職被保険者の資格確認のために年金受給権者一覧表を作成する経費でございます。

タブレット資料は27ページをごらんください。5款1項保険事業費1目保健衛生普及費につきましては、主に国民健康保険制度の広報用の小冊子やパンフレットなどの購入費でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①の特別調整交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

続いて、タブレット資料は28ページをごらんください。医療費通知事業費でございます。医療費適正化のために実施しているもので、役務費については、年4回の医療費通知及び年2回のジェネリック差額通知、重複投薬通知の郵送料でございます。ジェネリック差額通知の効果額は66万5,517円でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①の県繰入金2号分は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は29ページをごらんください。2項1目特定健康診査等事業費でございます。40歳から74歳までの被保険者を対象に6月から8月まで実施いたしました特定健診の費用でございます。需用費については、健診案内用の紙など消耗品や受診券、問診票などの印刷製本費、役務費では、郵送料と国保連合会への審査支払手数料、委託料では、医師会への健康診査委託料と受診券の封入委託料でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の109、110ページの特定健診等負担金を充てております。

続いて、タブレット資料は30ページをごらんください。特定保健指導事業費でございます。特定健康診査を受診した人のうち生活習慣病の発症、または重症化の危険がある人を対象に、保健師、管理栄養士が生活習慣の改善を指導、支援いたしました。30年度は、受診者2,583人のうち281人が該当者

となり、そのうち53人が保健師や管理栄養士の保健指導を利用いたしました。共済費につきましては、総務課で支出しております。賃金につきましては、臨時職員の費用、報償費では、3教室分の講師謝礼、需用費では、指導用の教材費、役務費では、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①職員給与費等繰入金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は31ページをごらんください。6款1項基金積立金1目保険給付基金積立金は、国保財政調整基金積立金でございます。昨年に引き続き積み立てをすることができまして、決算額は、利息を含め8,850万6,769円でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①国保財政調整基金積立金利子でございます。

タブレット資料は32ページをごらんください。7款1項公債費1目利子は、国保特別会計への運営の資金繰りのために一時借入れをした際の利子で、借入れはございませんでした。

決算書は123、124ページ、タブレット資料は33ページをごらんください。8款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険料還付金、タブレット資料は34ページの2目退職被保険者等保険料還付金は、保険料過年度還付金及び還付加算金でございます。

タブレット資料は35ページをごらんください。3目保険給付費等交付金償還金につきましては、精算のために科目設定としており、支出はございませんでした。

タブレット資料は36ページをごらんください。4目療養給付費等交付金償還金療養給付費交付金返納金につきましては、退職者医療制度に伴う精算で、社会保険診療報酬支払基金へ返納いたしました。

タブレット資料は37ページをごらんください。医療給付費負担金返納金につきましては、29年度の精算に伴い超過交付分を返納いたしました。

タブレット資料は38ページをごらんください。特定健康診査交付金返納金につきましては、29年度の精算に伴い超過交付分を返納いたしました。

タブレット資料は39ページをごらんください。高額医療費共同事業負担金返納金につきましては、29年度の精算に伴い超過交付分を返納いたしました。

タブレット資料は40ページをごらんください。2項1目指定公費負担医療立替金でございます。特例措置として一部負担金を1割としている70歳から74歳までの被保険者の療養費の差額を一時町が立て替えしたものでございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書113、114ページ、指定公費負担医療立替交付金を充てております。

タブレット資料は41ページをごらんください。9款予備費でございます。予備費より過誤納付還付金ほか1事業へ48万6,938円を充用いたしました。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は42ページを、決算書は109、110ページの1款国民健康保険料につきましては、調定額は一般、退職合わせて12億9,558万3,361円で、収入済額は10億2,650万7,698円でございます。不納欠損は424世帯で5,710万1,868円でございます。収入未済額は2億1,356万1,305円でございます。1目一般被保険者国民健康保険料につきましては、現年分の収入済額は9億5,487万4,054円で、滞納繰越分の収入済額は6,676万8,475円でございます。2目退職被保険者等国民健康保険料につきましては、現年分の収入済額は429万4,406円で、滞納繰越分の収入済額は57万763円でございます。なお、保険料の現年分の収納状況であります。一般の現年分収入済額と退職の現年分収入済額との合計9億5,916万8,460円から、備考欄に記載の一般の現年分還付未済額158万7,510円を差し引いた実質収入額は9億5,758万950円で、一般と退職の現年調定額の合計10億3,243万5,180円に対する収納率は、昨年より0.31ポイントの増となり、92.75%でございます。また、滞納繰越分の収納状況でございますが、一般の滞納繰越分収入済額と退職の滞納繰越分収入済額との合計額は6,733万9,238円で、調定額の一般と退職の合計2億6,314万



8,181円から、一般と退職の不納欠損額の合計5,710万1,868円を差し引いた後の収納率は、32.68%と昨年より0.63ポイント増加しております。また、現年と滞納繰越分を合わせた全体の収納率は、昨年より1.81ポイント増加し、82.76%でございます。

タブレット資料は43ページの2款使用料及び手数料1項手数料1目証明手数料は、保険料納付状況証明書の交付手数料でございます。収入済額は2,400円でございます。

決算書は111、112ページの6款1項繰越金1目その他繰越金前年度繰越金でございます。収入済額は1億4,263万304円でございます。7款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金でございます。収入済額は562万2,087円でございます。2項雑入1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故による第三者納付金でございます。収入済額は778万6,220円でございます。2目退職被保険者第三者納付金については、一般と同様に交通事故によるものですが、実績はございませんでした。3目一般被保険者返納金保険給付費返納金は、国保の資格がなくなった後に国保を使って医療機関にかかったことによる医療費の返納金でございます。収入済額は5万3,400円でございます。過年度分保険給付費返納金につきましては、実績はございませんでした。4目退職被保険者等返納金につきましても一般と同様の返納金で、実績はございませんでした。

最後に、決算書の156ページをごらんください。国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額52億2,077万6,000円、歳出総額50億9,015万1,000円で、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、歳入歳出差引額1億3,062万5,000円が実質収支額となります。

以上で、国民健康保険事業特別会計の決算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。それでは、質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いたします。

山田委員。

【山田委員】 先ほども保険年金課の後期高齢者もありましたけど、28ページの特定健診の受診率が低いところ、これに対してどう考えているのかお聞きします。あと、収納率が今回ちょっと上がったということですけど、ここに関して滞納の方もいらっしゃるということで、それに関してどういう相談があったとか、そういうものに関して、もしわかればお願いたします。

【小泉副委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 特定健康診査の受診率のことについてです。現在の受診率については、委員のおっしゃるとおりで、こちらも非常に悩ましい状況だと痛感いたしております。健康寿命を実現するためには、お一人お一人が健康を手に入れ続けていただくということがどうしても大事だとは思いますが、特定健康診査は中核の事業だと位置づけ、実施はしているんですけども、なかなか受診率に反映されていないと私も感じております。受診者の中身を見ますと、比較的年を重ねられた65歳以上の方、75歳、後期に近い方が多いんです。そうなったときに、75歳を迎えて国民健康保険から抜けて後期の医療保険に入られるという方が毎年毎年多くいらっしゃるものですから、そうなりと受け続けている人というのが、おのずと後期高齢者の対象に移行しているというのが背景の1つにはあると捉えています。重ねて健康診査が若い方、若いというのは40代、50代、60代前半、そこがとても少ないんです。30年度は受診率を上げるために自治会を回ることから手がけ、医療機関や薬剤師会にも協力をいただきながら、裾野を広げるということをやってまいりましたけれども、結果がこれでは、なかなかシビアなものだとは思っています。なので、1つは、若い方にどう受けていただくかということと、あと毎年受け続ける継続受診の方をいかに増やしていくかということと、あと傍らどうしてもお一人お一人が健康を手に入れるもので、そのためには健診は受けるものというようなベースの意識啓発というのは、こつこつ続けることで結果に結びつくものだと認識しております。何しろ受診率が届いていないということは非常に痛い結果だと捉えています。

以上です。

【小泉副委員長】 続いての収納は収納課の関係ですが、回答可能でしょうか。

磯崎主幹。

【磯崎主幹】 収納率が少し上昇したということですが、収納課が今徴収をやっていただいています。収納課と保険年金課が連携いたしまして、個別に納付相談をしております。その結果、生活状況を聞き取りまして減免の案内などにつなげたりした結果、収納率が上がったものと思われれます。あとは収納課での文書の催告でしたり、調査などが影響したと考えられます。

以上です。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 収納率の件は了解しました。それで特定健診ですけど、いろいろ努力をされているということで、わかりますけど、あと受けない方に対して、どういう理由で受けていないかということアンケートとか何かとっているのかということを確認したいのと、あと、これはたしか特定健診を受けるのに自己負担があると思いますけど、これに関して、今回の実質収支でもお金が浮いているところがあるので、そういうものを使って受診料をもっと減免するとか、安くすることについて考えていることはありませんか。

【小泉副委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 未受診である理由だと思わすけれども、アンケート調査は実施しておりませんが、保険年金課の保健師と管理栄養士が受診率向上ということで、昨年度からこれも新規資格者ですとか、連続して受けていない方を訪問しております、受けてくださいということで。その折に受けない理由というのを耳にするのは、基本的には通院している、あと病院の先生が毎月通院して診ているから必要をあまり感じないという言葉を使っているのかどうかわかりませんが、先生が大丈夫と言っているということが非常に多いと思います。ですので、未受診の人の理由は、特定健康診査を受けた方の中でも未受診の方の7割、8割が通院者なんです。なので、訪問して保健師、管理栄養士が耳にする通院をしているから大丈夫というのは、確かに生の本音のことなんだろうとこちらも把握しております。そこでどうするかの話にこれからはなるんですけれども、そうすると、医療機関の先生との連携は必須、それは医者だけではなく、先ほど来申し上げましたけれども、薬剤師の先生、場合によっては歯医者さんの協力もあっていいのかと思いますので、そのあたりは保険年金課の国保の運営協議会の中でも、保険事業については折に触れ話題にさせていただいておりますので、その中で委員の皆様のご知恵とかアイデアをいただきながら、これから実行に移してまいりたいと思っています。あと健診の費用については、自己負担はある方とない方と2つになっておりまして、自己負担がある方は1,500円になっています。あとはゼロ円、1,500円か自己負担ゼロ円かという枠組みでやっています。特定健診の受診に関しては、これが健康づくりのスタートと考えているので、これからは今ある形のみならず、もう少し大きなうねりを起こす必要があるのかなのかということ、ただいま担当課もいろんな意味で検討しておりますので、これからの健診受診というのも努力は続けていく必要があるかと認識しています。

以上です。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけ確認したいと思います。30年度というのは、県の運営が始まって初年度となっています。そういった中で、今まで町が運営母体でやっていたときのいろんな制度、インセンティブ制度というんですか、いろんな事業をやっていることによって国、県から負担金とか、補助金をいただいていたと思うんですけれども、例えばジェネリック医薬品の推進とか、先ほど言っていた

レセプト、そういった何個かの事業をやることで、インセンティブを受けられるという制度があったと思いますけれども、これは県に移行したとしても、そういった制度があつて30年度もその取り組みはできたのか、まずお伺いしたいと思います。

【小泉副委員長】 三留課長。

【三留保険年金課長】 平成30年度から県に移行しても、引き続き交付金はもらえております。平成30年度におきましても、評価指標による評価に応じて交付金がもらえますことから、平成30年度も重複投薬対策やジェネリック医薬品の普及促進などにも取り組みをいたしました。また、今後も、先ほど一島保健師から申し上げたとおり、特定健診の受診率向上を図るために、さらに関係機関との連携をとりながら受診率向上に努めてまいりたいと思っております。

【小泉副委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。交付金が多分どこかにきつと金額として載っていたんだと思うんですけど、見落としたので、その金額が30年度は幾らだったのかお聞かせいただきたいのと、今重複投薬の通知もあったということで、医療費を軽減していくという部分では、いろんな対策があると思うんですけども、1つには、薬が余ってしまう残薬の問題が大きくて、恐らく担当課でも薬局のかかりつけというのを推進されているのか、今は。そういった中で、その辺の医療費の軽減という部分で、30年度は残薬について何か取り組んだことというのがあったのかお聞かせください。

【小泉副委員長】 三留課長。

【三留保険年金課長】 交付金につきまして申し上げます。決算書の109、110ページをごらんください。3款県支出金1項県負担金補助金1目保険給付費等交付金の欄でございます。110ページの右側に記載しております保険者努力支援分1,099万8,000円、特別調整交付金1,168万7,000円、県繰入金2号分3,063万5,000円、特定健診等負担金1,257万5,000円、こちらでございます。

【小泉副委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 残薬の取り組みのことについてお答えしたいと思います。30年度については、残薬の取り組みとして実際に行ってきた事業というのはございません。残薬の問題というのは、こちらでも十分把握はしているところでして、事業を実際に取り組むための情報収集というか、地域でどうなっているのかというのを今は情報収集の時期と考えながら、そちらの対応には当たっているところです。具体的には、国保の運営協議会の中で薬剤師の委員の方もいらっしゃいますし、薬剤師の委員の方とのやりとり、国保の運協を通して、割合きちんと話ができる環境というのが既にあるんです。その中で残薬の問題というのは、実は薬剤師さんもととても強く思っているところだということが、話をしながらわかりました。薬剤師さんで、どうあることがいいとか、どうしたいのかとか、そのあたりとあと町で保健事業として、それはどうすることが結局薬を飲まれている人の健康につながるのかという話を、今は本当に重ねてやりとりしていく先に事業化というのがあるんだろうと考えておりますので、30年度については事業を起こして何かやったということは、冒頭にも申し上げましたとおりで、ございません。

以上です。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

それでは、引き続き保険年金課所管の後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。執行部の説明を求めます。

三留課長。

【三留保険年金課長】 それでは、平成30年度後期高齢者医療事業特別会計の決算についてご説明

いたします。

後期高齢者医療制度は、神奈川県内全ての市町村が加入する特別地方公共団体の神奈川県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と連携しながら制度の運営を行っております。広域連合では、被保険者の資格の管理、保険料の決定、医療の給付などを行い、町では、保険料の徴収、被保険者証の引き渡し、各種申請や届け出の受け付け、相談などの業務を行っております。町の被保険者は、平成31年3月末で5,976名、前年度より390名の増となっております。後期高齢者医療保険料につきましては、決算額は4億5,795万6,170円でございます。前年度と比較すると962万5,000円の増となっております。特別徴収と普通徴収の割合は、収納額の割合で、特別徴収が全体の40.5%、普通徴収が59.5%でございます。また、現年分の収納率は99.51%となっております。時効により徴収できなかった25万2,250円を不納欠損しております。

決算書は129、130ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は042後期高齢者医療事業特別会計の2ページをごらんください。

職員給与費であります。給料、職員手当、共済費は、後期高齢者医療事務を担当する職員2名分の人件費でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、下表の歳入番号①、決算書の125、126ページの一般会計繰入金事務費繰入金でございます。本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

続いて、タブレット資料は3ページをごらんください。後期高齢者医療事業事務経費であります。後期高齢者医療制度の事務を円滑に進めるための事務経費でございます。賃金については、臨時職員1名分の人件費、旅費では、研修や会議出席のための普通旅費、役務費では、保険証や所得照会などの郵送料、委託料では、被扶養者軽減額変更に伴うシステム改修費でございます。使用料及び賃借料は、コンピュータの借上料、負担金補助及び交付金では、財務会計システム共同利用の負担金でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の125、126ページ、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を委託料に、歳入番号②一般会計繰入金事務費繰入金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

次に、タブレット資料4ページをごらんください。診療報酬点検事業費であります。診療報酬明細書の内容点検を国保連合会へ委託し、実施したものでございます。保険者である広域連合において、8万点以上の高額レセプトの点検を実施しておりますが、町では、全レセプトを委託し、医療費の適正化を図るため専門員による診療報酬明細書の点検を行いました。レセプト点検により1,253万9,725円の医療費を減額いたしました。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①一般会計繰入金事務費繰入金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は5ページをごらんください。2項1目徴収費後期高齢者医療保険料徴収事業費であります。後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務経費でございます。後期高齢者医療保険料決定通知の発送及び保険料の徴収を行いました。需用費については、保険料通知などの印刷製本費、役務費では、納付書や督促状などの郵送料及び口座振替手数料、委託料では、コンビニ収納の委託料でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①事務費繰入金、歳入番号②保険料還付金、歳入番号③還付加算金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は6ページをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。神奈川県の後期高齢者医療制度を運営するため広域連合へ納付するものでございます。負担金補助及び交付金の内訳ですが、保険料は被保険者から徴収した保険料です。前年度の出納整理期間中に収納した平成29年度分精算保険料も含まれております。延滞金は、被保険者から徴収した保険料延滞金です。こちら前年度精算額が含まれております。保険基盤安定制度拠出金は、後期高齢者医療保険料の法定軽減分を補填するための費用でございます。軽減総額の4分の3を県が負担し、町負

担の4分の1を合わせて広域連合に納付いたしました。事務費負担金は、広域連合の規約により納付するもので、広域連合における人件費等の共通経費分でございます。療養給付費定率負担金は、医療給付額の12分の1に当たる定率負担金でございます。広域連合の見込額により支出し、翌年度に実績により精算いたします。今年度は29年度の精算額を差し引いて納付しております。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①現年度分特別徴収保険料、歳入番号②現年度分普通徴収保険料、歳入番号③滞納繰越分普通徴収保険料を保険料に充てております。歳入番号④後期高齢者医療広域連合事務費繰入金は、広域連合の事務にかかる経費分として一般会計から繰り入れるもので、事務費負担金に充てております。歳入番号⑤保険基盤安定制度繰入金は、保険料の均等割にかかる軽減分及び社会保険から移行してきた被扶養者の軽減分を補填するため繰り入れるもので、この軽減額に対する負担割合は、県が4分の3、町が4分の1でございます。県負担分は、町の一般会計で受け入れて町負担分と合わせて後期高齢者医療事業特別会計に繰り入れるものでございます。保険基盤安定制度拠出金に充てております。歳入番号⑥療養給付費定率負担分繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律98条の規定により、町の被保険者の療養給付費見込額の10分の1を計上しております。療養給付費定率負担金に充てております。歳入番号⑦延滞金は保険料の延滞金で、広域連合納付金の延滞金に充てております。備考欄に繰り越すと記載されたものは、出納整理期間に納付された保険料で、翌年度へ繰り越しをして広域連合納付金として支払うものでございます。

決算書は129、130ページ、タブレット資料は7ページをごらんください。3款1項公債費1目利子でございます。一時借入金利子については、借り入れをした際の利子で、平成30年度につきましては、一時借り入れを行っておりません。

決算書は131、132ページ、タブレット資料は8ページをごらんください。4款諸支出金1項1目償還金及び還付加算金は、過年度の保険料還付金及び還付加算金でございます。下表をごらんいただき、特定財源でございますが、歳入番号①保険料還付金を過誤納還付金と過誤納還付加算金に充て、ほかに備考欄記載の事業に充てております。歳入番号②還付加算金は、過誤納還付加算金に充て、ほかに備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は9ページをごらんください。5款予備費については、一般管理費へ1万9,000円を充用いたしました。

続きまして、歳入の一般財源分でございます。決算書は127、128ページ、6款1項1目繰越金でございます。タブレット資料は10ページをごらんください。繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、2,105万290円でございます。こちらは、神奈川県後期高齢者医療広域連合納付金に全額充当するものでございます。

続きまして、決算書の157ページをごらんください。後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額9億292万9,000円、歳出総額8億8,026万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、差引額2,266万5,000円が実質収支額でございます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いたします。

【小泉副委員長】 それでは、説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 後期高齢者は広域連合ということで、県単位でやっているということで、町でどうこうと言えることではないのかと思うんですけど、実際最後、実質収支で2,266万5,000円出たわけですけど、これは後期高齢者の医療の何かに使うことはできなかったのかということをお尋ねいたします。

【小泉副委員長】 磯崎主幹。

【磯崎主幹】 後期高齢者医療特別会計の繰越金については、後期高齢者の方から出納整理期間内に収納した保険料がその額になります。なので、それは広域連合に広域連合納付金として翌年度精算して納付することになりますので、余剰したお金ということではないので、自由に使えるものではないです。

以上です。

【小泉副委員長】 ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で、福祉部保険年金課の審査を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。再開は3時10分といたします。

---

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解きまして会義を再開いたします。

続きまして、健康子ども部子育て支援課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 皆様、こんにちは。これより健康子ども部所管の平成30年度決算審査をお願いいたします。

それでは、まず初めに、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては、宮崎課長より行いますので、よろしくお申し上げます。

【小泉副委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 それでは、子育て支援課が所管いたします平成30年度決算について説明させていただきます。説明につきましては、タブレットの資料050の決算特別委員会説明資料に基づいて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、母子保健事業や母子予防接種事業などの事業実績をまとめた平成30年度保健事業について、決算資料の後21ページ以降に添付させていただいておりますので、ご参照ください。

それでは、決算書の75、76ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。タブレットの資料は2ページをごらんください。職員給与費でございますが、健康子ども部長と子育て支援課14人の職員のうち10人分、保育・青少年課8人分、合わせて19人分の給料、職員手当等及び共済費を支払ったものでございます。

職員給与費に充当した特定財源でございますが、下の表をごらんいただきまして、まず歳入番号①、決算書は39、40ページになりますが、特別児童扶養手当事務取扱委託金14万4,067円です。国の制度で県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届け出事務を町が行っていることに対する国からの委託金で、平成30年12月末現在の特別児童扶養手当受給権者数78人分と手当額改定1人分でございます。

次に、歳入番号②、決算書は49、50ページの児童発達支援給付費等負担金1,456万1,414円は、児童発達支援事業を行っているひまわり教室の30年度利用登録者23人にかかる障害児通所給付費と利用者負担金でございます。ひまわり教室を所管する子育て支援課職員の給料として、583万3,180円を充当いたしました。このほかに児童発達支援事業の特定財源として、871万1,514円と児童福祉事務経費の中のひまわり教室にかかわる普通旅費に1万6,720円を充当しております。③の実習生受入謝礼1万円につきましては、鎌倉女子大学からの依頼で保育実習生1名を受け入れたことに対する同大学からの謝礼でございます。

以上、①から③の特定財源の充当額合計598万7,247円を支出済額1億4,964万5,485円から差し引いた1億4,365万8,238円が一般財源でございます。

次に、資料3ページ、子育て支援事業費でございます。子育て支援センターにおいて、育児不安や子育てについての相談や利用者支援事業を実施するとともに、ファミリーサポートセンターによる会員相互の育児援助活動の支援、乳児家庭全戸訪問や養育に関する助言、指導が必要な家庭を専門相談員が訪問する養育支援訪問事業等を実施し、子育てに関する情報提供と育児不安の解消、児童虐待の防止に努めました。

共済費と賃金は、養育支援訪問を行う子育て相談員の非常勤職員共済費と賃金、乳児家庭全戸訪問を行う助産師や保健師の臨時職員賃金等でございます。需用費の消耗品費は、親支援プログラムとして毎年実施しているNP講座のファシリテーター養成講座を職員が受講する際に使用するテキストを購入したほか、eモニターさんや窓口での声を受けて昨年10月から開始した乳幼児紙おむつ用ごみ袋配布事業に使用するラベルシールを購入したものでございます。修繕料につきましては、昨年5月に子育てサポートセンターの消防用設備点検において、非常照明器具10個中4個にバッテリー交換が必要との改善指導通知を受けての緊急修繕と、昨年8月の猛暑のさなかに子育て支援センターのエアコンが故障したことを受け、利用者が安心して利用できる環境を早急に回復するため空調機の修繕を行ったもので、いずれも利用者の安全を一刻も早く確保する考えから予備費充用にて対応させていただいたものでございます。それぞれの金額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。役務費の通信運搬費は、紙おむつ用ごみ袋配布事業開始に当たって、既に該当するお子さんがいる方への申請書送付にかかる郵送料、手数料は、NP講座のファシリテーター登録認定手数料を支払ったものでございます。負担金補助及び交付金は、NPファシリテーター養成講座の受講料でございます。委託料と使用料及び賃借料の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。償還金利子及び割引料は、29年度の子ども・子育て支援交付金精算に伴う国庫返納金でございます。

子育て支援センターの平成30年度利用者数は9,342人、相談件数は812件でした。また、ファミリーサポートセンターの30年度末時点での会員登録者数は合計で1,115人で、29年度末より25人の増となっております。

歳入科目をごらんください。充当した特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページ、子ども・子育て支援交付金3,670万6,000円と、歳入番号②、決算書は41、42ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の2,816万3,000円は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに国で定めた方法で算定される基準額に基づき、国、県それぞれ負担率3分の1で交付されたものでございます。収入済額が国と県で異なっているのは、国が当初交付決定額を全額交付後に実績により翌年度に精算するのに対し、県は当初交付決定額の一部を概算交付した後、実績により残りの額を当年度に精算交付するという交付と精算の仕方の違いによるもので、平成30年度分の交付金確定額は、国、県とも2,816万3,000円で、②の県の補助金の収入済額と同じ額でございます。充当額につきましては、乳児家庭全戸訪問を行う臨時職員の賃金や子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの委託料に、国、県それぞれ充当額欄に記載の金額を充当いたしました。このほか、保健衛生総務費の職員給与費や子育て世代包括支援センター事業費、保育・青少年課が所管する保育環境充実事業費及び児童クラブ運営事業費に充当しております。この特定財源を除いた一般財源は、2,549万2,969円でございます。

次に、資料の4ページ、子ども・子育て支援事業計画策定事業費でございます。子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画を策定するもので、平成30年度は策定に向けたニーズ調査を実施いたしました。消耗品費は、調査票に使用する用紙代、通信運搬費は、調査票発送と回収に伴う郵送料でございます。本事業については全額一般財源でございます。

続きまして、資料5ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、地域全体で子育て

を支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業等を行う団体に対して30万円を限度に補助するもので、備考欄記載のとおり、279Smile湘南の不登校サポートネットワーク事業をはじめ4つの団体に対して補助を行いました。当初予算計上額が30万円で、7月中旬の段階で3団体目以降の申請に対し予算不足を生じましたが、申請団体の活動がスムーズに展開できるよう支援することが地域で子育てを支援する環境づくりの推進につながるものと判断し、予備費充用により対応いたしました。

充当している特定財源は、歳入番号①、決算書は41、42ページ、市町村事業推進交付金で、交付率は3分の1でございます。収入済額899万1,000円のうち本事業への充当額につきましては、青少年行政推進事業という位置づけで、7万円を不登校サポートネットワーク事業への補助分に充当しております。その他が一般財源となりまして、50万5,226円でございます。

次に、資料の6ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内10カ所の児童の遊び場に設置している遊具の点検を専門業者に委託して行ったもので、全額一般財源でございます。

続いて、資料の7ページ、小児医療費助成事業費です。小児が病院等を受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成したもので、通院、入院ともにゼロ歳から中学3年生までを対象としております。助成金額は、扶助費の欄に記載の1億5,203万1,769円で、前年度と比べて約810万円の増となっております。対象者及び助成件数につきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出につきましては、消耗品費は、医療証用の証紙代等、印刷製本費は、医療証郵送用窓付封筒の印刷代、通信運搬費は、医療証等の郵送代、手数料は、国保連合会等による審査支払いに対する手数料、使用料及び賃借料は、小児医療システムの借上料を支払ったものでございます。手数料と扶助費の不用額につきましては、備考欄記載のとおり、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。特に扶助費につきましては、平成29年度の制度拡充前と比べて対象者が約18%増えているものの、扶助費自体は約8%の増という状況で、対象者や助成件数の動向と助成金額の動向が関連づかないという特徴がございますので、今後予算の見込み方など、昨年度もご指摘いただいているところではございますが、対象年齢拡大後の実績額を踏まえながら年齢別に傾向を見るなど、検討の余地があるものと考えているところでございます。

特定財源につきましては、まず歳入番号①、決算書は41、42ページになりますが、小児医療費助成事業補助金2,587万4,000円は、神奈川県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。

次に、歳入番号②、決算書は49、50ページの小児医療費助成金高額療養費返戻金12万9,216円は、町が助成した医療費の一部負担金のうち、高額療養費に相当する額について医療保険者から返戻金として収入したものです。

同じく決算書49、50ページになります。歳入番号③の小児医療費助成金過誤請求過年度返還金6円は、過誤請求に係る医療機関からの返還金でございます。

以上、①から③の特定財源の充当額合計2,600万3,222円を、支出済額1億5,877万5,820円から除いた1億3,277万2,598円が一般財源でございます。

次に、資料8ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関等にかかった場合に、医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を行ったもので、助成金額は扶助費の欄に記載の2,731万5,809円でした。対象者及び助成件数につきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出につきましては、医療証用の用紙代の消耗品費と、医療証更新に伴う郵送のための通信運搬費、国保連合会等による審査支払いに対する手数料でございます。

特定財源につきましては、まず歳入番号①、決算書は41、42ページのひとり親家庭等医療費助成事



業補助金1,267万7,000円です。神奈川県のみひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する県の補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、歳入番号②、決算書49、50ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返戻金42万9,199円につきましては、先ほどの小児医療費助成金高額療養費返戻金と同じ趣旨の内容でございます。

以上、①と②の充当額合計1,310万6,199円を、支出済額2,805万6,146円から除いた1,494万9,947円が一般財源でございます。

続いて資料9ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所であるひまわり教室にかかる経費で、就学前の発達に心配のある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施したもので、30年度は23人の児童が通園しました。

共済費と賃金は、重度障害児の指導員等の臨時職員賃金と非常勤職員の賃金と社会保険料でございます。需用費及び役務費につきましては、教室の運営及び維持のための消耗品費、光熱水費、電話料金、火災保険料などを支払ったものでございます。役務費のうちの修繕料は、台風24号により、ひまわり教室の窓ガラス1枚が割れたことに伴う交換修繕を行ったもので、予備費充用にて対応させていただいたものでございます。委託料は、教室の機械警備委託料とカーペットクリーニング委託料でございます。

本事業の特定財源は、歳入番号①、決算書は49、50ページの児童発達支援給付費等負担金1,456万1,414円で、事業費全額にわたる871万1,514円を充当しております。負担金の内容につきましては、冒頭の職員給与費のところでご説明したとおりでございます。

次に、資料の10ページ、特定不妊治療費助成事業費は、不妊治療のうち医療保険が適用されない特定不妊治療費の一部について、県が実施している補助に上乘せする形で助成し、経済的負担の軽減を図ったものでございます。30年度の助成件数は33件で、全額一般財源でございます。

次に、資料の11ページ、不育症治療費助成事業費は、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業でございます。平成27年度の制度開始から29年度まで申請がございましたが、30年度に1件の申請があり、4万8,000円を支出いたしました。全額一般財源でございます。なお、助成を受けられた方につきましては、その後無事出産に至っており、今後も徐々に申請される方が出てくるのではないかと考えております。

次に、資料の12ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て支援事業計画の進行管理や第2期計画策定に向けたニーズ調査等のために子ども・子育て会議を3回開催したことに伴い、子ども・子育て会議委員の報酬を支払ったものでございます。旅費は、子育て支援事業、小児医療費助成事業、児童発達支援事業等にかかわる会議や研修会、養成講座等への出席や療育の事業にかかる職員の普通旅費でございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書は49、50ページの児童発達支援給付費等負担金1,456万1,414円のうち、児童発達支援事業に関する会議や研修、療育事業の普通旅費として1万6,720円を充当しております。

続いて、資料の13ページ、ここからは、2目児童措置費でございます。児童手当等事務経費でございますが、児童手当や児童扶養手当等を支給するための事務経費で、臨時職員の賃金や担当者会議等出席のための旅費、支払通知書等の印刷製本費や郵送に伴う通信運搬費を支出いたしました。全額一般財源でございます。

続いて、資料の14ページ、児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給したものです。支給件数は延べ7万5,582件でございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、国庫支出金の児童手当負担金5億

8,158万6,666円と、歳入番号②、決算書は39、40ページ、県支出金の児童手当負担金1億2,675万9,166円は、児童手当法に基づき、支給額のうち被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4の割合、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されたものでございます。

歳入番号③、決算書49、50ページの児童福祉費国庫負担金過年度収入37万7,667円と、歳入番号④、決算書51、52ページの児童福祉費県費負担金過年度収入7万8,667円につきましては、29年度児童手当負担金の精算に伴う追加交付でございませう。

①から④の合計額7億880万2,166円を、支出済額の8億3,607万5,000円から除いた1億2,727万2,834円が一般財源でございませう。

続きまして、決算書の77ページ、78ページをごらんください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございませう。タブレットの資料は15ページをごらんください。職員給与費につきましては、子育て支援課14人の職員のうちの4人分と、健康・スポーツ課10人の職員のうちの7人分、合わせて11人分の給料、職員手当等及び共済費を支払ったものでございませう。

特定財源でございませうが、歳入番号①、決算書は37、38ページ、子ども・子育て支援交付金3,670万6,000円と、歳入番号②、決算書は41、42ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の2,816万3,000円は、先ほど子育て支援事業費のところでご説明したとおり、国と県それぞれ負担率3分の1で交付されたものでございませう。充当額は、国が25万4,000円、県が51万円で、乳児家庭全戸訪問にかかる補助額として国の基準で算定した額のうち子育て支援事業費における充当額を除いた額をそれぞれ充当してございませう。このほかに子育て世代包括支援センター事業費、保育・青少年課の保育環境充実事業費及び児童クラブ運営事業費に充当してございませう。

以上、1と2の特定財源の充当額合計76万4,000円を、支出済額8,553万7,704円から除いた8,477万3,704円が一般財源でございませう。

続いて、資料の16ページ、母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき、窓口での母子健康手帳の交付、父親・母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7カ月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊婦健診や1歳6カ月児健診、3歳6カ月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問指導など、母子の健康の保持及び増進のための事業を実施したものでございませう。

賃金は、健診や講習会、育児相談等の実施にかかる栄養士、看護師、歯科衛生士等の臨時職員賃金、旅費は、職員の研修参加や会議出席のための普通旅費、消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本の購入費や離乳食講習会等の食材料費などを支出したものでございませう。印刷製本費は、妊婦健診費用補助券や母子健康診査表、新年度から産婦健康診査や新生児聴覚検査を実施するための補助券や受診券等の印刷代、医薬材料費は、母子健康診査で使用する使い捨て手袋や消毒液等を購入したものでございませう。通信運搬費は、各種健診の受診案内や未受診者への勧奨通知、新年度実施の産婦健診や新生児聴覚検査の補助券などの郵送料、手数料は、未熟児養育医療にかかる国保連合会等での審査手数料と健診等で使用する計測機器の計量法に定められた定期検査手数料を支出したものでございませう。委託料は、妊婦健診や1歳6カ月児健診等の各種健診事業にかかるもので、神奈川県産科婦人科医会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施いたしました。使用料及び賃借料は、歯科健診で使用する器具の借上料、負担金補助及び交付金は、償還払いによる妊婦健診受診費用助成金、扶助費は、母子保健法の規定に基づき町が負担する未熟児養育医療費を支出したものでございませう。償還金利子及び割引料につきましては、29年度の養育医療費負担金の精算に伴う国庫及び県費の返納金でございませう。

特定財源につきましては、まず歳入番号①、決算書は37、38ページの未熟児養育医療費等国庫負担

金168万5,500円です。母子保健法に基づき市町村が未熟児養育医療費として要する費用に対する国の負担金で、負担率は2分の1でございます。

また、歳入番号②、決算書39、40ページの母子保健衛生費等県負担金84万2,750円は、①と同様の県の負担金で、負担率は4分の1でございます。①、②ともに補正後の扶助費見込額337万1,000円に対する額として交付されております。

続いて、歳入番号③、決算書49、50ページの母子保健事業過年度返還金1,500円につきましては、29年度に支出した妊婦健診費用助成金の支給決定額に誤りが判明したことから返還いただいたものでございます。

歳入番号④の未熟児養育医療費過誤請求過年度返還金680円は、過誤請求にかかる医療機関からの返還金でございます。

以上、①から④の特定財源の充当額合計165万8,004円を、支出済額3,711万8,980円から除いた3,546万976円が一般財源でございます。

続いて、資料の17ページ、う蝕予防対策事業費は、乳幼児期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に、歯科健診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を強化し、歯磨き習慣確立と口腔の健康増進を図ったもので、参加者全員にブラッシング指導と食育指導を実施するとともに、父親・母親教室やさまざまな健診、相談などの機会を捉えて歯科保健指導や食育指導を行うなど、妊娠期から幼児期を通じての意識啓発に取り組みました。

賃金は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士等の臨時職員賃金、消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットを購入、医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯磨きと歯ブラシを購入したものです。通信運搬費は、2歳児歯科健診の案内と問診票の郵送料、委託料は、2歳児歯科健診の実施について茅ヶ崎歯科医師会に委託したものです。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料を支出したものでございます。財源は全額一般財源でございます。

続いて、資料の18ページ、子育て世代包括支援センター事業費でございます。平成29年度から始めた事業で、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対し、助産師がきめ細やかに対応し、その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を実施いたしました。

共済費及び賃金は、母子保健コーディネーターとして配置している非常勤職員の助産師の社会保険料負担金及び賃金を支払ったものでございます。委託料は、産後ケア事業の実施について、医療機関や助産院等へ委託したものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、29年度の子ども・子育て支援交付金と母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う国庫への返納金でございます。2年目の実績としましては、助産師を中心とした母子手帳交付時の窓口での面接が366人、その後の妊娠期間中や出産後を通じての継続支援件数は延べ2,973件となっており、単年度での届け出数は昨年より4人減という状況ながら、継続した支援件数は722件増という状況で、継続支援は毎年度増加していくものと考えております。また、産後ケア事業につきましては、助産師、保健師が継続した支援を行う中で、産後ケアを利用したほうがよいと判断した産婦14人にご利用いただきました。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書37、38ページ、子ども・子育て支援交付金3,670万6,000円と、1行飛ばしまして歳入番号③、決算書41、42ページの子ども・子育て支援交付金事業費補助金の2,816万3,000円は、子育て支援事業のところでもご説明したとおり、国、県それぞれ負担率3分の1で交付されたもので、非常勤職員の共済費及び賃金に国、県それぞれ211万7,000円と201万3,000円を充当いたしました。

また、歳入番号②、決算書37、38ページの母子保健衛生費国庫補助金77万7,000円は、産後ケア事

業に要する費用に対する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

以上、①から③の特定財源の充当額合計490万7,000円を、支出済額738万7,302円から除いた248万302円が一般財源でございます。

続きまして、決算書は79ページ、80ページになります。2目予防費でございます。タブレットの資料は19ページをごらんいただき、母子予防接種事業費でございます。四種混合小児用肺炎球菌、水痘、日本脳炎など、子どもにかかる個別予防接種を実施したもので、賃金につきましては、接種履歴の適切な管理のために一人ひとりが受けた予防接種のデータを速やかにシステムに入力する必要があるために雇用した臨時職員の賃金、旅費は、職員の会議出席や研修参加に伴う普通旅費、消耗品費は、説明用小冊子と予防接種必携の購入、印刷製本費は、予防接種の際に使用する予診票を印刷したものでございます。通信運搬費は、予防接種を実施する医療機関へ年度当初に予防接種の関係書類を送付した際の郵送料、委託料は、指定医療機関での接種実施について茅ヶ崎医師会へ委託したものでございます。負担金補助及び交付金は、保護者の里帰り出産などの理由により委託外の医療機関で接種を受けた場合の接種費用について、委託医療機関で受けた場合と同程度の負担になるよう、平成30年度からの新たな制度として償還払いによる助成を行ったもので、助成件数は10件でございました。扶助費は、定期予防接種による健康被害を受けた方の救済のための障害年金、手当等を支払ったものでございます。

不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございますが、平成30年度につきましては、風疹の追加的対策として3月会議で議決をいただき、翌年度へ繰り越した予算が右側の翌年度繰越額欄に記載のとおりでございますので、見目の不用額が多くなっております。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページになります。感染症予防事業費等国庫補助金は、ただいま申し上げた風疹の追加的対策のうち風疹抗体検査の委託料及び償還払いに要する費用への国の補助金でございます。補助率は2分の1でございますが、風疹の追加的対策にかかる予算を全額繰り越しており、平成30年度中の収入済額はございません。

続いて、歳入番号②、決算書41、42ページの予防接種健康被害救済費補助金428万9,334円は、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の救済措置に要する費用への県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

歳入番号③、決算書は同じく41、42ページの風疹予防接種事業補助金33万2,000円は、風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生防止のための市町村の事業に要する費用に対する県の補助金で、補助率は3分の1で交付されたものでございます。町では、臨時予防接種の委託料に充当して、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻疹・風疹混合ワクチンの接種費用の財源としております。

以上、①から③の特定財源の充当額合計462万1,334円を支出済額1億552万11円から除いた1億89万8,677円が一般財源でございます。

続いて、資料20ページをごらんください。平成30年度歳入決算の一般財源分でございます。決算書37、38ページの13款国庫支出金の未熟児養育医療費等国庫負担金58万1,617円と決算書39、40ページの14款県支出金の母子保健衛生費等県負担金29万809円につきましては、先ほど母子保健事業のところでご説明した国庫負担金と県負担金の充当残額を一般財源としたものでございます。

決算書49、50ページの19款諸収入の建物災害共済費1万9,440円につきましては、児童発達支援事業のところでご説明しましたひまわり教室の窓ガラス1枚が台風被害で割れたことに伴うガラス交換修繕に対する神奈川県町村会からの建物災害共済金を収入したもので、費用額の2分の1が給付されたものでございます。

以上で、子育て支援課が所管します決算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願

します。

【小泉副委員長】 執行部による説明が終わりました。それでは、質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それじゃ、1点だけお聞きします。毎回聞いているんですが、小児医療費の助成制度、今回も不用額が1,200万円ほど出ていますけど、先ほども説明の中でもありましたけど、これに対してどういう要因だったか、もう一度お願いします。

【小泉副委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 不用額につきましては、実績が見込みを下回ったとご説明させていただきました。当初予算計上に当たっては、見込みとしまして5,900人ぐらいを見込んで1億6,500万円とさせていただいたところですが、実際はごらんの記載のとおりの対象人数で、件数的には伸びているんですけれども、実際の支出としてはそこまでは伸びなかった状況が1つございます。そういったところで不用額が1,296万円生じていると考えております。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 見込みに対して少なかったということで、この不用額ですけど、これに関して毎回言っているんですけど、これに対しては所得制限の撤廃ということを毎回私たちは言っているわけですけど、前もたしか聞いていますけど、所得制限の撤廃に関する金額というのは幾らでしたか。

【小泉副委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 30年度の実績で概算しますと、撤廃に必要と思われる部分については、およそ1,197万円でございます。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 今所得制限の撤廃に関する金額で1,197万円ということで、この不用額がうまく充用できるのではないかと思います。もしこれを充用したとして、予算をオーバーしたときなんですけど、これに関してほかの事業でもやっていますけど、予備費対応というものもできるのではないかと思いますけど、その辺の見解をよろしくお願いします。

【小泉副委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 小児医療費につきましては、ひとり親の医療費なんかもそうなんですけど、不足するかどうかというのがわかるのが、年度の終わりにならないとわかってこないということがありますので、年度終わりになったときに予備費対応というときに、予備費がどのくらい残っているのかということもございますし、それから支払いを連合会にする関係があって、請求されてから納付期限というのが決まっていますので、その間にお金の工面ができなかった場合に支払いができないということもありますので、逆に足りなかったときにも予備費対応するということを先に想定して予算計上するというのは、適切でないのではないかと考えております。

以上です。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 何点かお伺いしたいと思います。まず、3ページの子育て支援事業費です。子育てサポートセンターは、30年度は緊急修繕とかも入って、かなり金額が上がったように思います。そういった中で、相談件数も増えてきている中で、子育て支援センターそのものの機能というのは十分果たされているのかどうか、広さ的にも、あとは年数的にも大丈夫なのかお伺いしたいと思います。

あと一点が、ファミサポの事業です。プラス25名ということで、増えていると思いますけれども、これは27年、28年ぐらいからひとり親家庭の金額を下げ、利用しやすいようにしていただきながら

利用増加をしていただいていると思いますけれども、30年度の利用についてはどうだったのかお伺いしたいと思います。

それから、9ページの児童発達支援事業費です。ひまわり教室にかかわるさまざまな経費だと思いますけれども、ここも狭い中で工夫していただきながら運営をしていただいていると思いますけれども、その辺がきちんと充足されているのか、規定にのっとってきちんとできているのかどうかお伺いしたいと思います。

あと、この中でいいのかわかりませんが、幼稚園とか保育園に巡回して先生方に対して子どもたちの発達障害があるかどうかというようなところの巡回みたいなのがあったかと思うんですけど、それが児童発達支援事業の中で行われているのかどうか確認したいと思います。

それから、あと18ページの子育て世代包括支援センターは、29年度から、産後ケアを含めてしっかりとした体制でスタートしていただきました。そういった中で、本当に多くの方がいろんなことを聞いていただいて、育児不安が解消されたという話も伺ってきております。そういった中で、丸2年たった30年度ですけれども、委託料の中で産後ケアの部分で不用額が出ています。平成29年度と比較しても、全ての事業において産後ケアが減ってきている状況ですけれども、その辺をどう捉えているのかお聞かせください。

【小泉副委員長】 以上5点になりますでしょうか。

宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、サポートセンター、子育て支援センターの機能は、広さ、年数的にどうかというご質問だったかと思います。それについてまずお答えさせていただきます。子育て支援センター、サポートセンターの建物につきましては、平成13年から債務負担行為という中で、平成32年度末までの賃借という形で使用させていただいておりますが、現状で機能的な部分だけ言うと、広さ的には今のところの利用の中で狭いというような声も聞かないので、広さ的な部分では十分かと、年数的なものも、確かに建物そのものが、今手元で築年数がどれぐらいかというのを持っていないんですが、改修工事もしながら町で長期借り上げて使用してきたことを考えると、年数的にはそれなりにたっているんですけども、建物そのものは、たしか鉄筋コンクリートの建物だと思いましたが、耐用年数的にはまだ大丈夫かと思っています。現状では、かわりになるという失礼な言い方ですけど、当初の仮称の健康福祉センターがまだ進んでいない状況がございますので、その意味では平成32年度末以降も、またお借りしながらやっていくことになるのかと今は考えているところでございます。

それから、順番が前後して恐縮ですが、私は4点ほどかと認識していたんですが、包括支援センターの現状で、利用が減っている、予算に対して残が出ているという関係ですが、確かにおっしゃるとおり、産後ケア事業につきましては、予算上は延べで120回分の利用を見込みながらしている中で、現状では延べで言うと49回の利用という状況がございます。29年度始めた年は、同じ見込みをした中で延べで言うと66回というような利用回数でございました。ただ、利用の内容は、29年度に関しては利用のタイプが訪問型とデイサービス型と宿泊型とある中で、どちらかという訪問型が比較的多い傾向があったんですけども、本年度については逆に宿泊型が多くて、訪問型が非常に少ないというような中で、単価的には宿泊型のほうがかかるんですけども、結果的には52万円の残が出ているというような状況で、この辺は、制度は今年度で3年目を迎えていく中で、利用の状況が見えてきている部分がありますので、皆さんがどういう利用の仕方がいと望んでいらっしゃるのか、あと、実際委託して受けていただいている医療機関ですとか、助産師さんとか、そういったところにもお話を聞きながら、改善するべきところは改善していく必要があるのかとは考えているところでございます。

【小泉副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 2番目にご質問いただいたファミリーサポートセンターのひとり親などの利用状

況の関係ですが、平成27年4月1日より子育て家庭が利用しやすい環境を整えるために1時間当たり200円町が負担しておりまして、生活保護世帯、ひとり親家庭世帯は300円町が負担している中で、30年度につきましては、時間数になってしまうんですが、ひとり親家庭、生活保護世帯に対して709.5時間分を町が負担している状況となっております。

以上です。

【小泉副委員長】 加藤副主幹。

【加藤副主幹】 3つ目の質問にございました児童発達支援事業について回答させていただきます。現在ひまわり教室のスペースは、以前ごらんいただいていて皆様もご案内かと思っておりますけれども、保育室のスペースと、あと奥に事務所のスペースに大きく分かれた部屋の体制となっております。児童発達支援事業所としての運営上、あのスペースの中で職員室兼相談室兼静養室兼という形にはなってしまうんですけれども、運営規定上はあのスペースで認めていただいていて、今年度の当初でまた更新の申請をいたしまして、児童発達支援事業所として県から指定を受けて運営に取り組んでいるところでございます。

あともう一つの幼稚園や保育園についての巡回相談ということなんですけれども、こちらの事業につきましては、児童発達支援センターになりますと、私どもの児童発達支援関係の事業所が行うということになるんですけれども、今ひまわり教室は児童発達支援事業所ということで、もうちょっと小規模な事業所となっております。そのため現在では福祉課で障害者の方に対して行う相談支援事業所の事業を藤沢市の社会福祉法人さんに、委託だったでしょうか、指定管理だったでしょうか、そちらにお願いしていて、そちらの事業所さんで保育園や幼稚園に巡回相談ということで事業を行っていただいているのが現状でございます。

以上です。

【小泉副委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。じゃ、1個ずつ。ファミリーサポートセンター、子育て支援センターと、32年までの長期の中での賃借で、スペース的にも問題ないということですので、またこれからもここは利用していくことになるということは、ここを修繕しながら子育て支援の拠点として継続していくということでもよろしいかお伺いしたいと思います。また、恐らく巡回ひろばを利用しながらの展開になるのかとは思いますが、そういった理解でもよろしいかお伺いしたいと思います。

それから、ファミサポの利用です。30年度はひとり親家庭、生保家庭については709.5時間ということで、利用がしっかりされているのかと思います。ここは、どちらかという年齢が少し上なのか、学年的に子どもの年齢が少し上になるのかと思いますけれども、ファミリーサポートの機能と産後ケアのサポートとリンクしているということはないですか。金額が下がったことによって、こっちに移行しているということで利用が少なくなっているという可能性は、考えられないということでもよろしいかどうかお伺いしたいと思います。

それから、ひまわり教室です。わかりました。現状のまま兼務の部屋ですけども、県から承認を得てということですので、またしっかりとやっていただければと思います。巡回は福祉課ということなので、ここで質問ができる状況ではないかと思っておりますので、また違った機会でも質問していきたいと思っておりますので、その部分については結構です。

【小泉副委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 では、まず1点目、ファミリーサポートセンター、子育て支援センターの部分について、先ほども申し上げたとおり、引き続きあそこを使いながらやっていくことになるというのは、ほぼ間違いのないと思っておりますので、おっしゃったように、巡回ひろば等々も活用しながら、今あるサポートセンターの部分の拠点をいいですか、中心にやっていくことになると思っております。

ます。

それから、2点目の中でお話のございましたファミリーサポートの機能と産後ケアの部分がリンクしているのかどうかというところについては、そういうことではないと認識しております。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 簡単に。4ページの子ども・子育て支援事業計画策定事業費は、非常にわかりやすい説明だったと思います。全てにおいてわかりやすい説明をしていただいて、細かく説明していただいたんですが、通信運搬費の備考欄に載っているんですが、備考欄に載っていることをもう少し詳しくお聞かせ願いますか。単価が見込みより下がったということと、郵送による回収数が見込みより大幅に減った、これをもう少し詳しくお聞かせいただけますか。それで、このことによって、ニーズ調査なので、大幅に減ったということは、ニーズ調査があまりできていなかったということだと思うんですが、その辺を詳しくお聞かせいただければよろしいでしょうか。

それから、あと、保健事業、30ページ、父親・母親、前はパパママ教室だった、昔は、だと思うんですけども、ここで気になったのが、男性の参加が非常に少ない、特に29年度より減っている、全体的に減っていることもそうだし、要は夫側、父親側の参加が少ないことに対する認識はどのようにお持ちなのか、当然女性から伝わって夫へということになるかと思うんですけども、その辺が時代にあまり合っていないと、その要因というか、まだまだ男性の意識が低いということなんでしょうけども、そこはどうか考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたい。非常にきめ細かい、妊娠初期からきめ細かいことをやっていたら本当に感謝しますが、あと45ページ、母子訪問指導の一番最後の虐待訪問が、実人数で28名ということなんですけども、その後ちゃんとしたケアがなされているのかお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 まず、1点目のニーズ調査の発送単価の関係なんですけど、こちらから対象者に郵送する際の郵送料は、当初124円で1通予算を計上していたんですが、特別料金で区分差出とかいろいろ割引の手続きをとったため、1通93円で送ることができたので、そこが見込みより下がったことと、あと回収数なんですけど、当初郵送で回収する予算計上していたんですが、回収しやすいようにと、幼稚園や保育所、小児科や産婦人科と各施設に21カ所回収箱を用意させていただいて、そちらに結構多く入ったもので、郵送料が当初計上していたものより少なくなったというところになります。

以上になります。

【小泉副委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今の若干つけ加えて、今、秋庭が答えたように、回収の方法が、ウェブもあったり、回収箱を置いたりということもあったんですが、現実的にはご報告したように、回収数そのものは5年前と比べると11.8ポイント減っているという状況もありますので、回収した数でいうと、影響という部分で申し上げますと、当然有効な回答数自体はクリアしているので、アンケートとしての効果というものはあるんですけども、前回よりも数が減っているという部分でいうと、もうちょっと努力しなければいけなかったのかというところは認識しております。ただ、通信運搬費の影響ではないと思っております。

【小泉副委員長】 野呂副技幹。

【野呂副技幹】 父親・母親教室に関して、夫の参加が減っているのではないかとのご質問にお答えさせていただきます。見た目の数なんですけれども、減少傾向にあることは見てのとおりだと思いますけれども、対象者の妊婦自体も減っていることが一因としてあるかと思っております。また、非常にお忙しいご主人等々も多いので、その際に母子手帳をとりに見えたときに、きちんとその場で



夫婦で子育てをしていくことですか、もしくは母子手帳の記載などから、ご夫婦と一緒に直接今の思い等々も記入していただくように勧めたりなどということをしています。あと、神奈川県では、実際に父親向けのアプリなどの配信等も始まっていますので、そのチラシというのは母子手帳と一緒に交付させていただいております。本当にお忙しい方が多いので、ほかの手段を持って、父親・母親教室以外の手段としても育児への協力を呼びかけるようにいたしております。

あともう一点、虐待の訪問の件数のフォローがきちんと行き届いているかということなんですけれども、保健事業の冊子に載っております虐待の訪問は、常勤の保健師が訪問した件数となっております。子育て支援課では、29年4月1日より、子育て支援拠点を開設しております。こちらは要保護児童対策協議会などもあわせて担当している部署でございますが、こちらに相談員2名を配置しております。そちらの相談員が訪問ですとか、相談の受け付け等々もしており、こちらの数に関しては着実に伸びている状況でございます。相談の延べ件数としましては、子育て専門相談員の相談の延べ件数が、平成29年度は488件でしたが、昨年30年度では530件ということで、丁寧に虐待と思われる方の指導等々、相談等々にも乗らせていただいていると自負しております。

以上です。

【小泉副委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 4ページの件はわかりました。達しなかったけども、影響ない程度の回収はいただいているということと、努力して通信の発送単価が下がったということで、不用額が出たのが、いいかどうかわかりません。努力して出たということで理解いたしました。

それから、父親・母親教室に関しましては、さまざまアプリ等も使いながらやっていたということなので、承知いたしました。今後もぜひ父親もしっかりと子育て育児に参加できるような環境をお願いしたいと思います。

それとあと、虐待のことにしましては、心配ないという理解で、もちろん言い切れない部分はあるでしょうけども、今さまざま問題があらこちらで全国ありますから、その辺のきめ細かいところをぜひ見ながら、悲しい事件につながらないような方向に行っていただきたいと思うんですが、その辺の見解をお願いいたします。

【小泉副委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 ありがとうございます。ご指摘いただいているように、今いろんなことが世間で言われておりますので、そういうことにならないように全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

【小泉副委員長】 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。4時30分まで休憩といたします。

---

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより、健康子ども部保育・青少年課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、引き続きまして、保育・青少年課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては伊藤課長より行いますので、よろしくようお願い申し上げます。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、健康子ども部保育・青少年課の決算につきまして、タブレットの資料に基づく説明をさせていただきます。決算書は75、76ページ、3款民生費2項児童福祉費

1 目児童福祉総務費になります。

初めに1の1職員給与費につきましては、子育て支援課にて一括でご説明をさせていただいておりますので、ご了承ください。

それでは、タブレット資料060保育・青少年課決算特別委員会説明資料の2ページをごらんください。9の1私立幼稚園就園奨励事業費でございます。施設型給付の対象とならない私立幼稚園等に通っているお子さんを持つ保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じて保育料の一部を補助するもので、町内では私立幼稚園2園と、平成30年4月から幼保連携型認定こども園へ移行しました1園が対象となります。30年度の補助対象児童は合計で482人でございます。

使用料及び賃借料につきましては、就園奨励費システムのリース料で、令和元年9月までの5年間の長期継続契約となっております。負担金補助及び交付金は、私立幼稚園就園奨励費補助金6,251万3,500円が支出額となっております、不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページ、私立幼稚園就園奨励費補助金は、全て負担金補助及び交付金へ充当しており、対象事業費の3分の1が国からの補助金です。

次に、3ページをごらんください。3目保育所費でございます。決算書は75、76ページをお開きください。1の1保育環境充実事業費は、児童の保育を認可保育所に委託して実施するための委託料や補助、また施設型給付の幼稚園等に対する給付や補助となります。なお、平成30年4月の保育所の利用状況につきましては、町外からの受託児童を含めた町内の認可保育所4園及び認定こども園の保育所部分、家庭的保育事業の合計は669人、また町外の保育所を利用している管外委託児童は26人となっております。国基準による待機児童につきましては、保育所等の整備により、平成30年4月現在で5人となりましたが、平成31年4月現在におきましては同数の5人という状況でございます。委託料につきましては、認可保育所の児童保育委託料で、町内では4園の認可保育所が対象となっております。負担金補助及び交付金は、備考欄に記載いたしました内容が主な経費となりますが、保育所等整備事業費補助金は、昨年6月に開所いたしました、そうわ保育園の建設について、平成30年度中に行った25%分及び補助対象事業費の増額分に対しまして補助金を交付いたしました。

次の子どものための教育・保育給付費は、施設型給付の対象となる幼稚園や認定こども園、小規模保育事業及び家庭的保育事業などの地域型保育事業を実施する事業者などに対する負担金となっております。このほかには、旭保育園の外壁塗装工事や一之宮愛児園の屋上防水工事に伴う保育所等緊急整備事業費補助金や延長保育事業、一時預かり事業、給食助成や職員加配などに対する民間保育所運営費等補助金などがございました。償還金利子及び割引料は、平成29年度に国から補助を受けました子どものための教育・保育給付費等の実績に伴う返納金でございます。なお、この事業における不用額につきましては備考に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、4ページをごらんください。全体で12件ございまして、各決算書のページは記載のとおりとなっております。数が多いので細節名のみでご説明をさせていただきます。①子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保育料で、委託料に充当いたしました。②、⑤の子どものための教育・保育給付費負担金は、国及び県からの負担金であり、委託料として支出する認可保育所、負担金補助及び交付金として支出する施設型給付の対象となる幼稚園や地域型保育事業等に対して、それぞれの科目に充当いたしました。なお、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1でございます。その他の歳入につきましては、全て負担金補助及び交付金に充当しており、③、⑦の子どものための教育・保育給付費補助金は、幼稚園における長時間預かりに対する国と県からの補助で、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1でございます。④の保育所等整備交付金は、先ほど備考でご説明いたしました保育所等整備事業費補助金に対

する国からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1でございます。⑥の安心子ども交付金事業費補助金は、先ほどご説明いたしました保育所等緊急整備事業費補助金に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1でございます。⑧の子どものための教育・保育給付費（施設型給付費等）補助金は、施設型給付の対象となる幼稚園の地方単独分負担分で、公定価格の26.6%を県と町が2分の1ずつ負担するものでございます。⑨の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士のキャリアアップ研修等に対応する代替保育士雇用費に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の4分の3でございます。⑩の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えて低年齢児の受け入れができるように、あらかじめ雇用した保育士に対する補助や健康管理のために看護師等を雇用した場合の補助、地域型保育事業との連携施設になって協定を結んでいることに対する補助で、県と町が補助額の2分の1ずつ負担するものでございます。⑪の子ども・子育て支援交付金及び⑫の県費の子ども・子育て支援金交付金事業費補助金は、延長保育事業と一時預かり事業に対する補助で、補助率は国、県ともに対象事業費の3分の1でございます。なお、この補助金は備考欄に記載のとおりメニューが多岐にわたり、当課では児童クラブ運営事業費が対象となるほか、子育て支援課が所管する子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業などが対象となっております。

次に、5ページをごらんください。2の1保育等事務経費でございます。保育業務に関する事務を円滑に行うための経費で、旅費につきましては、職員が会議に出席したための普通旅費、需用費の消耗品費は、参考図書を購入、印刷製本費は、封筒等の印刷代でございます。役務費は、納付書や入所決定等の郵送料や口座振替手数料でございます。委託料は、コンビニ収納代行委託料でございます。

次に、6ページをごらんください。4目青少年育成費1の1青少年育成事業費でございます。決算書は77、78ページをお開きください。子どもまつりや小学生体験学習、子ども議会、青少年創意工夫展、成人式などの事業を実施するとともに、青少年を取り巻く社会環境の維持改善に努め、青少年の健全育成を推進いたしました。報酬は、平成30年度中に2回開催いたしました青少年問題協議会委員への報酬と青少年指導員に対する報酬です。旅費は、青少年指導員の費用弁償と職員の普通旅費です。役務費は、成人式案内状の郵送料でございます。委託料は、子どもまつり及び小学生体験学習、成人式実行委員会に対する委託料及び平成30年度は、町民センターの改修により寒川総合体育館で成人式を開催したことによる会場設営等の委託料です。また、開催状況でございますが、子どもまつりは、総合体育館のメインアリーナでフラフープや縄跳びなどの8競技を行い、児童226人の参加がございました。小学生体験学習のサツマイモづくりでは、苗植えや草むしり、収穫と3回開催し、児童及び保護者延べ71名の参加がございました。成人式は、新成人の中から7人を成人式実行委員として委嘱し、式典のほか、卒業当時の先生方によるお祝いの言葉や思い出のスライドショー、新成人の主張などを実施いたしました。参加者は332人で、参加率は71.2%となっております。負担金補助及び交付金は、青少年環境浄化推進協議会に対しまして17万5,000円と、青少年指導員連絡協議会に対しまして7万円の交付をそれぞれ行ったほか、単位子ども会20団体に対しまして補助を行っております。主な不用額につきましては、報酬については、青少年指導員の定例会議への欠席によるもの、委託料につきましては、小学生体験学習で予定したキャンプの申込者が少ないため中止としたこと、及び成人式記念事業の執行残によるものです。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の41、42ページ、市町村事業推進交付金より、青少年指導員の旅費に対する費用弁償や小学生体験学習の委託料、団体への補助金などへ合計で20万2,000円を充当しております。なお、補助率は対象事業費の3分の1でございます。

次に、7ページをごらんください。2の1児童クラブ運営事業費でございます。保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図る事業で、町内には6つの児童クラブがあり、その運営につきましては、NPO法人寒川学童保育会へ一括で委託

しております。なお、平成30年4月の利用者は6クラブの合計で236人となっております。需用費の修繕料については備考に記載のとおりでございます。役務費は、各児童クラブの建物火災保険料でございます。委託料は、児童クラブの運営に伴う経費で、入所児童数に応じて配置する支援員等の人件費や光熱水費などの各クラブの運営にかかわる経費と、学童保育会本部の事務所費を合わせたものでございます。使用料及び賃借料は、各クラブに設置しておりますAEDの借上料です。なお、このリース契約は5年間の長期継続契約となっており、期間は平成29年7月から令和4年6月までとなっております。主な不用額につきましては、委託料について、児童クラブの運営委託における保育料の減免対象者が見込みより少なかったためでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページの子ども・子育て支援交付金及び歳入番号②、決算書は41、42ページになりますが、県費の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、児童クラブの運営に対する事業費が対象となり、補助率は国、県ともに対象事業費の3分の1となっております。

続いて、8ページをごらんください。2の2ふれあい塾運営事業費でございます。ふれあい塾は、地域の方々にご協力をいただき、各小学校の体育館で放課後の児童の遊び場を提供する事業でございます。30年度の開催状況は、給食がある月・水・金曜日の開催を基本といたしまして、指導員1名とボランティア2名の3名体制で見守りを行い、5校合計の年間登録者数は1,645人、年間の利用者人数は備考に記載のとおり延べ8,780人で、1校平均1日約17.8人となっております。賃金は、指導員の賃金、報償費は、見守りを行っていただいている方に対する謝礼、旅費は、指導員の研修にかかる普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、ドッジボールや卓球ラケットなどの遊び道具を購入しております。また、医薬材料費は、虫よけスプレーや湿布などを購入いたしました。なお、主な不用額につきましては、賃金においては、ふれあい塾の開催日数の減によるものでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページ、放課後子ども教室推進事業費補助金は、指導員の賃金や旅費、需用費の遊び道具などの記載の科目へそれぞれ充当しております。なお補助率は、対象事業費の3分の2が県からの補助金となっております。

次に、9ページをごらんください。3の1青少年広場維持管理経費でございます。大蔵にございます青少年広場の維持管理経費で、報償費は、月額3万8,000円で管理をお願いさせていただいている方への謝礼、需用費の消耗品費は、蛍光灯などの購入費、光熱水費は、電気料及び水道料となっております。修繕料は、備考欄に記載のとおりでございます。次に、委託料の内訳につきましては、広場内の除草業務委託、し尿くみ取り清掃委託、青少年広場内公衆トイレ設置に向けた支持力試験委託及び測定の委託、倉庫等の撤去委託でございます。使用料及び賃借料は、青少年広場の面積のおよそ半分となる1万4,832.08平方メートルの借地につきまして、地権者13人に対して賃借料を支出いたしました。

次に、10ページをごらんください。3の2ちびっこ広場維持管理経費でございます。町内の3カ所がございますちびっこ広場の除草委託料で、大村ちびっこ広場につきましては年1回、倉見と中倉見のちびっこ広場につきましては年2回の除草作業を実施いたしました。

最後に11ページをごらんください。歳入決算の一般財源他の概要でございます。11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金につきましては、保育料の滞納繰越分でございます。12款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料につきましては、行政財産使用料で、財政課で一括説明をいただいております。19款諸収入4項雑入1目雑入につきましては、小谷小学校区げんきっ子クラブと一之宮小学校区わんぱくクラブの水道料でございます。2目過年度収入につきましては、平成29年度に受けた国及び県からの補助及び負担額に対しまして、実績が確定したことによる過年度収入でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 ここで暫時時間延長いたします。

説明が終わりました。挙手にて質疑をお受けいたします。

杉崎委員。

【杉崎委員】 1点だけ質問させていただきます。青少年育成事業の中で、小学生のキャンプが中止になっておりますけれども、ことしも含めて過去の実績をお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 過去の実績という部分で、どこまで戻らせていただくかというところもあるんですけども、今年度につきましては、泊りでのキャンプを実施させていただいております。22名のご参加をいただいております。当該の30年度につきましては、泊りのキャンプではなくて、デイキャンプで青少年広場を活用して行う、また近くの地域集会所も活用して行うというような形を予定しておりました。最少催行人員を8名としていたんですけども、残念ながら6名というような応募状況の中で実施することができないという状況がございました。その前年につきましては、旅行業法の絡みがたしかございまして、その関係で実施することができなかったという状況であると記憶しております。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 申込者は昨年度少なかつたということなんですけど、申し込みの周知、キャンプの周知の仕方はどのように、それから申し込みの方法はどのようになっていますでしょうか。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 周知につきましては、もちろん広報等の実施をしております。あと教育委員会を通じてお出ししている「すきっぷ」での周知も行わせていただいております。また中止になってしまったときにつきましては、学校を通じた募集チラシの配布というものにもご協力いただいて、やらせていただいているところなんですけど、残念ながら数が集まらなかったという状況でございます。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 学校を通じての「すきっぷ」とかチラシの配布する時期について、早過ぎたとか遅過ぎたとか、そういった話というのはなかったですか。学校側もさまざま行事を抱えている中で、先生方も大変な中で、その辺の協力の体制はどうだったんでしょうか。あまり詳しく言いたくないですが、時期が早過ぎたと、4月ぐらいに配布されたというような話もちらっと聞いたんですけど、本当に参加してほしいという思いがあって、時期というのも大変重要かと思うんですけども、その辺はどう担当課としてお考えなのかお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 広報の手段なんですけど、先ほど課長から「すきっぷ」という形で説明させていただきましたが、「すきっぷ」につきましては、7月1日付で配布させていただいております。その他広報であったり、ホームページで啓発をさせていただいたところなんですけど、こちらについては、早過ぎた、遅過ぎたとは事務局としては認識していない、思っていないところです。

以上です。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 私は先ほど「すきっぷ」を教育委員会と申し上げてしまったんですけど、発行は協働文化推進課だと聞いております。済みません、失礼しました。

【岸本委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 10ページのちびっこ広場の維持管理なんですけど、まめに除草とかをやってもらっていますけど、これに関して何年か前にはフェンス、ネットもいろいろ補修してもらったと思うんですけど、ちびっこ広場の状況の点検というのは職員の方でやっているのかどうか確認をとりたいと思います。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 各参加者のちびっこ広場の点検は、確実に毎月1回行くという体制ではなくて、今回も台風であったり、いろいろな状況の中で確認を、定期的ではないにしろ、しているという状況でございます。実際に今回の台風の部分でもネットが若干ずれた部分とかがありますが、大きな被害というのはない状況でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 台風の後に行っていらっしゃるということなんですけど、才戸のちびっこ広場は、道路側のフェンスがあるんですけど、ブロック塀の基礎のブロックが割れてきているところもありますので、そういうところも見てもらって、補修できるものはやってもらいたいですけど、そういうところについてはどうでしょうか。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 今ご発言いただいた部分につきましては、過去に大きなトラック、これはどちらの車両になのか断定できないんですが、トラックが網のフェンスにぶつかってしまって、かつ下のブロックを崩してしまったという状況はありました。その状況の中でも、実際に強度的な部分では、崩れてしまったブロックを取り除いておいて、実際フェンスを支える支柱を固定している部分というのはまだ生きていますので、その状況で今残ってございますが、今後状況を見る中で対応も考えていかなければいけないというのがございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いしたいと思います。6ページの青少年育成事業費の委託料の中で、成人式記念事業を行った執行残というものもございます。30年度の成人式は、町民センターが使えなくて体育館でことしの1月に行った部分だと思えますけれども、30年度限りのような気はしますけれども、大変お金はかかっています。去年と比べても相当金額が違うと思えますけれども、成人式当事者、親御さん含めて大変好評でした。そういった中では、成人式にほとんどお金がかかっていない中で、これからの寒川をしょってもらう二十歳の成人の子どもたちにとっては、本当に大きな町のイベントかと思えますけれども、今後も体育館でやっていくというような考えはあるのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 ただいまのご質問でございますが、実際30年度に実施された成人式、これにつきましては、非常に好評だったというような状況、また安全対策とか、周辺の警備的な部分ですとか、駐車の部分であったり、そういう部分であって、非常にうまくやることができた、今お話がありましたように、お金が随分かかってしまったんですが、という状況は確認してございます。今年度につきましては、いったんもとに戻りまして町民センターということで実施するんですが、今後の実施に向けた検討という中では、当然1回これだけの実績ができたという中で、どういう形、場所を変えていくのか、今のままの場所で続けていくのかというのは、検討の俎上に乗せていく必要があるというのは考えてございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 『「高座」のころ。』をやったりとか、本当に工夫をされていて、細かいところの

課題はあったかと思えますけれども、本当にすばらしい企画だったかと、実行委員の子どもたちにとっても、すばらしい今までにない企画だったのかとも思っていますので、もちろん町民センターでやっていくことも、予算をかけずに、必要かと思えますけれども、その辺のを検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。これは意見で。

【岸本委員長】 要望ということでお願いします。

最後に、小泉副委員長、お願いします。

【小泉副委員長】 2点お伺いいたします。まず、1点が、青少年育成事業費、6ページ、におきまして、例えば子ども議会、さらに青少年問題協議会、さらに、こちらは補助金になりますが、青少年環境浄化推進協議会、そして青少年指導員連絡協議会というあたりで、さまざまなお子さんたちと触れ合っている方々からの意見等がいろいろと平成30年度においても出てきたのではないかと思うのですが、こういった意見等を町としてどのように受けとめて、実際に施策に反映していったのかという点をまず1点お伺いいたします。

あと2点目が、次の7ページ、児童クラブになりますが、現状で6カ所ありまして、かなり老朽化等、も進んでいるのではないかと思います、そうした中で修繕も当然いろいろ必要な箇所も出てきているのではないかと思います、そうした中、委託料で今回不用額が359万4,660円と大幅に出た、こちらは減免対象者が少なかったというご説明がありましたが、老朽化等も踏まえまして、現状町としてはどのように考えられていますかというところをお伺いします。

【岸本委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 各補助団体さんとか、協力していただいている団体さんからさまざまなご意見をいただく部分はございます。この意見をいただいたから、この施策に反映したと、ダイレクトになかなかうまく言えるものはないんですけども、例えば先ほどのキャンプの件でもございますが、1回デイキャンプにしたものを青少年指導員さんからは1泊のキャンプでというようなお話もいただいたりする中で、そういう部分で実現に移しているという部分もございます。

それから、不用額に伴う児童クラブの修繕とかの関係ですが、ご意見がありましたように、古い児童クラブも確かにございます。なかなか現状、計画的にそこを修繕して直していくという状態には至っていない状況で、実際クラブから、こういうところは具合が悪いので直してほしいというものに対して現状は対応しているという状況になっておりますので、基本的には先行してその部分を補修していくというところまで今至っていないという状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 まず、1点目はわかりました。こういう機会が意見を酌み上げる場所としてはよく機能しているとも思いますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

2点目、児童クラブに関してなんです、NPOの運営となった平成27年度以降、毎年数100万円ずつ予算も増えていっている状況でして、こちらは非常にいいと思うのですが、実際に支援員の方ですとか、補助員が慢性的に不足しているのではないかと思います。そこで、人材確保という点において、平成30年度において4,200万円という決算額は、十分な額だったと町としては考えられておりますでしょうか。特に支援員の方、補助員の方々の賃金に関して、実際のところ最低賃金ぎりぎりで行われているのではないかと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【岸本委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 支援員が不足しているのではないかというご質問なんです、委員のおっしゃるとおり、確かに保育会からは支援員が不足しているというお声をいただいています。募集につきましては、職業安定所を通じて募集をかけたり、人伝いに募集をかけているところなんです、なかなか

人が集まらないというのは現状あるところです。また、賃金につきましては、委員さんおっしゃるとおり、今後もう少し賃金の見直しをしていかなければいけないということで、今月末に理事会が開かれるんですが、そういったことも含めて検討していきたいと今後も思っております。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 最後になりますが、これは今年度これから出てくる話になりましたが、またさらにクラブの増設ということもありまして、定員も当然増やしていくという形になると思いますが、それに伴って人材確保、さらに現状でも今おっしゃられたように足りないというようなということで、そこでさらに人材確保が必要になるかとも思いますが、そこにおきまして人件費という面でも積極的な予算展開が望まれるかと思いますが、今回の決算を来年度の予算編成に対してどのように生かしていくのか、その見解をお伺いいたします。

【岸本委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 保育会への委託料につきましては、国で定めております放課後健全育成事業の補助メニューに応じて委託しているところでございます。この中には実は人件費等は含まれておりません。クラブの人数であったり、開所日数、あと夏休みの期間であったり、そういったものに応じて補助をいただいております、それに伴って委託料として保育会にお出しして、その中で保育会がやりくりをいただいているような状況になります。

以上です。

【岸本委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で、健康子ども部保育・青少年課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日最後の審査になりますが、健康子ども部健康・スポーツ課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、健康子ども部最後になります。お疲れのところとは存じますが、よろしく願いいたします。健康・スポーツ課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては、亀井課長より行います。よろしく願い申し上げます。

【岸本委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、健康子ども部健康・スポーツ課所管の平成30年度決算につきましてご説明いたします。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとに行いますので、よろしく願いいたします。また、参考資料といたしまして、健診や予防接種などの事業実績をまとめました平成30年度保健事業をあわせてタブレット資料として提出しておりますので、よろしく願いいたします。なお、平成30年度保健事業の中で、健康・スポーツ課所管の事業にかかる実績は45ページ以降となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、健康づくり担当所管の決算についてご説明いたします。決算書は77ページから80ページまでとなっております。初めに、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。決算書の77、78ページ、タブレットは2ページをごらんください。健康増進事業費につきましては、健康維持や生活習慣病予防に関心を持ち、適切な保健行動がとれるよう、健康手帳の交付、各種健診を行うとともに、健康についての正しい知識を得ることで、健康に対する心配や不安の解決を図るため、健康教育、健康相談、保健指導の各対象者への事業の周知と勧奨を行ったものでございます。



賃金は、健康教育における管理栄養士及び歯科衛生士を臨時職員として雇うための賃金、報償費は、ロコモ予防教室開始にかかる講師謝礼、消耗品費は、健康増進事業にかかるパンフレットや情報誌などの購入、印刷製本費は、がん検診問診票及び検診結果を郵送するための封筒の作成、役務費は、健康教育において使用する借用機器を返却するための料金及び健康診査における勧奨、再勧奨通知等を郵送するための料金などの通信運搬費、委託料は、成人の健康診査、がん検診及び歯科健診などの健診にかかる委託料と、歯っぴいデー及び歯科保健講習会開催などの口腔の健康教育にかかる委託料でございます。償還金、利子及び割引料は、国庫補助金の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金にかかる返納金となっております。この返納金につきましては、補助金の受け入れ後、年度末の実績報告により補助金が確定することにより返納することとなったものでございます。なお、主な不用額の理由については、資料記載のとおりとなっております。

続いて、下表をごらんください。健康増進事業費の特定財源でございます。歳入番号①の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、決算書の37、38ページでございます。この補助金5万9,000円は、がん検診受診勧奨通知作成のための用紙購入費及び受診勧奨のための通信運搬費に充当しており、補助率は2分の1となっております。

歳入番号②の市町村健康事業費補助金は、決算書の41、42ページでございます。この補助金146万9,000円は、保健衛生にかかる情報誌の購入、健康診査事業の歯科健診、健康診査等の委託料に充当しており、補助率については、健康教育及び健康診査にかかるものが3分の2、肝炎ウイルス検診にかかるものが10分の10となっております。

続いて、タブレット資料3ページをごらんください。保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務にかかる旅費、健康システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、保健師や管理栄養士という専門職を対象とした研修や健康増進主管課長会議、ME-BY0サミットに参加するための交通費、使用料及び賃借料は、健康システム借り上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団、腎・アイバンクへの負担金でございます。当経費における特定財源の充当はございません。

続いて、タブレット資料4ページをごらんください。健康普及事業費につきましては、町民のライフステージに合わせた健康づくりを支援するため、町民が自主的に健康づくりや食育に取り組むための機会や場を提供し、町民一人ひとりの自分の健康は自分で守るという意識の促進を図ったものでございます。報償費は、健康普及のために開催する講座の講師及びさむかわ元気プラン推進委員への謝礼、消耗品費は、健康普及事業及び食生活改善推進事業を実施するための器具や食材の購入費、委託料は、食生活改善推進事業において年代別の栄養教室を開催するための委託料、負担金補助及び交付金は、平成30年度より参加しましたME-BY0サミットにかかる負担金でございます。本事業において特定財源の充当はございません。

続いて、決算書は79、80ページの2目予防費でございます。タブレット資料は5ページをごらんください。高齢者予防接種事業費につきましては、感染症の予防や蔓延を防ぐため、65歳以上の方と60歳から64歳までの心臓、腎臓及び呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障害のある方を対象としたインフルエンザ、それと65歳から5歳刻みで100歳までの方を対象とした肺炎球菌感染症の予防接種を行ったものでございます。消耗品費は、予防接種にかかる書籍の購入、印刷製本費は、インフルエンザ予診票の印刷代、役務費は、予防接種実施医療機関への通知にかかる通信運搬費、委託料は、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種実施のための委託料、負担金補助及び交付金は、施設入所などの理由により契約医療機関以外において予防接種された方の償還金でございます。なお、不用額の理由については資料記載のとおり、また本事業において特定財源の充当はございません。

タブレット資料6ページをごらんください。予防事務経費につきましては、予防事業にかかる会議

に出席するための旅費、予防事業にかかる冊子を作成するための経費でございます。旅費は、予防接種、災害医療、救急医療及び地域医療にかかる会議に参加するための交通費、印刷製本費は、全戸配布いたします「健康だより」を作成するための印刷製本費でございます。

続いて、下表をごらんください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号①の広告掲載料は、決算書の49、50ページで、「健康だより」に掲載した広告の掲載料となっております。こちらは、財政課よりまとめて説明したものとなっております。

タブレット資料7ページをごらんください。感染症予防事業費につきましては、水害時等の伝染病予防や感染症発生時の蔓延防止のため、床下等の消毒を委託により実施するものでございますが、平成30年度につきましては、消毒を必要とする事象が発生しなかったことから、予算の執行がなかったものでございます。

続きまして、タブレット資料8ページをごらんください。救急医療体制充実事業費につきましては、休日昼間、夜間、年末年始において、病気、けが等による診療手当が必要なときに、いつでも医療機関で診療が受けられる救急医療体制の充実を図ったものでございます。委託料は、休日、年末年始の昼間及び夜間に、町内医療機関の在宅当番医制により初期救急医療を確保するための委託料でございますが、本年4月1日より診療の場を茅ヶ崎市地域医療センターへ移行済みでございます。負担金補助及び交付金は、眼科の初期救急医療を確保するため、茅ヶ崎医師会に交付した補助金でございます。なお、不用額の理由については、資料記載のとおり、また本事業においての特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料9ページをごらんください。地域医療体制充実事業費につきましては、医学、医術の研さん及び地域医療の充実を図るため、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会の3団体に対し事業費補助を行ったものでございます。また、質の高い医療確保のための看護師確保対策の一環として、茅ヶ崎市、藤沢市及び寒川町の2市1町が、藤沢市医師会が設立した看護専門学校に対し補助金により支援したものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、ただいま申し上げました3団体及び湘南看護専門学校に対する補助金でございます。

続いて、下表をごらんください。地域医療体制充実事業費の特定財源でございます。歳入番号①のまちづくり寄附金5,614万514円は、決算書の45、46ページで79万円を湘南看護専門学校の補助金に充当したもので、こちらは財政課よりまとめて説明したものとなっております。

タブレット資料10ページをごらんください。食品衛生事業費につきましては、寒川町自治食品衛生協会会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るために行ったもので、負担金補助及び交付金については、同協会に事業費補助を行ったものでございます。また本事業において、特定財源の充当はございません。

続きまして、3目保健施設費でございます。タブレット資料は11ページをごらんください。健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理にかかる経費でございます。役務費は、施設の火災保険料、委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と、町職員が事業のために使用するコピー機の借上料でございます。また、備品購入費は、食生活改善推進事業等で使用している冷蔵庫が故障し、使用不能となったことから、新たなものを購入したものでございます。当経費の特定財源の充当はございません。

続きまして、スポーツ推進担当所管の決算についてご説明いたします。初めに、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。決算書の105、106ページ、タブレット資料は12ページをごらんください。職員給与費につきましては、スポーツ推進担当3人分及びさむかわ庭球場職員1人

分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続きまして、タブレット資料13ページをごらんください。保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に関するものでございます。報酬は、スポーツ推進審議会委員の報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員である県職員の費用弁償、また担当職員が県の主催する会議等に参加するための交通費、そしてニュースポーツの普及や町のイベント運営支援を担うスポーツ推進委員が全国表彰を受けたことから、鹿児島県で開催された式典出席に随行するために支出したものでございます。本事業において特定財源の充当はございません。

タブレット資料14ページをごらんください。スポーツ支援体制強化事業費につきましては、スポーツの推進を図るため、スポーツ推進委員が実施する講習会により、誰でも手軽に楽しむことができるニュースポーツの普及啓発を行ったものでございます。報酬は、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や町のイベント運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬、旅費は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のための研修会に参加するための交通費及び鹿児島県で開催されました全国表彰式典に出席するための旅費、被服費につきましては、新たにスポーツ推進委員として委嘱された方5名分のユニフォーム購入費でございます。負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織であります神奈川県スポーツ推進委員連合会の負担金となっております。なお、不用額の理由については資料記載のとおり、また、本事業においての特定財源の充当はございません。

タブレット資料15ページをごらんください。スポーツ活動推進事業費につきましては、スポーツ活動の推進を図るため、若い世代から高齢者に対してスポーツに対するきっかけづくりと場の提供を行うとともに、競技力の向上を目指す場として、各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施したものでございます。

委託料は、市町村対抗神奈川駅伝競争大会に町の代表選手を派遣するための委託料、負担金補助及び交付金は、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、体育協会及びレクリエーション協会への補助、チャレンジデー実行委員会の交付金となっております。本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、2目体育施設費でございます。決算書の105、106ページ、タブレット資料は16ページをごらんください。スポーツ施設運営管理経費につきましては、町の野外体育施設や庭球場の運営管理にかかる経費でございます。消耗品は、さむかわ庭球場維持管理のための消耗品の購入、燃料費は、さむかわ庭球場草刈り機の混合ガソリンの購入、光熱水費は、さむかわ庭球場の電気料、水道料及びプロパンガス代、そして倉見公園の水道料、町営プール警備機器のための電気料、修繕費は、さむかわ庭球場Dコート、Eコートのセンターガイドの修繕及び田端スポーツ公園第2野球場1塁側ベンチシートの修繕にかかる経費でございます。役務費は、さむかわ庭球場の電話料及び町営プール警備機器通信用の電話料、さむかわ庭球場の浄化槽定期検査料、町営プール休場中にその代替として開放いたしました小学校プール4カ所の水質検査料、町営プール、田端スポーツ公園の管理棟及びパンプトラックさむかわの火災保険料でございます。委託料は、さむかわ庭球場及び町営プール警備委託、さむかわ庭球場の浄化槽維持管理委託、倉見スポーツ公園、そして川とのふれあい公園野球場及びサッカー場のトイレのくみ取りと除草委託、町営プール休場中の代替として実施している学校プール開放の業務委託料、田端スポーツ公園及びパンプトラックさむかわの指定管理料となっております。使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園にかかる共有地及び県有地等の借地料、AED機器の借上料となっております。原材料費は、倉見スポーツ公園グラウンド用の黒土等の購入経費ですが、グラウンドの状態が良好であったことから、購入不要となったため未執行となったものでございます。負担金補助及び交付金は、いこいの広場の共用施設の維持管理経費にかかる負担金となっております。

なお、不用額の理由については、資料記載のとおりとなっております。

続いて、下表をごらんください。歳入番号①の庭球場使用料234万3,000円は、決算書の33、34ページで、143万4,744円をさむかわ庭球場の維持管理経費に充当してございます。

続いて、タブレット資料は17ページをごらんください。パンプトラックさむかわ整備事業費につきましては、身近な自転車等によるホイールスポーツの競技人口の普及や2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成、さらには交流人口の増加による地域の活性化を目的としてパンプトラックさむかわを整備したものでございます。報償費は、パンプトラックさむかわのオープンセレモニーにおいて進行を務めていただいた方への謝礼、消耗品費は、施設内に掲示するのぼり旗及び横断幕の購入、工事請負費は、施設の外周を囲うフェンス設置のための経費となっております。そして備品購入費は、2コース分のモジュラーパンプトラックメイン看板及び防犯カメラの購入費となっております。なお、不用額の理由については、資料記載のとおりとなっております。

続いて、下表をごらんください。歳入番号①のスポーツ振興くじ助成金1,396万円は、決算書の49、50ページでございます。外周フェンスの設置費用及びモジュラーパンプトラックの購入費に充当してございまして、助成の対象となった経費は100分の80で、補助率は3分の2となっております。

歳入番号②のまちづくり基金繰入金2,426万2,000円は、決算書45、46ページでございます。外周フェンスの設置費用及びモジュラーパンプトラックの購入費に373万円を充当したもので、こちらは財政課よりまとめて説明したものととなっております。

最後となります。続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料は18ページをごらんください。決算書は33、34ページの12款使用料及び手数料1項使用料でございます。3目衛生使用料保健衛生使用料及び6目教育使用料保健体育使用料の行政財産使用料につきましては、自動販売機の設置にかかる使用料で、こちらも財政課よりまとめてご説明したものととなっております。

続いて、決算書は49、50ページの19款諸収入4項使用料1目雑入でございます。自販機等電気使用料につきましては、さむかわ庭球場に設置する自販機にかかるもので、こちらも財政課によりまとめてご説明したものととなっております。

以上をもちまして、健康・スポーツ課所管の決算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

太田委員。

**【太田委員】** 1点だけお伺いしてまいりたいと思います。ページ数にすると2ページの健康増進事業費に当たるとは思うんですけども、内容的には資料のページでがん検診です。30年度ですけれども、28年ぐらいからでしょうか、クーポン事業が終わって、町としてのがん検診の受診券の配布方法を変更したと思います。そういった中で、30年度の検診率を見ていきますと、若干上がっているものもありますけれども、基本的には相当がん検診の受診率が低いのかと思っております。30年度の受診率の低さの要因が何だったのかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

**【岸本委員長】** 今澤技幹。

**【今澤技幹】** ただいまご質問のございました健康増進事業がん検診のクーポン終了後の受診券配布の変更、また受診率についてお答えいたします。29年から、クーポン券を終了いたしまして、乳がんについては41歳、子宮がんにつきましては21歳の方を対象に無料券を配布しております。この方々の受診状況につきましては、クーポンのときとおおむね変わっておりません。全体の受診率でございますが、実は28年度から対象者の変更がございまして、27年までは対象者の総数が国保対象者分の受

診者ということでございましたが、国の変更によりまして、28年から全住民の対象者、例えば胃がんですと40歳以上の方全員ということになっておりまして、見かけの受診率としては、国保受診者より対象者が倍に増えておりますので、それで下がっておりますが、全体の受診者数としましては、変わっているのは、大腸がん、肺がんが若干見込みより落ちております。28年度予算をもとに30年度予算を編成しております関係で、大腸がんの施設検診につきましては、予定総数が4,120人を見込んでおりました。実績につきましては、施設検診が3,502人でございます。618人ほど少ない実績となっております。その分と、それから肺がんの施設検診は予定総数4,925人を予定しておりますが、実績が4,393人ということで、こちらが予定より532人ほど少ない実績となっております。この部分で委託料の不用額が出ておりますが、実は胃がん検診につきましては、29年から内視鏡を導入したこと、また茅ヶ崎市との乗り入れ、茅ヶ崎市でも受診できるということで、胃がん検診が見込みより伸びておりまして、委託料は実は12月補正を500万円ほどしておりますので、残額が出ておりますが、最初の予定額よりはかなり委託料としては増えております。胃がんは、内視鏡につきましては、予定数が260人、こちらは施設検診です。実績では368人ということで、こちらが見込みよりも108人増えております。また、内視鏡以外のX線のバリウム検査におきましても、施設検診で80人ほど実績が伸びております。全体としましては、検診項目により増減はありますが、おおむね伸びている傾向にはあります。今後も受診券の方法を無料券以外に29年から特定健診の方に全員がん検診の受診券を送るという方法で、こちらはこれまでは受けられる項目はこれです、どれを受けますかという方法だったんですが、全員に受けられる項目全ての受診券を発送している、要はナッジ効果を狙っているということで、あなたが受けられるのはこれ全部ですということで、皆さんが受けられる項目全部の受診券が来るというようなお徳感と、それから集団検診の費用と施設検診の費用を表示することによる集団検診のお徳感をアピールしております。受診券の方式を変えてから、ナッジ効果で受診率は少しずつは改善しております。今後も内容を検討しながら、受診の勧奨の方法もまた考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 細かくありがとうございました。ここ数年で変化していきっている中で、対象が国保の対象から全対象になったということで、この数字が出てきているということがわかりました。そういった中で、特定健診を受けられる方ががん検診の受診券が入っているのは、私も国保なので、わかりやすいということはわかるんですけども、社保の方が、自分がどれの対象で、いつ受けられるのかというところが、例えば「健康だより」を自分で見ていかないと、役場に電話をしないとわからないという、やりとりが、どういうふうに申し込めばいいかというのがわからないというお声を何件か聞きました。そういった中では、その入り口で何か役場の担当課にもそういった不都合な連絡が入っているかどうか、またその辺の改善点を予定しているのかということをお伺いしたいと思います。

【岸本委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 ただいまご質問いただきました社保の方への受診案内についてでございますが、現在のところ国保以外の対象者の方への全員通知はまだ検討しておりませんが、現在行っております通知が40歳の方に対する肝炎ウイルスの通知、また年代別になりますが、歯科については40代、50代、60代、70代と10歳刻みで受診券を発送しております。受診券を発送するときには、その案内にがん検診の受け方等についても案内しておりますので、社保の方でも特定年齢に該当した方には「健康だより」以外の通知が行くような連絡はとっております。確かに社保の方にもご通知を差し上げればよいのかもしれませんが、会社で受けられている方も多くおりますので、どこまで町でご通知をするかについては、今後また検討していきたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。社保も、各健保協会とか社保で協力的に押し込んできている部分もあるので、担当課がやっていくべきなのか、その辺は私もどうかとは思いますが、若い人たちが職場で受けられない方たちのお声として、どう手続きをしていいのかというのがなかなかわからないという複雑だというお声を聞いたので、その辺の改善をしていくことで、若干かもしれないけども、受診率が向上していくのかとも思ったので質問させていただきました。またその辺については研究していただいて、少しでも受診率アップにつなげて、早期発見、早期治療に結びつけていただければと思います。

あと、胃がん検診も29年度から内視鏡が加わったということですが、胃がんに関しては、ピロリ菌が90%以上胃がんの原因と言われております。そういった中で、この前段階として、ABC検査とか、血液でリスクがわかるやつがありますね。そういうのをオプションで入れていただくとか、そういうところのプラスアルファの部分というのは、町として考えていますでしょうか。

【岸本委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 今ピロリ菌の事前の血液検査のご質問かと思われませんが、がん検診では、検討はしておりません、あとは特定健診に入れるかということになるかと思いますが、特定健診の項目としては、該当しておりませんので、オプションでとなりますと、全額町持ち出しになると思いますし、その辺は国民健康保険の組合の考えもあると思いますので、こちらでは申し訳ないんですが、お答えできない内容かと思えます。

以上です。

【岸本委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 15ページのスポーツ推進事業なんですけど、負担金及び交付金がありますけど、この金額がもしわかれば、どういうところに出しているのかというのを教えてください。

【岸本委員長】 今手元に資料はございますでしょうか。山田委員、もし今手元になれば、資料提出でもよろしいでしょうか。

門脇主査。

【門脇主査】 全国大会出場交付金、これは全国大会、世界大会に出場された方への交付金となります。あと、スポーツ関係団体への補助金……。

【岸本委員長】 門脇主査、金額もあわせてお願いいたします。

【門脇主査】 はい、済みません。全国大会等出場交付金が31万円になります。続きまして、スポーツ関係団体補助金、こちらは体育協会へ支出しているものが99万円、もう一カ所、寒川町レクリエーション協会に17万5,000円支出しております。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、全国大会、国際大会も含まれているんでしょうか。もし国際大会と全国大会を分けて説明できるようにしたらお願いします。

【岸本委員長】 門脇主査。

【門脇主査】 それでは、交付の件数につきましてご説明いたします。まず全国大会出場の交付金が、個人が14件、団体が2件、世界大会出場交付金が、個人で6件、以上となります。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 1点だけお伺いいたします。7ページになりますが、感染症予防事業費は、30年度において予算現額としては8万1,000円、ただ支出は全くなかったというところで、毎年度数万円の予算がついているかと思いますが、実際には使われないことも多々あるということで、ただ、近年、平成30年度においても大きな台風が来ましたし、昨今の大きな台風の記憶もかなり新しいかと思うのですが、こういった際に、水害時と伝染病予防や感染症発生時の蔓延防止のため床下等の消毒実施ということで、こちらの予算が実際に使われることになるという説明もありましたが、万が一、大規模な水害等が発生した際には、とてもこの金額では済まないのではないかと思うのですが、そのような際にはどのように対応されるのでしょうか。

【岸本委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 とりあえず災害はどのくらい起きるか予想できないところがありまして、これが最小単位の金額となっております。非常事態ということで、その辺は予備費等の充用で対応していければと考えてございます。

【岸本委員長】 では、これにて質疑を打ち切ります。健康子ども部健康・スポーツ課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

---

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開します。

先ほどの審査の中で子育て支援課で発言の訂正の依頼がございましたので、許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 暫時休憩をいたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、お願いいたします。伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 大変申し訳ございません。先ほどの子育て支援課の答弁の中で、事実と違うことを答弁したということで、訂正の申し入れをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。説明については宮崎課長が行います。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 先ほど太田委員からのご質問で、ひまわり教室で幼稚園、保育園の巡回をしているかというご質問がございました。その中で答弁として、福祉課が相談支援事業者に委託して実施しているとお答えしたことにつきまして、平成30年度に既に実施しているように受け取られるような言い方になってしまっておりました。幼稚園等への巡回につきましては、従来から福祉課が委託事業として行っている相談支援事業に、平成31年4月から発達障害児(者)及び家族等支援事業として加える形で実施しているものでございまして、平成30年度はこの部分については実施されておりました。誤解を招く表現で答弁してしまいまして、また訂正のために貴重なお時間をいただきましたこと、大変申し訳ございませんでした。

【岸本委員長】 皆さん、発言訂正でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

---

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日2日目の決算特別委員会の審査も終わりました。予定よりも1課多く終わることができました。

あしたは環境経済部産業振興課からの審査になりますので、あしたもよろしくお願ひ申し上げます。  
また、傍聴の皆さんも遅くまでお疲れさまでございました。

本日は、これにて終了いたしまして、あした午前9時より再開させていただきます。本日はお疲れさまでございました。

午後5時57分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月28日

委員長 岸 本 優